

令和元年第2回

菊陽町議会6月定例会会議録

令和元年6月6日～6月17日

熊本県菊陽町議会

令和元年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 6	木	開会・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第7号）質疑・討論・表決 （報告第1号～報告第3号）質疑
6 / 7	金	一般質問
6 / 8	土	休会
6 / 9	日	休会
6 / 10	月	一般質問
6 / 11	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 12	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会
6 / 13	木	休会（議案調査）
6 / 14	金	休会（議案調査）
6 / 15	土	休会
6 / 16	日	休会
6 / 17	月	議案審議（議案第23号～議案第30号、同意第3号、諮問第1号）質疑・討論・表決・閉会

令和元年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	福島 知雄 (P29～)	1. J R 豊肥線三里木駅から空港まで分岐延伸が決定されたことに伴う、地域活性化の政策について	(1) 三里木駅周辺の地域活性化の政策を問う。 (2) 菊陽南小校区地域活性化の政策を問う。 (3) 鼻ぐり井手公園は南小校区の活性に大きく寄与している。今後の地域づくりのためにも鼻ぐり井手公園線を駐車禁止にすべきではないか。
		2. 住環境整備の政策について	(1) 十一軒五軒屋線の道路整備をすべきではないか。 (2) 町道（新町南線）の通行規制の政策を問う。 (3) 県道新山原水線（菊陽空港線の延伸）整備の進捗状況を問う。
		3. 中学校の通学手段について	武蔵ヶ丘中学校の自転車通学が令和2年度より「2.3キロ以内」は禁止になる予定と聞く。その理由を問う。
2	甲斐 榮治 (P43～)	1. 阿蘇くまもと空港へのアクセス・J R 三里木駅分岐事業関連について	(1) 本事業の進捗状況について、令和元年5月時点までに町は熊本県からどのような情報を受け取っているか。 (2) 本事業に関して、町は熊本県と定期的かつ常設の意思疎通チャンネルを持っているか。またこれまでに熊本県と何らかの協議をしたか。 (3) 本事業に関して、熊本県は町にどのような対応を求める可能性が考えられるか。また町としてどのような関連事業を考えているか。 (4) 今後どのような展開が考えられるか。議会や町民への説明はどのような時点でなされるか。 (5) 本件に関するプロジェクトチームを作って、取り組むべきではないか。 (6) 第5期菊陽町総合計画後期基本計画は全面的に見直すべきだと考えるが、どうか。
		2. 町の事業について	(1) 菊陽空港線延伸事業の進捗状況はどうなっているか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(2) (仮称) 光の森多目的広場の東側 1 ha の活用についてどう考えているか。 ① 仮設住宅に残っている被災者には今後どのように対応するつもりか。 ② 1 ha の土地の活用については、防災広場と関連づけるのか。 (3) 町民総合体育館建設事業の進捗状況を示せ。 ① 検討委員会の検討状況はどうなっているか。 ② 建設場所・規模・機能及び建設費用の概算を示せ。
3	小林久美子 (P55～)	1. 保育行政について	(1) 現在の待機児童・保留児童の状況と今後の入所見込みについて (2) 改定子ども・子育て支援法で、どのように変わるのか。 (3) 給食費について、町が負担できないか。
		2. 光の森駅の駐輪場について	(1) 光の森駅の利用実態はどうか。 (2) 光の森駅の駐輪場について、どう考えているのか。
		3. 町営住宅の手すり設置について	青葉台団地に手すりの設置ができないか。
		4. 就学援助制度について	(1) 就学援助制度の一部単価の引き上げが実現しているが、どうなるのか。 (2) 要保護児童生徒と準要保護生徒への対応はどうなるのか。
4	阪本 俊浩 (P66～)	1. 白水台地の将来像について	(1) 阿蘇くまもと空港アクセス改善事業の検討状況をどこまで把握しているのか。 (2) この計画を踏まえルート周辺の今後の町づくりをどう考えているのか。 (3) 空港アクセス事業との絡みも考え県営野球場の誘致に乗り出すべきではないのか。 (4) 県営野球場を誘致する協議会などを立ち上げて、今後検討していくべきではないのか。
		2. 原水西部地区農業政策事業について	(1) 馬場地区を通る新町井手の改修計画の方向性を問う。 (2) 通称「ワカサラエ堰」とその下流の改修計画はあるのか。 (3) 通称「ワカサラエ堰」直近の水路改修の見通しを示せ。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(4) 将来における町道杉並木公園線の延伸計画と新町北受地区基盤整備事業の兼ね合いをどう考えているのか。
		3. 防災対策について	(1) 団員の意識調査や待遇改善を主とした会議はおこなっているのか。 (2) 町が主体となった団員確保を進めていくべきと思うが、どう考えているのか。 (3) 団員の式典や訓練時の出欠確認は、どのようにおこなっているのか。 (4) 災害時のいち早い情報収集や対策にドローンを活用すべきではないのか。
5	大久保 輝 (P85～)	1. 交通体系の充実について	(1) 県道住吉熊本線を中心とした慢性的な交通渋滞に対し、改良の具体的検討を求めた要望を県へ提出されたが、町としてはどのような改良を望むか。 (2) 町としての渋滞解消への取り組みは、どのようなことを行っているのか。また、今後行っていくのか。
		2. 交通安全対策について	(1) 平成31年度施政方針にて、高齢者の運転免許証自主返納についての支援を行っていくとあるが、具体的にどのようなことを行うのか。 (2) 運転免許証の自主返納を勧めると、乗り合いタクシーの導入などの要望が増えると考えるが、現在の検討状況はどうか。
		3. 総合体育館の建設について	(1) 建設場所の選定は現在どのような状況か。 (2) 敷地面積・建物の規模・施設の概要の検討状況は。 (3) 場所の選定や建物の計画にあたって、町民からの意見をどのように聞きながら進めているのか。 (4) 総合体育館に隣接して、野球場・サッカー場・テニスコート等を併設できないかという声があるが、検討は可能か。
		4. 防犯対策について	(1) 防犯カメラ設置の補助事業支援とはなにか。また、町独自での防犯カメラの設置の概要は。 (2) 防犯カメラの設置によるプライバシーの確保は問題ないのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		5. 有料広告について	周辺の自治体では、ホームページや封筒へ民間企業の広告掲載がされている。菊陽町においては、広告掲載に関する要綱がないとのことであるが、今後、広告掲載に関する要綱の設置を検討できないか。
6	佐藤 竜巳 (P95～)	1. 空港線の延伸について	(1)町の工事区間については、住民などの関係者との話し合いの状況は、どうなっているのか。 (2)工事区間の用地買収や関係者の移転先などのめどはついているのか。 (3)空港線の全線開通の時期はいつ頃になるのか。
		2. 子育て支援総合センターの建設について	(1)子育て支援総合センターの建設について、町長に建設の考えはあるのか。 (2)建設の考えがあるならば、その時期はいつ頃と考えているのか。
		3. 総合体育館の建設について	(1)建設場所、敷地面積と体育館の総面積について、現在の検討状況はどのようになっているのか。 (2)完成時期は、いつ頃になるのか。
		4. 菊陽町の今後の農業（作り手）について	(1)農業従事者の高齢化や後継者不足が問題となっているが、農業への新規就農者のために古民家を使用する制度を導入する考えはないか。 (2)菊陽町の特産物（にんじんやその他の作物）の販売ルートの拡大と補助金導入の考えはないか。
		5. 集落内開発について	面積5,000㎡以下の開発に対する雨水処理規定の基準の見直しをする考えはないか。
7	西本 友春 (P108～)	1. 情報発信について	(1)今回、リニューアルした菊陽町のホームページにおいてバナー広告が無いが、町はどのように考えているのか。 (2)きくよう安心メールの登録者数は何名となっているのか、現在までどのような情報を提供したのか。 (3)多くの町民に情報を提供する必要があるが、登録者を増やす対策をどのように考えているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 生活便利帳について	菊陽町で作成している生活便利帳を民間で作成している「暮らしの便利帳」に変更する事を提案するが、町はどのように考えているのか。
		3. L G B Tについて	(1)町におけるL G B T理解へ向けた研修等の取り組みはどのように行っているのか。 (2)パートナーシップ制度導入に向けた動きを加速すべきと提案するが、町はどのように考えているのか。
		4. 地域おこし協力隊について	地域おこし協力隊の検討はどこまで進んでいるのか。また、今年度は地域おこし協力隊の募集をどのように考えているのか。
		5. 投票率の向上施策について	(1)光の森町民センターにおける期日前投票が4日間となったが投票数はどれだけ伸びたのか、また、全体の期日前に対して何%となっているのか、また、投票率の低い20代の向上施策をどのように考えているのか。 (2)ゆめタウン光の森及びイオン等の商業施設内での期日前投票所及び共通投票所の設置についてどのように考えているのか。 (3)投票率向上施策として移動投票車の運行をどのように考えているのか。 (4)点字投票又は代理投票する人の投票所における当日の受付や投票方法はどのように行っているのか。
		6. 交通弱者対策と乗合タクシーについて	(1)菊陽町交通弱者対策協議会が開催されているが、交通弱者対策としてどのような人を対象と考えているのか。 (2)今年度の施政方針では「公共交通の見直し」については、「交通弱者対策協議会」を設置し、令和2年1月を目指して巡回バスの再編と併せて、利用の少ない路線については乗り合いタクシーの導入を検討するとの事でしたが、町長の選挙の公約には、「巡回バスの見直しはしますが、早急な対応として乗り合いタクシーを運行します。」と掲げてありますが、それとの整合性をどのように考えているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		7. 防災対策について	(1) 現在、国が進めている防災行政無線戸別受信機の低価格化が実現した時に、防災士への無償配備をどのように考えているのか。 (2) 災害時における必要な物資として、液体ミルクの備蓄をどのように考えているのか。
8	布田 悟 (P123～)	1. 菊陽町シルバー人材センターに対する町行政当局の係り方について	シルバー人材センターには町補助金を支出している。人事・運営についても係りを持つてしかるべきであると思う。どのように係わっているか。
		2. 特定外来動植物の駆除について	(1) 特定外来生物被害防止法に基づく、町の駆除対策への取り組みはどうか。 (2) 現在、町内でも特定外来生物である「オオキンケイギク」の繁殖が見受けられる。その駆除実施をしているか。
		3. 改正健康増進法の全面施行への取り組みについて	(1) 2019年（令和元年）7月1日に一部施行とされるが、地方公共団体（市町村）がとるべき措置があるが、その措置と実施に向けての進捗状況はどうか。 (2) 国民（町民）の受動喫煙防止のためにも町の事前の取り組みは重要である。県との連携を図る必要があるが、どのように考えているか。
		4. テロ等対策訓練について	いわゆる国民保護法に基づき、外国からの武力攻撃やテロを想定した防災・避難訓練を町が主導して実施すべきであると思うがいかが考えるか。

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和元年6月6日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和元年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和元年6月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第7号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）

日程第8 報告第1号 平成30年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第2号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第10 報告第3号 平成30年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君

2 番 矢 野 厚 子 君

3 番 大久保 輝 君

4 番 阪 本 俊 浩 君

5 番 西 本 友 春 君

6 番 那 須 眞理子 君

7 番 佐々木 理美子 君

8 番 中 岡 敏 博 君

9 番 布 田 悟 君

10 番 福 島 知 雄 君

11 番 坂 本 秀 則 君

12 番 渡 邊 裕 之 君

13 番 佐 藤 竜 巳 君

14 番 甲 斐 榮 治 君

15 番 岩 下 和 高 君

16 番 小 林 久美子 君

17 番 北 山 正 樹 君

18 番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真喜子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長	上 川 幸 俊 君
総 務 部 長	阪 本 浩 徳 君
健康保険部長	服 部 誠 也 君
土 木 部 長	小 野 秀 幸 君
総 務 課 長	板 楠 健 次 君
総務部次長兼 財 政 課 長	西 本 一 浩 君
人権教育・啓発課長	村 上 健 司 君
福 祉 課 長	吉 本 雅 和 君
町 民 課 長	富 田 久美子 君
健康・保険課長	東 桂一郎 君
経済部次長兼 農 政 課 長	古 賀 直 之 君
建 設 課 長	矢 野 和 幸 君
下 水 道 課 長	丸 山 直 樹 君
総務課総務法制係長	小 泉 秀 和 君
施設整備課長	山 川 和 徳 君
図 書 館 長	川 端 慎 一 君

教 育 部 長	吉 永 公 紀 君
福祉生活部長	阪 本 章 三 君
経 済 部 長	士 野 公 典 君
会計管理者兼 会 計 課 長	酒 井 章 彦 君
会 計 課 長	矢 野 博 則 君
総務部次長兼 総合政策担当課長	内 藤 優 誠 君
税 務 課 長	西 本 俊 子 君
東部町民センター所長	和 田 征 君
子育て支援課長	渡 辺 博 和 君
光の森町民センター所長	宮 川 照 之 君
介護保険課長	川 上 一 弘 君
経済部次長兼 商工振興課長	井 芹 渡 君
都市計画課長	相 馬 仙 助 君
環境生活課長	矢 野 信 哉 君
学 務 課 長	梅 原 浩 司 君
生涯学習課長兼 中央公民館長	鍋 島 二 郎 君
農業委員会事務局長	

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和元年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番大久保輝君、4番阪本俊浩君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月17日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月17日までの12日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月28日、東京国際フォーラムで開催されました。翌日29日には、県関係の国会議員への要望書を提出しました。

全国町村議会議長・副議長研修等の内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。議員各位におかれましては、令和元年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、厚くお礼申

し上げます。4月の一般選挙後、また、令和に入ってから最初の定例会でもあり、気持ちも新たに本定例会に臨んでおります。

それでは、町の最近の状況などについて行政報告をいたします。

月日がたつのは早いもので、平成28年の熊本地震から、はや3年2か月が過ぎようとしています。町では、施設の復旧から復興に向けた取組を進めているところでありますが、いまだもとの生活に戻れない方々がいらっしゃいますので、町としてしっかりとサポートしてまいります。

最初は、熊本地震の復旧・復興対策についてであります。

災害義援金や一部損壊家屋に対する義援金の支給をはじめ、すまいの再建支援事業などの事業を行っており、被災者の生活再建を継続的に支援してまいります。また、共同墓地復旧支援事業は、申請があった分は完了し、被災住宅の応急修理は事業が終了しております。

なお、応急仮設住宅の光の森仮設団地の入居者は、先月までに全て退去されました。また、アパートなどのみなし仮設住宅には、5月末現在で13世帯が残られておられますので、関係機関と連携し、継続してすまいの再建支援を進めてまいります。

次は、地区公民館の耐震診断の支援についてであります。

身近に避難できる地区公民館等における防災機能の強化を図るため、昨年度から地区公民館の耐震診断の支援を行っております。耐震診断は、熊本県建築士事務所協会と協定を結び進めていますが、建築士の不足等により計画より遅れております。できるだけ早く全ての公民館の耐震診断が終わるよう協会に働きかけてまいります。

次は、（仮称）光の森多目的広場の防災機能を持たせるための整備についてであります。

3月に工事の契約を終え、工事に入りました。防災広場をはじめ、防災備蓄棟、耐震性貯水槽、マンホールトイレ等を整備するもので、完成は来年の3月の予定であります。この間は、これまでの多目的広場が使用できず、また工事等で御迷惑をおかけいたしますが、御理解をいただきたいと思います。

次は、（仮称）防災センターの整備についてであります。

役場庁舎北側に整備する計画の（仮称）防災センターは、防災機能のスペースとあわせて、手狭になっている執務スペースの整備を考えております。本年度は実施設計を行い、来年度から工事に入る予定であります。

次は、姉妹都市の屋久島町の新庁舎落成式についてであります。

去る5月18日、屋久島町の新庁舎落成式に上田議長と出席をいたしました。新庁舎は、特殊な工法の木造瓦ぶき一部2階建てのすばらしいもので、壁材や床材には屋久島地杉がふんだんに使用されていました。また、落成式終了後にはふるさと産業祭りが開催され、本町からも野菜や果物を出品しまして、1時間半程度で完売となりました。

次は、熊本空港へのアクセス関係についてであります。

熊本空港アクセス鉄道の実現に向けた取組については、2月の熊本県議会において蒲島知事

が、鉄道整備に向けた基本的方向性についてＪＲ九州の同意を得ることができた。アクセス鉄道のルートについては、県民総合運動公園を経由する三里木駅からの分岐とする旨を表明されました。現時点において、駅周辺の整備計画は明らかになっていませんが、町といたしましては、熊本県及び関係機関との連携のもと、情報の共有を図り、本事業が町のさらなる発展につながるよう取り組んでまいります。

また、熊本空港の民営化については、運営会社が決まり、関係機関との協議が始まっております。

次は、公共交通についてであります。

現在、町では、乗り合いタクシーの導入を含めた総合的な公共交通体系の見直しを進めており、昨年度、交通弱者対策懇話会から、幅広く町民の皆様の御意見や御要望などを取りまとめた懇話会提言を提出していただきました。

本年度は、菊陽町の巡回バスのあり方等を検討する交通弱者対策協議会において、乗り合いタクシーの導入や巡回バスの運行見直しについて具体的な方策を検討しています。来年１月を目途に新しい公共交通のシステムを構築し、試験運行を開始する予定としております。

次は、高齢者の免許証返納に対する支援についてであります。

免許証を自主返納された方は、申請すれば運転経歴証明書の交付を受けることができ、65歳以上の方は、この証明書があれば路線バスの運賃が半額になるなどの支援が受けられます。申請には手数料1,100円が必要であり、町ではこの手数料の全額を補助する予定であります。

また、これに加えて、免許証を自主返納される方に対してタクシー券の交付を行う予定です。現在、この支援について関係団体と協議しているところであります。

次は、空き家対策についてであります。

本町は、他自治体と比較すると、空き家率はやや低い水準であります。良好な生活環境を保全するため、菊陽町空家等対策協議会において協議をいただき、本年３月に菊陽町空家等対策計画を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、管理不全の空き家等の発生を抑制するとともに、空き家の利活用に向けた取組を進めてまいります。

次は、保育所についてであります。

町では、公立保育所の民営化を進めてきましたが、白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の５つの公立保育所が、本年４月１日から私立の保育所として新たにスタートいたしました。

次は、馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群についてであります。

白川流域かんがい用水群が昨年の８月に世界かんがい施設遺産に登録されましたが、本年３月26日には馬場楠井手の鼻ぐりが熊本県指定史跡として指定を受けました。本年は、馬場楠井手の鼻ぐりのさらなるＰＲを図りながら、熊本市や大津町と連携し、地域の活性化や観光振興に向けた事業を展開してまいります。

次は、菊陽空港線延伸計画についてであります。

阿蘇くまもと空港から町北部に通じるこの道路は、経済活動だけではなく防災においても重要な道路で、整備されることで周辺道路の交通安全や渋滞緩和が期待されることから、県に対して、3月14日に県施工区間の整備を進めるための要望活動を行いました。県から、関係機関と協議を進め、しっかり取り組みたいとの回答をいただいております。

また、先週5月29日に長塚区において、道路延伸計画について第2回目の説明会を行いました。今後は、ルートを検討するための現地測量等を行い、事業を進めてまいります。

次は、小・中学校における教育機器の整備についてであります。

本年2月末までに各小・中学校へ電子黒板等のＩＣＴ機器を配置し、運用を開始しました。ＩＣＴ機器の活用は、子どもたちの学習への興味、関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的、協働的学びを実現する上で効果的であり、確かな学力の向上に役立つものです。教職員への研修等を実施し、児童・生徒にとっての高い学習効果が発揮できるよう進めてまいります。

次は、小・中学校の整備についてであります。

校舎の老朽化に伴い、平成29年度から3か年計画で実施してまいりました菊陽北小学校校舎の大規模改造工事につきましては、これまで順調に進捗しており、本年度の3期工事をもって完了する予定であります。

また、武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事及びナイター照明工事が完了し、7月から社会体育施設としても供用を開始する予定としております。

次は、町の体育施設についてであります。

町民の皆様から高い関心が寄せられている町民総合体育館建設につきましては、昨年12月に有識者やスポーツ関係団体の長などで構成する菊陽町総合体育館施設整備検討委員会を設置しました。これまで3回の検討委員会が開催され、5月23日付で施設建設場所に関する答申書の提出を受けたところであります。町としましては、この答申に沿って建設場所を特定する作業を行っているところでございます。

町民の皆様からの高い関心が寄せられており、一日も早い工事着工を目指して進めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次は、図書館活動についてであります。

菊陽町図書館は、4月23日に平成31年度子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受けました。これは、文部科学省が子どもへの読書推進にすぐれた取組を行っている図書館を表彰するものです。今後も、ボランティア団体などと協力しながら、子どもと本をつなぐ活動を続けてまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。今後も町民の皆様とともに、生活都市きくようの実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第5 町長提出承認第7号から諮問第1号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第7号から諮問第1号までの14件について一括して議題とします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和元年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は14件ございます。内訳は、承認1件、議案8件、報告3件、同意1件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

5月14日の臨時議会後に、急を要する案件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第7号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の軽減強化として、令和元年度及び令和2年度の第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準を改めるものであります。

次は、議案であります。

議案第23号は、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の研修を行える者として政令指定都市の長を追加し、対象者に専門職大学の前期課程修了者を追加するものであります。

議案第24号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、これまでは保証人の有無や貸し付け時期にかかわらず3%であった災害援護資金の貸付利率を、据置期間経過後は、保証人ありの場合はゼロ%、保証人なしの場合は1.5%とし、あわせて償還の方法を、これまでは年賦償還であったものに半年賦償還と月賦償還を加えるものであります。

議案第25号は、菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

す。

内容は、ゆめタウン光の森店の立体駐車場建設に伴い、光の森駅前の第2駐輪場の一体的な整備が行われることにより駐輪場の位置を変更するものであります。

議案第26号は、令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入ってから2か月余りしか経過していませんが、民生費、商工費、教育費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3億714万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億5,009万2,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を1,934万5,000円、県支出金を1,730万2,000円、繰入金を2億1,000万円、諸収入を6,050万円、それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、民生費を1,031万8,000円、商工費を7,688万1,000円、教育費を2億253万2,000円、それぞれ増額するものであります。

議案第27号は、令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,088万9,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を10万円、町債を2億990万円増額し、歳出は、諸支出金を2億1,000万円増額するものであります。

議案第28号は、令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に85万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億667万9,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を42万9,000円、繰入金を43万円増額し、歳出は、総務費を85万9,000円増額するものであります。

議案第29号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました古閑原区ほか2件の開発に係る道路4路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第30号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、合志市が熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害見舞金に関する事務から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において、同文での議会の議決を求めるものでございます。

次は、報告であります。

報告第1号は、平成30年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成30年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは23事業で、総額は13億4,896万3,000円となります。

報告第2号は、平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰越額は1億4,173万7,000円になります。

報告第3号は、平成30年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した平成30年度菊陽町下水道事業会計の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。繰越額は1億1,528万円になります。

次は、同意であります。

同意第3号は、菊陽町固定資産評価員の選任についてであります。

酒井章彦固定資産評価員の後任として、町の税務課長であります内藤優誠氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後は、諮問であります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

人権擁護委員のうち1名の方が本年9月30日をもって任期満了になります。このため、菊陽町大字原水1322番地13にお住まいの春野宗敏氏を再任の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（上田茂政君） 日程第7、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） おはようございます。承認第7号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

承認第7号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第

179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

経過としましては、本年10月に予定されている消費税の引き上げによる増収分を財源として、低所得者に対する介護保険料の軽減措置が強化されます。これを実施するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されました。本町では、令和元年度の介護保険料本算定を6月1日に実施するため、5月15日付で菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものです。

参考資料の2ページをお開きください。分かりやすいように表にしたものをつけております。

表の見方は、所得段階で第5段階が基準額となっており、菊陽町では現在、年額6万8,400円で月額5,700円です。保険料の調整率とあるのは、基準額に対する割合になります。今回の改正で世帯全員が町民税非課税である第1段階から第3段階までの方に対して軽減強化がなされており、令和元年度については、第1段階が45%の年額3万780円が37.5%の2万5,650円に、第2段階が70%の4万7,880円が60%の4万1,040円に、第3段階が75%の5万1,300円が72.5%の4万9,590円に減額するものです。

令和元年度は本来の軽減額の半額となっており、令和2年度は軽減強化が完全実施され、第1段階で30%、第2段階で50%、第3段階で70%に減額改定される予定です。

1枚戻り、参考資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

第2条第2項が第1段階の軽減措置ですが、3万780円を2万5,650円に改めております。第2条第3項が第2段階の方の、第2条第4項が第3段階の方の軽減措置の読みかえ規定を加えております。

最後に、2枚目の専決処分に戻ってください。

附則第1条において、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第1号 平成30年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第8、報告第1号平成30年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。報告第1号平成30年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

平成30年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和元年度に繰り越した額になります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、5行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の道路新設改良単独事業は1億1,240万円で、菊陽空港線延伸計画予備設計ほか町道路線の委託料、工事請負費などとなります。

次のページをお開きください。

1行目の款の8土木費、項の3都市計画費の第2土地区画整理事業は1億4,151万6,000円で、土地区画整理地内の道路築造工事等のための委託料、工事請負費などとなります。

下から3行目の款の9消防費、項の1消防費の（仮称）光の森多目的広場整備事業は6億1,162万1,000円で、防災広場、防災備蓄棟などの監理業務委託料、工事請負費となります。

下から2行目の款の9、項の1消防費の（仮称）防災センター整備事業は8,465万3,000円で、（仮称）防災センターの実施設計業務委託料、工事請負費などとなります。

下のページを御覧ください。

1行目の款の10教育費、項の2小学校費の菊陽北小学校施設整備事業は5,534万円で、便所改修のための工事請負費となります。

4行目の款の10教育費、項の3中学校費の武蔵ヶ丘中学校施設整備事業は1億5,761万7,000円で、運動場拡張整備のための工事請負費となります。

全ての事業23事業を合計しますと、翌年度繰越額は13億4,896万3,000円となります。

なお、財源内訳は記載のとおり、既収入特定財源が1億1,334万2,238円、未収入特定財源の国県支出金が3億5,971万7,000円、地方債が4億4,490万円、一般財源は4億3,100万3,762円

になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号平成30年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第9 報告第2号 平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第9、報告第2号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） おはようございます。報告第2号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算の中で、3月の定例会で議決いただきました地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

1枚めくっていただき、繰越明許費繰越計算書をお開きください。

繰越いたしましたのは、款の1事業費、項の1事業費、事業名、工業団地整備事業で、金額は繰越明許費の限度額を1億6,202万7,000円と定めております。翌年度繰越額は、実際に令和元年度に繰り越した額で1億4,173万7,000円となりました。

翌年度繰越額の内訳は、工業団地整備事業に必要な基本設計及び工作物等の調査費2,173万7,000円、土地購入費1億2,000万円であります。

財源内訳は記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号平成30年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に

ついでに報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第3号 平成30年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第10、報告第3号平成30年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。報告第3号平成30年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

平成30年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業で、予算計上額3億4,535万4,000円のうち1億1,528万円を繰り越したものでございます。

繰り越しました理由について申し上げますと、工事請負費として、第2土地区画整理事業関連の汚水及び雨水工事で、施工箇所がイオン菊陽店駐車場内にも及び、駐車場への出入り口の確保や駐車台数の確保をしながら工事を進める必要があったこと、道路築造工事や上水道工事など複数工事が現場で煩雑した状況となり、その工程調整により年度内の完了が困難となりました。

このほか、花立地区の雨水対策事業につきまして、九州自動車道に隣接してる町道内にボックスカルバートを整備する工事ですが、既存埋設物及び電柱が本整備に支障となることが判明し、移設工事に長期の期間を要しましたことから工事の着手が遅れ、年度内の工事完了が困難となりました。

また、委託料としてセミコンテクノパーク及び原水工業団地内の汚水量の増加に対応する管路設計業務及び花立地区の雨水浸水対策の実施設計業務につきまして、道路管理者及び河川管理者との協議に時間を要し、予算の繰越しを行ったものでございます。

なお、財源としましては、交付金が4,602万8,000円、地方債が2,680万円、他会計補助金の一般会計繰入金2,214万3,000円、損益勘定留保資金が2,030万9,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号平成30年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わり

ます。

以上、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時44分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和元年6月7日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和元年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和元年6月7日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君  
3 番 大久保 輝 君  
5 番 西 本 友 春 君  
7 番 佐々木 理美子 君  
9 番 布 田 悟 君  
11番 坂 本 秀 則 君  
13番 佐 藤 竜 巳 君  
15番 岩 下 和 高 君  
17番 北 山 正 樹 君

2 番 矢 野 厚 子 君  
4 番 阪 本 俊 浩 君  
6 番 那 須 眞理子 君  
8 番 中 岡 敏 博 君  
10番 福 島 知 雄 君  
12番 渡 邊 裕 之 君  
14番 甲 斐 榮 治 君  
16番 小 林 久美子 君  
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君  
書 記 山 川 真喜子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 上 川 幸 俊 君  
総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君  
健康保険部長 服 部 誠 也 君  
土 木 部 長 小 野 秀 幸 君  
総 務 課 長 板 楠 健 次 君  
総務部次長兼  
財 政 課 長 西 本 一 浩 君  
人権教育・啓発課長 村 上 健 司 君  
福 祉 課 長 吉 本 雅 和 君  
町 民 課 長 富 田 久美子 君  
健康・保険課長 東 桂一郎 君  
経済部次長兼  
農 政 課 長 古 賀 直 之 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
教 育 部 長 吉 永 公 紀 君  
福祉生活部長 阪 本 章 三 君  
経 済 部 長 士 野 公 典 君  
会計管理者兼  
会 計 課 長 酒 井 章 彦 君  
総 務 部 付  
総合政策担当課長 矢 野 博 則 君  
税 務 課 長 内 藤 優 誠 君  
東部町民センター所長 西 本 俊 子 君  
子育て支援課長 和 田 征 君  
光の森町民センター所長 渡 辺 博 和 君  
介護保険課長 宮 川 照 之 君  
経済部次長兼  
商工振興課長 川 上 一 弘 君

|           |       |
|-----------|-------|
| 建設課長      | 矢野和幸君 |
| 下水道課長     | 丸山直樹君 |
| 総務課総務法制係長 | 小泉秀和君 |
| 施設整備課長    | 山川和徳君 |
| 図書館長      | 川端慎一君 |

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 都市計画課長            | 井芹渡君  |
| 環境生活課長            | 相馬仙助君 |
| 学務課長              | 矢野信哉君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 梅原浩司君 |
| 農業委員会事務局長         | 鍋島二郎君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

福島知雄君。

○10番（福島知雄君） おはようございます。議席番号10番の福島知雄です。

4年ぶりにこの議会に舞い戻ってきました。新人のつもりで議員の職責を果たしていく覚悟でございますので、よろしくお願いします。

本日の質問事項は3項目にわたっております。1つ目が、J R豊肥線三里木駅から空港まで分岐延伸が決定されたことに伴う地域活性化について。2つ目が、住環境整備の政策について。3項目めが、中学校の通学手段について。以上、3項目について質問してまいります。詳細にわたりましては、質問席にて質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） それでは、質問事項1つ目のJ R豊肥線三里木駅から空港まで分岐延伸が決定されたことに伴う地域活性化の政策についてを取り上げてまいります。

J R豊肥線三里木駅から空港までの分岐延伸は、蒲島知事が創造的復興の柱と位置づけられまして、10年以内に完成を目指すということで決意表明されまして、県議会で承認をされました。この事業は、多額の費用がかかるため、国の支援がないと実現が難しいということで、アクセス鉄道の整備に関する専門的な助言と財政支援を国に求められたわけですが、県民運動公園付近に中間駅を申請するというところで、1日、大体6,900人の人が利用されるだろうということで試算をされております。三里木駅分岐延伸ですから、当然、熊本方面から来ても空港方面から来ても、一旦三里木駅で下車するということになるわけです。そうなりますと、三里木駅周辺の人往来も今まで以上に多くなってくるというふうに予想されます。菊陽町の陸の玄関口としての様相がますます強くなってまいります。菊陽町にとりまして、100年に一度あるかないかの大事業になるというふうに思いますけども、このビッグチャンスを生かすためにも、三里木駅前活性化協議会など、そういった名称のやつを立ち上げて、駅前再開発を検討し、いかに地域活性化につなげていくか、地域づくりをしていくか、その政策を質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

県は、空港へのアクセス改善の方法として、J R豊肥本線の三里木駅から鉄道を分岐し、県

民総合運動公園付近に設置する中間駅を経由して空港に接続するという基本的方向性について、今年2月にJ R九州の同意を得たということです。さらに、今年度は、事業の検討を本格させるとして、令和元年度当初予算に三里木駅からの分岐を想定した調査経費約5,000万円を計上し、ルート検討や需要予測などの詳細調査を進める予定と伺っております。

さて、御質問の三里木駅周辺の地域活性化についてでございますが、空港アクセス鉄道の整備は、本町にとって三里木駅周辺地域のみならず、町全体の活性化につながるもので、期待される効果は大きいと考えています。しかし、まだ事業の詳細が分かっておりません。事業の詳細が分かってきましたら、町民の皆様にも順次情報をお伝えし、三里木駅周辺の地域活性化について、皆様の御理解、御協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 整備計画がまだ明確になっていないということでございます。確かに、おっしゃるとおり、具体的な政策を明言することはできないかもしれませんが、さっきちょっと触れました地域活性化を目指すために、協議会等を立ち上げることは考えられませんか。どうでしょう。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） 議員がおっしゃったとおり、100年に一度の大事業ということでおっしゃられました。町の方としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうには考えております。今後、協議会につきましても、事業の詳細の方が分かてまいりましたら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 前向きな検討をお願いします。

現在、三里木駅前には、飲食店など、多くの商業施設がありますけども、ルート、計画次第では、そういった施設、あるいは近隣住居、住民の皆さんの立ち退きをお願いしないといけないこともあるかもしれません。早期実現を目指すためには、そういった立ち退き等の用地交渉がスムーズにいかねば始まらないわけですけども、地権者の御理解はもちろんでありますけども、町の支援も当然必要になってくるというふうに思います。移転先、あるいは商業施設であれば、営業補償等の、そういったさまざまな課題も出てくるかというように思います。特に、商業施設というのは事業者にとりまして死活問題になるわけです。当然、その辺のところも視野に入れとくべきだというふうに思っております。

町長、どうでしょうか。町長が先頭に立って、ぜひそういった諸問題に対して取り組んでいかれたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） 今、議員が言われましたように、担当課長が答えましたように、今のところ

ろ、まだ今年の調査費5,000万円の中でいろいろ出てくると思います。どういうことがどういう方法でされるかというのがまだ全く分かりませんので、構想が出てきた段階で、それに応じたところのいろんな対応が必要になってくると思いますので、今の時点では、当然また、県の方からも、町としての協力が必要な場合は、特に影響を受ける人たちのところについての話がある場合は、地元としての協力が必要であるし、またそれを生かさなければならぬと思っておりますので、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 構想、事業計画等、明確になりましたら、それに対応した地域づくりをしっかりと進めていただくよう提言をいたします。

そういったときに、例えばこれは一つの例としてですけども、先走った話になりますが、例えば駅前商業施設ビル等を、町とJRとで協議して、駅前商業施設ビルなるものをつくって、そこに商業施設の立ち退きがあれば、そういうところにシェアするとかという方法も考えられます。ぜひそういったところも含めたところで検討していただきたいというように思います。

それでは、2つ目の菊陽南小校区活性化を問うということですが、JR豊肥線三里木駅から空港への分岐延伸に伴い、南小校区地域づくりの政策を問うわけですけども、第5期菊陽町総合計画の後期基本計画、これ平成28年度から令和2年、この5年間になるわけですけども、これの策定時点では、当然、分岐延伸の構想はなかったわけですから、発表されてませんでしたので、当然、この後期基本計画に上がっておりません。今回、このビッグ事業が決定されたわけですから、この事業を視野に入れた後期基本計画の見直しが当然必要になってくるであろうと思いますけども、町長の所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現在の第5期の総合計画におきましては、基本施策の交通体系の充実において、施策の展開の中に、将来的な空港までの輸送機関について関係機関とも連携し、検討しますということは盛り込んでいますところでありまして、空港アクセス鉄道という進展がありましたことから、令和3年度からの次期総合計画、第6期の総合計画になりますけども、策定していく中で、御質問の菊陽南小学校区地域の活性化策につきましても、空港アクセス鉄道の整備計画に加え、阿蘇くまもと空港の民営化等の影響も踏まえまして、総合的に検討していきたいというように考えております。

地域の方々や町議会の御意見等も伺いながら、改めて、今後どのように取組を進めていくことがよりよい地域活性化につながるのか、この辺もしっかりと検討した上で、第6期の総合計画の中に盛り込んでいくというふうな予定でおります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） ぜひ、町長今おっしゃいましたように、第6期の総合計画の中に織り込んで、今後、菊陽の百年の計はこの10年にかかっているだろうと私は思っております。そういったことで、十分第6期計画の中で織り込んでいただいて、政策の実現を目指してもらいたい

というように思います。

それから、南小学校区開発のコンセプトとして、ここに人口増とか農業用生産基盤整備とか、第5期の後期基本計画の中でいろんなことをうたっています。その中で、鼻ぐり井手による活性化ということで、鼻ぐり井手公園を活用した体験型プログラムの実施や、町内に残存する歴史的に貴重な文化財等の保護、修復、活用などにより観光客を呼び込むメニューとして商品化し、地域の活性化を進めてまいりますというふうに計画を上げられておりますけども、まず鼻ぐり井手による活性化、それとどのように商品化していくか、ここを質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

鼻ぐり井手による活性化につきましては、本町において、「人の道」、「水の道」と称した歴史文化を体感できる観光モデルコースを設定し、ガイドブックや特設ホームページにおいて発信しております。また、鼻ぐり井手公園に井手の実物大模型や仕組みを解説する展示を設け、馬場楠井手のスケールや歴史的価値を直接体験していただく取組を展開しております。

鼻ぐり井手は、平成30年8月に、世界かんがい施設遺産に登録され、さらに平成31年3月に、熊本県指定史跡に指定されるなど、改めてその価値が広く認識されつつあります。このような動きを捉え、今年度は、熊本市、大津町の白川流域自治体が連携し、鼻ぐり井手を含めた農業土木遺産のPRを計画しております。こうした取組を通じて、町の観光振興や地域活性化につなげていきたいと思っております。

（10番福島知雄君「商品化については。商品化」の声あり）

こういった事業を含めて商品化して、町の観光振興、活性化につなげていくというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） いろいろ今の説明ありましたけども、ぜひ効果のあるようなことをしていただき、地域の活性化につなげていってほしいというように思います。

本町には、鼻ぐり井手をはじめとして、貴重な文化財がありますけども、観光事業とするには若干物足りなさを感じるわけですけども、ここで少し観光事業について触れたいというように思います。

観光というのは、御承知のとおり、見るだけではなく、近隣の相乗効果、波及効果を含めたところで、その地域で消費等をしてもらわなければ、観光事業というのは成り立たない部分がございます。これといった観光資源、人を呼び込むような目玉的な観光資源がなければ、そうするのも一つの方法であるわけですけども、この機会に、観光事業への本格的な取組と、今までされてきたと思っておりますけども、すべきではないかというふうに私は思っております。

そこで、次の3点ほどについて、政策提言といいますか、提言をしたいというように思います。

1つ目が、観光事業の研究企画、立案するメンバーを一般公募したらどうかということで、

これは一般町民の皆さん方を公募して、民間の知恵をかりるということです。そういうことはできないかということと、2つ目が、観光農園づくりのために、就農者を募集して、その就農者に対して、意見が交換できるような居場所づくり、あるいは空間づくり、そういったもののためにも、空き家を利用してもらうと。そうすれば、空き家対策にもなるわけですが、就農者の募集です。

それから3つ目が、ちょっとこれ大きい構想になるかと思いますが、町、JAが協力して、菊陽町には酪農家は何軒もあります。そういった酪農家に組合組織をつくってもらって、6次産業の国の補助金、そういったものが利用可能であれば、乳製品の製造、加工、販売、そういった施設をつくり、もちろんそこを観光コースとするわけですが、そういったことも視野に入れるということもできます。この3点について、質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、本町では、これまでも白川が潤す豊かな農地などの自然景観、鼻ぐり井手をはじめ、杉並木や鉄砲小路に代表される歴史的景観、そして菊陽杉並木公園や総合交流ターミナル施設「さんふれあ」などの拠点を生かして観光振興を進めてまいりました。今後は、これらの観光資源のさらなる磨き上げを図っていきます。その上で、文化的価値が再認識されている鼻ぐり井手はもちろん、新たに生まれ変わる阿蘇くまもと空港を活用した観光の活性化にも取り組んでいきたいと思っております。

それから、2点目になりますが、農業食品関係企業の誘致につきましても、菊陽町の持つ魅力をアピールしながら進めてまいりたいと思っております。議員御提案の空き家の活用については、今後予定しております空き家バンクの制度構築の中で、分かりやすい情報を提供できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

（10番福島知雄君「3点目」の声あり）

3点目は。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） おはようございます。

それでは、6次産業化の質問に対してお答えをしたいと思います。

議員お尋ねの農業における6次産業化とは、農畜産物を生産する1次産業事業者が、その農畜産物を加工する2次産業と加工品を流通販売する3次産業など、さまざまな事業者等と連携しながら、その価値を高め、事業者自らが消費者に提供する事業であります。また、6次産業化の取組は、農業者の所得を増大し、農業を活性化するとともに、地域経済の健全な発展に貢献すると認識しております。国においても、事業者が認定を受け、制度資金等の融資を活用し、6次産業化に取り組む場合には、必要となる新商品開発や販路開拓、加工販売施設の整備等への補助制度の活用が可能です。

南小校区には、南校区活性化協議会が平成25年に発足されており、地域の活性化に取り組ん

でおられます。自らが生産した農畜産品を利用した特産品の開発及び販売することで、観光PR等にもつながることが予想されるため、町内の酪農家、それから熊本市酪農農業協同組合及び活性化協議会等の御意見を伺いながら、希望される事業者がおられる場合には検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 1番目の観光事業の企画立案をするメンバーを一般公募したらどうかということで、これちょっと回答がなかったような気がしますけど、これについてはどうですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

地域おこし協力隊というものがございすけれども、こちらにつきまして検討するということとなりますが、制度の趣旨を十分踏まえ、地域の将来を見据えながら、地域おこし活動が必要なのかどうかを判断しまして考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） それは前向きな回答ということで受け取っていいですかね。どうですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） 必要かどうかというところをしっかりと検討して判断したいと思っております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 私は当然必要となってくると思いますんで、ぜひそういったグループなり、組織を強く、強力なものにして、進めていってもらいたいと思います。

南小校区に関しまして、企業誘致も当然考えられます。企業誘致はちょっと後で触れますんで、次の質問に行きたいと思いますが、定住人口の増加ということで、定住する子育て世帯の増加を図るため、新たな定住者に対して行われている住宅取得費用補助等の支援を強化していくということですが、これに対するどのような継続強化されたのか。それで、今後、どのように強化をしていくのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

菊陽町定住促進補助金制度は、南小学校の児童数を確保し、ひいては、南小学校区の活性化を図ることを目的として、平成25年度に制定したものです。その成果として、制度前の児童数が69名であったのに対し、昨年4月1日時点では82名となり、13名の増加がっており、一定の成果があったと認識しておりますが、十分に達成したとは言いがたい状況でありました。

そこで、5年が経過しました昨年10月に、これまで対象区域外からの転入、転居者に限って助成対象としておりましたが、対象区域内に居住されている子育て世代にも助成を拡大したところであります。その効果もあり、今年に入り、補助金申請の相談が5件程度あっております。また、最近では、集落内開発制度による宅地分譲の話もあっておりますので、期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 定住促進補助金改正は一定の効果があつたと。ただ、もう少し効果があるようなことをしたいという答弁かと思えますけども、もう少し思い切ったことはできないだろうかというように思っておるわけですけども、これは例えばですけども、固定資産税あるいは町民税の向こう何年かの免除とか、さらに大きく言えば、宅地の無償貸与とか、そういうことも考えられないか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 先ほども申し上げましたけれども、今、宅地分譲の話が上がっております。こういうのを含めまして、しばらく様子を見たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） この宅地分譲のニュースは、私も小耳に挟んでおりますけども、これが大きな呼び水になれば非常にいいんじゃないかというように思っております。ぜひ、呼び水になってもらいたいと思っておりますけども、これが失敗すれば、やっぱり南地区はだめかというようになりますんで、これを分譲する業者の方にもしっかりと頑張ってやってもらわなければなりません。

それでは、次に行きたいと思えますけども、南小校区あたりに企業誘致するにしても、交通アクセス、あるいは立地条件が重要になってくるわけです。曲手小山線ですか。曲手小山線は大変すばらしい立派な道であります。熊本方面に行くにしても、一直線でつながっておりますし、路線の両サイドは平たんな農地が広がっているわけですけども、空港インターチェンジも近く、災害も発生しにくい地域であろうかというふうに思います。企業を誘致するには最適な立地条件であろうというふうに思っておりますけども、ただ1つ、どうしても農振調整区域がネックになるわけですけども、この際、曲手小山線沿いの農振農用除外、この沿線から、例えば50メートルとか100メートル、その範囲です。そういったところで農振農用除外ができないかと。これについて、熊本県と協議をして進めてもらいたいというふうに思えますけどいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鍋島二郎君） おはようございます。

本町の農振除外用途の見直しが必要かどうかについて御質問にお答えします。

本町の農業振興地域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく熊本県の農業振興地域整備基本方針により、昭和46年に農業振興地域の指定地域を受けているところでございます。具体的には、市街化区域及び市街化調整区域の空港滑走路部分と花立地区の陸上自衛隊演習場を除いた地域が、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として県から指定を受けている本町の農業振興地域となります。

農業振興地域内の農地につきましては、本町農業振興地域整備計画に定めのある農用地利用計画における、おおむね10年にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定された10ヘクタール以上の広がりのある農用地区域、農振農用地と、農業上の規制のある農地、農振白地に分かれております。農用地区域については、農業を営む上で、農振法と農地法の2つの法律で守られている地域でございます。

また、農業振興地域整備計画については、適切な計画として機能するよう、次の場合に変更することとなっております。先ほど申しました県の方針に基づく指定でございますので、熊本県の農業振興地域整備基本方針が変更されたとき。熊本県の指定である農業振興地域の区域の変更が行われたとき。基礎調査の結果により変更の必要が生じたとき。経済事情の変動、その他情勢の推移により変更の必要が生じたとき。今現在、3で述べました基礎調査に基づく見直し業務を進めておりまして、県との協議を終え、本年10月ごろに見直し作業が終了する予定でございます。

議員御質問の農振除外につきましては、先ほどの質問にありました、町道曲手小山線沿線に係る農用地区域の除外と思われませんが、議員御存じのとおり、当該沿線の地域におきましては、運転免許センター等を除きまして、全て農用地区域でございます。農用地区域の土地を農用地区域から除外する場合は、優良農地を確保し、また地域の営農環境等に支障を及ぼさない等の観点から、次の5つの要件を全て満たす必要になります。いわゆる5要件と言われているやつでございます。農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。土地改良施設を有する機能に支障を及ぼさないこと。農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであること。以上、5つの要件を満たし、かつ熊本県の同意を必要としております。

また、除外に当たりましては、除外を計画している地域の2辺が農用地区域でない縁辺部であり、農用地以外の用途に利用することについて、個別具体的な計画があること。事業の必要性や事業計画を審査し、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。また、計画の実現について、農地法による農地転用の許可の見込み、開発行為が必要となる場合は、都市計画の許可の見込み等、他法令の許認可の見込みがあることとなっており、何の計画もなく、先行して農用地区域の除外だけを行うことはできないとなっております。したがって、農用地区域に言えることですが、除外が可能であり、農地法4条及び第5条の規定による許可不要もしくは不許可の例外等に該当する場合を除きまして、当該地域を含む農

用地区域では、農業以外の土地利用を行うことはハードルが高いものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） この地域は、私も農振の除外が難しいとは思っていましたが、今説明聞きましたら、私が想像している以上に厳しいのかなという印象なんですけども、先行して除外できないということだったんですけども、これは、例えば今後、町としては、未来にわたって、この地域はそのままとくのか、あるいは鋭意、農振農用除外できるよう、県の方と協議していくのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鍋島二郎君） 農業委員会の立場として、ちょっとお答えいたしますと、南小学校校区の活性化を図ることはとても大切なことだと思いますが、農業委員会の立場といたしましては、農家の仕事場である農用地区域という優良農地を拡幅していくことも重要でございますので、先ほど説明させていただきました制度的に可能な場所があるならば、いろんなバランスを考えながら検討する必要があると思われま。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 確かに、今、課長が答弁したとおり、農業委員の方としては、農地を守ると。都市計画としては快適な住宅環境をつくっていくということで、非常に背中合わせの部分があるかと思います。そういった部分あるかもしれませんが、少しでも可能性があれば、その可能性を手繰って進めてもらいたいというように思っています。これまた、鋭意努力していく必要があろうかと思います。

それで、次の3番目の鼻ぐり井手公園は、南小校区の活性に大きく寄与していると。今後の地域づくりのためにも、鼻ぐり井手公園線を駐車禁止にすべきではないかということですけども、この公園は、土曜、日曜、祭日は、子ども連れで大変にぎわっております。子どもの声が響きわたっておりまして、そういった意味では、この地域の活性化の源にもなっているのかなというようにも思っておりますけども、その反面、恐らく予想以上の利用者であったんでしょうか、駐車場が満杯で、駐車場の不足が現実化をしております。先ほど言いましたように、この路線が駐車禁止になっておりませんので、路上駐車というのが頻繁に行われているのが現状であります。地域住民にとりましては、日々の生活道路として欠かすことのできない大切な道路であるわけです。迷惑という言葉を使っちゃいけないかもしれませんが、大変迷惑なことでありまして、いつ重大事故が発生するか分からない状況であります。そういったことで、この鼻ぐり井手線の駐車禁止、あるいは、また新たな駐車場の確保をするべきであると思うけども、この辺はいかがですか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） お答えいたします。

交通規制の御質問でありますので、複数の課が関係しておりますが、公園来園者が起因しての問題とされますので、私の方から答弁させていただきます。

鼻ぐり井手公園は、南小学校の活性化に資することを目的として、平成25年度から平成27年度までの3か年で、交流の場としての交流センターやイベント用の野外ステージ、集客力のある大型複合遊具や芝生広場等の整備を行ったところであります。また、公園全体が見渡せるつくりとしているため、子ども連れの親子や保育所、幼稚園の遠足や園外保育として多くの方が来園されており、所期の目的である活性化に寄与していると認識しております。

現在、公園内には、大型車3台分を含め、68台分の駐車場を完備しておりますが、来園者が多い休みの日には、公園東側の町道鼻ぐり井手公園線の公園側路肩部に路上駐車されているのが実情です。全国的にも交通事故のニュースが絶えない中で、路上駐車も通行車両の見通しを妨害し、子どもの飛び出しによる交通事故の原因につながるおそれがあります。御質問のように、対策としましては、公安委員会による駐車禁止の規制標識を立てることも可能であります。が、規制したことにより、周辺道路への路上駐車も拡散も予想されます。まずは、周辺道路での路上駐車の実態調査を行い、町で対応できる車線規制標——一般的にポストコーンやポールコーンと呼ばれています固定式のポリウレタンゴム製品です——を路肩部に連続して設置したり、旧白菊園跡地を駐車場として利用するなどの対応を検討しているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） ぜひポストコーン、固定式でも結構ですけども、そういったものの施工を急いでもらいたい。それと、駐車場確保ということで、白菊園跡地を利用したいということでもありますけども、これも早期に利用できるようにしていただきたいというように思います。よろしくお願いします。

それで、次の質問事項2番目の住宅環境整備の政策についてということで、1つ目が、十一軒五軒屋線の道路整備をすべきではないかということですが、十一軒五軒屋線といっても何路線かあるかと思いますが、今回は馬場区十一軒を通っている町道について質問をしていきたいというように思います。

この道路は、地域住民の生活道路としての機能はもちろんのことでありますけども、特にみどり園、あるいはもみじ園児の送迎としても多くの保護者が利用されておるわけです。また、人口増加に伴いまして、最近では、通勤車両等が抜け道として利用される状況も見られます。そういうことで、通過車両も多くなってきております。狹隘道路でありまして、車の離合もままならない状況であります。御承知のとおり、この路線には、路線に並行して水路も走っております。これにはガードレールもなく、非常に危険な状況であるわけですけども、重大事故等が発生しないうちに、道路整備とともに、水路改修をすべきであるかというふうに思いますけども、ここは町長の地元です。町長に答弁をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この十一軒五軒屋線の道路拡幅につきましては、要望書が平成31年3月25日付で提出されております。町としましては、建設課の方で現地確認を行いまして、道路整備改良拡幅の必要性は十分承知しているところでありますけれども、今後詳細な調査を行う必要があると考えております。いろいろ水路等もあるということで、かなりの経費もかかるかというふうに見ておるところでありますけれども、また一方、同様の道路の整備関係につきましては、他の各地区からも多数出ておりまして、まだまだ処理が未処理のところは山積しておるような状況でありまして、担当課の方で緊急性が高いところや指定通学路など、また優先度の高いようなところを、十分順位をつけさせながら取り組んでいるところであります。

そういうことでありますので、また地元の方も、この道路を整備することによって、新たな通過交通車も入り込んでくるようなところもありますので、その辺も十分地元の意見といえますか、そういうところも把握した上で検討していきたいというように考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 現地調査はされたということですかね。優先順位をつけながら、緊急性のあるところはしていくという答弁でありましたけれども、ぜひここ、園児の送迎路線となっておりますので、優先順位がどうなるか分かりませんが、早急な対策をとっていただきたいというように思っております。

それでは、2つ目の町道新町南線の通行規制の政策を問うということについて、質問をしていきます。

この路線は、特に朝夕の車両の通行が多くなってきております。恐らく原水工業団地への通勤車両というふうに思われます。私でもそうです。誰でも、時間が迫ってますと、ついつい車のスピードを上げがちになるわけですが、そうなれば、当然事故のリスクも高くなってきます。この新町南線は、児童・生徒の通学路になっているのは御承知のとおりかと思えますけれども、ここを朝夕の通行規制、時間規制、あるいは原水工業団地への通勤規制、今、鉄砲小路とか柳水とか入道とか古閑原で、通り抜け禁止の指導を企業の方をお願いしてあるかと思えますけれども、そういったことができないか、これについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、町道新町南線の道路状況と交通状況について申し上げます。

この道路は、幅員が約5メートル程度で、朝夕の時間は自動車の通行量が多い状況となっております。特に、朝の通勤時間は、菊陽空港線を役場方面から旧57号線方向に進む車が、旧57号線の交差点が渋滞しているため、抜け道として右折してこの道路に入ってくるのが多いようです。先日、平日の朝の時間に通行量の調査を行いました。その結果を申し上げますと、午前7時から7時30分の間に、西から東へ抜けた車が46台、7時30分から8時の間が72台、8時から8時30分の間が28台でありました。7時15分ぐらいから8時までぐらいが非常に通行量が多いようでございます。ちなみに、東から西へ抜ける車は少なく、7時から8時30分の間に

19台でありました。

また、この道路は、議員がおっしゃいましたとおり、通学路となっておりまして、この日、通学していた小学生は、7時30分前後に2つの登校班で9名でありました。

このような状況があり、この道路沿いの電柱には、町から配付しましたスピード落とせの標示を駅前区で取りつけてあります。また、この道路は、セミコンテクノパーク協議会では、通行自粛道路とされ、同協議会に加盟している事業所の従業員には通行しないように指示がされているとのことです。

議員御質問の通行規制についてですが、交通規制は公安委員会で決められますので、大津警察署に、通学路であることも含めた現状を伝え、通行規制について今相談しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） ぜひ相談の上、早急な対策を練っていただきたいと思います。

3番目は、ちょっと時間も迫っておりますので、割愛させてもらってよろしいですか、議長。

じゃあ、次の質問事項3の中学校の通学手段についてを質問をしていきたいと思います。

武蔵ヶ丘中学校の自転車通学が、2.3キロ以内が令和2年度より禁止になるというように聞いておりますけども、その理由を問います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） おはようございます。

中学校の通学手段についての御質問にお答えいたします。

学校の校則は、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長発達していくため、各学校の責任と判断のもとにそれぞれ定められる一定の決まりです。自転車通学の許可は、校区の状況や通学路、防犯面の状況など、生徒の安全を最優先にし、それを踏まえた上で、生徒の身体的問題など、教育的な配慮をもとに総合的に判断し、各学校が許可しております。武蔵ヶ丘中学校では、自転車通学を許可する条件の一つとして、自宅から学校までの距離を規定しております。平成30年度までは2.3キロ程度を許可しておりましたが、2.3キロ以内であっても、通学路の整備状況等に不安があったにじの森地区全体を学校が認めておりました。にじの森地区や隣接する地区の開発に伴う道路整備状況など、当時と状況が変わってきたこと、校区の急激な開発により状況が変化し、にじの森地区以外で通学距離が2.3キロに満たないという理由から不許可になっている生徒がいることなどから、全ての生徒、保護者に納得のいく条件に整えていく必要があると学校が判断し、平成30年後半から校則を見直し、2月の新入生説明会や3月末に在校生の生徒や保護者に周知しております。また、校則の変更に伴う説明を生徒や保護者に丁寧に進めるとともに、昨年度、自転車通学を許可している2、3年生については、継続して申請している場合、今年度も許可するなど、教育的配慮をし、PTAや学校運営協議会と

連携しながら1年間かけて取組を進め、条件に基づいた運営をしていくということです。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 私たちのころは、教材も今みたいに多くなかったんです。特に、本はB5でありましたし、今はそういった教材がA4で、教材等も多くなってきておりまして、かばん1つでは足りないぐらいなんです、中学生は。見ていて非常にかわいそうなんです、そして最近の中学生、小学生もそうですけども、塾に通ったり、習い事したりと、ほとんどの人がそうなんです、学校から歩いて帰って、そして慌てて塾に行ったり、習い事したり、非常に大変だろうと思います、子どもは。そういったことで、校則が2.3キロになっているということで、私がここで提案したいのは、校則の2.3キロを見直すことはできないかということと、一部、駐輪場が不足するから、自転車通ができないというふうにとってる保護者さんもいらっしゃいます。こういった説明をされたか分かりませんが、そういった保護者がいるということとは確かです。その辺のところ、そういったことを言っていないということであれば、誤解のないような説明をまたするべきだと思うし、地域間の事情があるといいましても、菊陽中学校は今規制がないわけです。同じ町立中学校ということで、片方は自転車通学に関する規制がない、片方は2.3キロに規制されている。これは、保護者からいいますと、学校独自で校則で定めているということであるけども、保護者からいいますと、同じ町立中学校じゃないかと、それは不平等じゃないかということで、アンバランスという言葉、表現が適切かどうか分かりませんが、アンバランスじゃないかということもおっしゃいます。そういったことで、この見直しというのはできないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 今、2点御質問があったと思います。

まず、議員御指摘のとおり、現在、武蔵ヶ丘中学校は2.3キロ以上、菊陽中学校は自転車通学を申請した生徒については基本的に許可しております。その際、自宅から学校までの距離や、徒歩通学と比較し、安全面からも本当に必要か、家庭で十分検討した上で申請するよう指導しております。

まず、駐輪場の整備の件について御説明いたします。

菊陽中では、平成23年度以前から、既存の駐輪台数は310台ありまして、学校から3キロ以上の生徒及び部活動をして自転車通学を希望している生徒等に許可していました。しかし、平成24年度から、駐輪台数と将来増加する生徒の希望数の推移を考慮し、申請を許可しております。この間、大規模改修後に駐輪場を60台整備しております。一方、武蔵ヶ丘中につきましては、既存の駐輪台数は210台あり、地域の開発に伴う急激な生徒数の増加から、2.3キロの条件を維持しており、平成27年度に51台、駐輪場の不足から、平成30年度には駐輪場を33台整備したところでございます。

教育委員会といたしましては、校則が社会通念上、著しく逸脱している場合、指導すること

は言うまでもありませんが、学校は児童・生徒に対する安全配慮義務を負うことになりますので、学校の秩序を維持し、児童・生徒の安全を確保するために制定している武蔵ヶ丘中の校則を尊重し、必要な整備を進めてきたところでございます。また、これまで御説明しましたように、校則自体は教育的に意義のあるものですが、その内容、運用は、児童・生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたものとなるよう見直しを行うことも必要であると考えております。教育委員会としましては、学校敷地等の制約はありますが、学校が校則の内容や運用を変更することが必要であると判断した場合、学校と協議をしながら、必要な整備に関しては引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 安全配慮は当然ですよ。西小校区で、声かけとか追っかけられた事例が最近結構あるんです。盗撮だったりとか。そういった人というのは、ほとんど徒歩の生徒なんです。自転車で通ってる人がそういった目に遭ったというのは余り聞きません。追っかけられて走って逃げたという事例もあります。これ私の自宅の横に、すぐ麻生田三里木線というのが走っておりますけども、ここの下は夕方になると暗いんです。ここで、女子中学生が声かけて追っかけられたという事例も発生してますんで、いろんな犯罪が発生しないうちに、見直すべきところは見直して、また保護者あたりとその辺の協議を学校側もするべきだろうと思います。ぜひそういった対策をしてもらいたいと思います。

ちなみに、武蔵ヶ丘中学校から2.3キロといいますと、東は辛川鹿本線ぐらいが2.3キロなんです。北が沖野4丁目、古閑牧場の北側です。沖野中といいますか、中公園があるところですけども、そこです。それと、西が、高速道路の手前にロッキーがありますけども、その手前ぐらいですが、これが2.3キロです。南は、菊陽バイパスのT S U T A Y A、三里木の、この辺が2.3、大体この範囲です。だから、この範囲内の人は、現状、来年から自転車通学できないというわけになるんですから、考えても結構遠いですよ。今の子どもに対しては。今の保護者がおっしゃるのが、学校まで2キロ以内、あるいは1.5キロ、ほとんどの保護者の方が言われます。私たちのころは、3キロも4キロも歩いて登校しておりましたけども、今の保護者さんは、1.5キロ、せめて1.7、8キロぐらいでないと、ちょっと住めないなということはよくおっしゃいます。そういった時代背景も変わっておりますので、そういったのを考慮して、学校側と協議しながら、教育委員会として指導するべきところは指導して、善後策を図っていただきたい。それに取計らいをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さん、おはようございます。傍聴にたくさん今日はいらっしゃって、大変ありがとうございます。さすがに、熊本県のＪＲ三里木駅分岐について、たくさんの方が関心を持っていらっしゃるのだなというふうな思いで見えております。

さて、菊陽町を舞台にした熊本県の２つの事業、ＪＲの三里木駅分岐、それから菊陽空港線の延伸に伴う跨線橋の建設、これは菊陽町の未来に大変大きくかわる事業であるというふうに考えます。特に、将来、基礎自治体の最小単位が、恐らくは市になる可能性が大きいことを考えれば、本事業とそれに関連する事業は、町が市政を目指す千載一遇のチャンスになるのではなかろうかというふうに考えます。同時に、本事業は、鳥瞰図的に見る必要があるかと思えます。単に菊陽町の視点だけではなくて、鳥が上から下を見るように、空港を中心にした事業になりますので、周辺の市町村、熊本市、それから西原村、益城町、大津町、その他まだあると思いますが、ここにともに利益をもたらすような、そしてひいては県全体に利益をもたらすような、そういう事業であるのではないかというふうに考えます。そういったことを押さえながら質問をさせていただきます。

質問は質問席で行います。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 阿蘇くまもと空港へのアクセス、ＪＲ三里木駅分岐事業については、先ほどから報告がありますように、２月の県議会で県知事が、鉄道整備に向けた基本的方向性についてＪＲ九州の同意を得たと。アクセス鉄道のルートについては、県民運動公園を経由する三里木駅からの分岐とすることを表明されております。５月２９日には、県知事が国土交通省を訪問されて、石井大臣から、有意義な政策であるとの好意的な反応を受け取ったということが、熊日新聞にも発表をされております。ただ、そういう状態でありますけれども、住民の視線に立てば、ちょっと不安をまだ持っていらっしゃるというところが見受けられます。というのは、先ほどから答弁にもあっておりますが、県の計画が明確になっていないということもあって、町の動きがちょっと鈍いんじゃないか。それから、受動的過ぎるんじゃないか、そういった受け取られ方をしておるやに見受けられます。それで、県の事業でありますので、町が先にしゃしゃり出ていろいろ言うことは、これはもうできませんけれども、町民から考えた不安のどうなるんだろうという、その視点からの質問をしたいと思えます。

１－１から４まではまとめてお聞きをします。そして、議長、あと関連がありますので、大きな２番－３、菊陽町空港線延伸事業、これを２番の冒頭に持ってきてたいと思います。よろしくお願いしますか。

○議長（上田茂政君） はい。

○14番（甲斐榮治君） それでは、1から4までまいります。

本事業の進捗状況について、令和元年5月時点までに、町は熊本県からどのような情報を受け取っているか。これは、先ほども答弁があったと思いますけれども、省略されても結構です。

それから、本事業に関して、町は熊本県と定期的かつ常設の意思疎通のチャンネルを持っているか。また、これまでに熊本県と何らかの協議をしたか。

3、本事業に関して、熊本県は町にどのような対応を求める可能性が考えられるか。また、町としてどのような関連事業を考えているか。

4番目に、今後どのような展開が考えられるか。議会や町民への説明はどのような時点、時点でなされるか。

以上、まとめてお答えをいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

まず、1つ目です。本事業の進捗について、令和元年5月時点までに、町は熊本県からどのような情報を受け取っているかということについてお答えいたします。

阿蘇くまもと空港へのアクセスについては、県において、交通システムの手法及びルートを検討を重ねた結果、J R 豊肥本線の三里木駅から分岐する空港アクセス鉄道の整備に向けた取組が進められております。これにより、長年の課題であった定時性、速達性を確保し、さらに大量輸送も可能となることが見込まれています。

平成31年2月の県議会においては、こちら甲斐議員も言われましたけれども、蒲島知事から、鉄道整備に向けた基本的方向性についてJ R 九州の同意を得たとの表明がなされました。その基本的方向性の主な内容は、まずルートに関しましては、アクセス鉄道のルートは、豊肥本線三里木駅から分岐すること。設備の整備や所有に関しては、アクセス鉄道は熊本県が中心となり設立予定の第三セクターが整備して所有し、運行はJ R 九州に委託すること。J R 九州の事業費の支出については、アクセス鉄道の開通後、J R 九州は既存路線の増益効果の一部を第三セクターに支出する。J R 九州の支出総額は整備費の3分の1を上限とするというものです。

県においては、空港アクセスの改善を着実に推進するため、今年4月、交通政策課内に空港アクセス整備推進室を設置し、国やJ R 九州などの関係機関と協議を進めているとのことです。そして、今年度は、アクセス鉄道整備に関するルート検討や需要予測などの詳細調査を進める予定と伺っております。

次に、2項目めでございますが、本事業に関して、町は熊本県と定期的かつ常設の意思疎通チャンネルを持っているか。また、これまでに熊本県と何らかの協議をしたかについてお答えいたします。

J R 豊肥本線三里木駅と空港を結ぶアクセス鉄道の整備が円滑に進み、町の活性化につなげ

ていくためには、事業主体である県との連携が不可欠です。そのため、総合政策課を担当部署とし、県に新たに設置された空港アクセス整備推進室と連絡をとり合いながら、事業の進捗状況について情報共有を行っているところでございます。

次に、3項目めでございます。本事業に関して、熊本県は町にどのような対応を求める可能性が考えられるか。また、町としてどのような関連事業を考えているかについてお答えいたします。

こちらは、先ほども答弁いたしましたとおり、今年度は、アクセス鉄道整備に関するルート検討や需要予測などの詳細調査が進められるとのことでありまして、その後、さまざまな手続を踏んで事業が進んでいくものと考えております。

また、阿蘇くまもと空港は、熊本地震からの創造的復興が着々と進む中で、平成30年度の空港利用客数は346万人と、2年連続で過去最高を更新しています。今後、さらに九州全体のインバウンドの増加やコンセッション導入による空港利用者の増加が期待されています。この新たに生まれ変わる空港とアクセス鉄道の相乗効果を町の発展に最大限波及させることができるよう、県とJR九州との密な連携のもと、情報共有を図り、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

最後になりましたが、4項目めでございます。今後、どのような展開が考えられるか。議会や町民への説明はどのような時期でなされるかについてお答えいたします。

今回の空港アクセス鉄道の整備は、三里木駅からの分岐であり、町民の皆様の御理解を得ながら進められるべきものと考えています。町としましては、県やJR九州との密な連携のもと、事業の詳細が分かってきましたら、町民の皆様にも情報をお伝えしていきたいと思っております。そして、町議会や町民の皆様の御意見をしっかりと聞きながら、町の将来の発展に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県から得ている町の情報としては、これはおっしゃったとおりだと思いますが、あとこれは、県の推進室と総合政策課で情報のやりとりをするということですね。それを、将来もその形で行くのかどうか。今、町民の皆さんと相談しながらということがありましたけれども、もっと違った形を考えてらっしゃるのか。その辺についてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） まず、1つ目につきましてですけれども、事業の本格的な進展はこれからでございますので、事業の進展に応じて、町の活性化につながるよう取り組む体制は整える予定といたしております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県の場合には、推進室が窓口になると思いますけれども、町としてはず

っとこの総合政策課が窓口で通されるかどうかという質問です。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現時点では、今答弁したとおり、まだどういう形になるというのがまだ全然見えておりません。それで、詳細がだんだんと明らかにされることによって、それで全庁的に取り組む、またいろんな町民の皆さん、議会はもちろんでありますけども、そういった中で、どういった対応、非常に大きな規模もありますけども、一方では、いろんな影響も、通ることによって、そういうことも想定されるところであります。そういう面もありますので、まず県の方から、まだなかなか明らかにされないし、県の方も調査に入らないと分からないようなところがあるということでもありますので、新たな情報が来た段階では、それぞれきちんと皆様の方にもお伝えしながら、そしてこういう形で出るならば、町はこういう事業を起こせる、また協力をしなければならない、いろんなことが出てくるかと思いますので、事業の進みぐあいによって、その対応の方はいろいろと変わってくるということで、拡大していかなければならないというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 当座はこの総合政策課を窓口として、県とのチャンネルを維持していくと。いずれ将来的には、また発展した形もあるだろうという町長の答弁だというふうに思います。

それで、例えば今分かってる情報というのは、三里木駅で分岐をして、そして県の運動公園を経由して、そして空港にアクセスをしていくということですが、そういったことを想定した場合に、町として、一定の想定のもとにこういう場合にはこうする、これはどうかとか、これは県に要望すべきではないとか、そういったことについて、部内での検討は行われていますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） 本事業につきましては、部内での検討といたしますところまでは、いまだまだ至っておりませんが、今後、事業の進捗や県からいただいた情報に基づいて取り組んでいきたい、整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 発展過程を踏まえながら、いろんな議論の展開があるかとは思いますが、いろんなケースを想定して、少し町の側として、何か熱が感じられないというふうなのが町民の意見にもありますので、部内的な検討については、ある程度進めていくべきではないかというふうに思っております。

それと、今後の展開ですけれども、町長あるいは総合政策課の答弁によりますと、今5,000万円の調査費が県についておるということです。この調査費を使って、来年の3月までに調査が終わると。だから、それが終わって、県のルートなり、そういったものが出てくると

思うんですが、その時点等では、適当な時点があるかと思いますが、その時点等では、ちゃんと議会なり、町民に説明があるかどうか確認したいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 詳細調査に入られるということでありますが、町の方が協力すべきこと、またはいろんな影響、まずはどういう形で三里木駅からの分岐化ということでありますが、全くどんな形から、あそこから直接出るんだろうか、少し場所を移動しながら巡回しながら行くのかとか、いろんなことが考えられるわけでありますが、その詳細調査でまとめられる段階で、影響を受けるようなものについては、また当然話も出てくるかと思うので、そういうことが明らかにされた場合、また詳細調査されるということになると、いろんな現地の方も、当然調査の中で出てくるかと思うので、そういうときには、きちんと情報がとれた分については、皆様方にお知らせする。特に、影響を受けるようなところについては、地域の方々の協力も必要でありますので、きちんと県の方に言わなければならないことは申し上げていくことが大事だというふうに考えておりますので、とにかく今のところ、とにかく見えませんので、その辺は今の段階から、いろいろ町の方でいろんなことをやっとならということといえますか、そこまでは現時点ではやってはおりませんが、とにかく総合政策課を担当部署としておりますので、県の方の推進室の方との連携は十分とっているような状況であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 現段階で県の態度が明確になってない段階でいろいろ言えないということとは理解ができます。何でその段階で、大体これ分かってましたけど、そういう段階であろうということは、何であえて質問をしたかと申しますと、いつも私は、昭和55年の提言に返るんですけども、それでこの質問の意味を少し明確にするために、ちょっと時間を拝借をしたいと思います。昭和55年に、現在の菊陽町の基本路線というのは提言されていると。これは皆さん御存じのとおりに、もう余り町にも、この本はないかと思うんですが、魅力ある町と里をつくるということで、菊陽町の総合計画の基本になる提言が集約された本です。私はいつもこれに戻ります。今度のJR三里木分岐の話も、それから菊陽空港線の延伸、これ九州横断道路とつながるというふうな展望がありますけれども、その辺がまちづくりに及ぼす影響といえますか、それを考えざるを得ない。この提言が、これは九州大学、後藤町長よく御存じだと思いますけれども、九州大学の産業構造研究会の都留大治郎という先生が、6名のスタッフと、それから役場のスタッフも入られた、その中に後藤町長もいらっしやったと思いますけれども、この提言ができ上がっております。

4つ柱があるんです、この提言の柱が。1つは、今の町の方針になってる総合計画の標語あたりとダブってきますけれども、緑あふれる生活都市というのが第1番目です。緑あふれる生活都市。菊陽町の基幹産業は農業ですけれども、緑濃い環境の中で、生活機能のみならず、生産機能を持つ町。昼間、人口は少なく、夜間人口だけで成り立つ町にはしないと。熊本市の単なるベッドタウンにはしないと。ベッドタウンには間違いないけれども、単なるベッドタウン

にはしない。こういうことが1本目の柱に書いてあります。

それから、菊陽町には顔がないと。当時です。昭和55年です。顔がない。新しい顔をつくるんだと。核になるところです、顔というのは。これこそ菊陽町だという、その中心部分をつくるということです。ベッドタウンというのは、放っておきますと、商店とか住宅がごちゃごちゃに寄って、顔らしい顔ができないままに、雑然とした町ができ上がる可能性がありますけれども、菊陽町はこの顔をつくることで努力をします。積極的につくる。このJRの三里木駅分岐というのは、まさにその顔にかかわってくるというふうに思います。玄関口というふうになれば、当然これは顔になると。

それから、活力ある諸産業を持つ町、これは皆さん御存じのとおり、その方針に従って、ソニーはじめ、富士フイルムとか、非常に大事な産業が菊陽町に来ております。産業を持つ町、これが3本目の柱です。

4本目に、これが先ほどの答弁にもかかわってくると思いますが、住民のために住民が手づくりしていく町、これが4本目の柱になっております。そこに書いてある記事を見てみますと、国、県から縦割りに下される行政事務を、自治体は横に受けとめねばならない。生身の住民を縦割りにすることはできない。縦割り行政を一遍飲み込み、これを消化しつつ、許容範囲で菊陽町独特の解釈と方式で住民サービスにかえていく。それが自治体行政というものであるとはっきり書いてあるんです。もう一点、議会制民主主義を基本にしながら、住民自身が権利と義務を果たしつつ、直接民主主義の新しい形をつくり上げていく。そのためには、町当局は広聴広報活動を強化せねばならない。話す口よりも聞く耳を大切にする必要がある。

この4本の柱を上げて、提言の基礎にしていきたいと思います。まさに、この延長線上に今の菊陽町があるというふうに私は理解をしております。特に、この質問に関連しますと、今の住民のために住民が手づくりにしていく町、県の方針があらかた出ているわけですけど、それを町としてどう取り込んで、どういうイメージをつくり上げて、どういう提案をしていくか、その辺が大変大事になってくるんじゃないか、そういう思いで、ちょっと時間とりましたけれども、この4本の柱を申し上げました。

まさに、JR三里木駅分岐、それから後でまた触れますが、菊陽空港線の跨線橋による延伸、これはもうこの菊陽町の基本方針の方向と全く合致するような、そういうものではないかというふうに思います。

それで、5番目に移りますけれども、先ほどの住民が手づくりする町というのにもかかわりますが、5番目です。本件に関するプロジェクトチームをつくって取り組むべきではないか。これは、よく議論されますが、例えば町長がおつくりになるプロジェクトチームなり、要するに町長の隷下になる組織に議会が加わるのは二元代表制上好ましくないとかという議論もありますけれども、この際は、そういうことではなくて、議会も加えて、町民の必要な部分も加えて、オール菊陽の体制をとるように今から準備すべきではないかというふうに考えますが、これは町長、その辺いかがお考えでしょう。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、菊陽町のまちづくりの提言、九州大学の産業構造研究会の方からの提言をいただいておりますけども、その中にあります、甲斐議員がそこ触れられましたので、少し言いますと、その中に、生活都市というのが出ておりますけども、生活都市というのが、これがずっとその当時から今の第5期の基本構想の中でも生活都市という言葉はずっと使ってきております。それ単なる熊本市のベッドタウンではなくて、菊陽町に住んで生活も仕事もまた菊陽町の中でできるということで、そういうまちづくりをずっと今まで続けてきたというところで、企業誘致等も進んで、働く場所もできて、商業施設等もできる中でいろんなことができるようになったところでありまして、それを大事にしてきたまちづくりが、今国の方でも、まち・ひと・しごとづくり、地方創生関係が出ておりますが、その地方創生でうたわれて進められているのを、菊陽町は昭和50年代からずっと続けているということでありまして。その中で、当時、H字型軸構想と言っておりましたけども、横軸はいろいろあったけども、縦軸の道路等の整備が足りないということでありまして、それも実現をほとんどのところで、白川にも幾つも大きな橋ができて、道路ができて、また現在は国道443号も、これにもまた橋がかかって抜けていくようなところまで来てはいますけども、やはり鉄道を熊本空港、ターミナルは益城町側でありますけども、空港の面積の90%以上はこの菊陽町ということで、そこに定時性、即時性のある、そして鉄道の乗り入れというのはその当時から非常に大事なことということでありまして、それが今、現実的になったところでありまして、まずは県の構想の調査に入られるときに、そういう段階で必要に応じて体制をつくっていくということは、特に議会と執行部の関係はいつも言われますように、車の両輪だと言われますけども、一丸となっていかなければならないし、町民の方々も広く参加できるような、これまでのまちづくりも、いろんな校区別の説明会とか、そしてそういった中での意見をもらいながらいろんな計画立ててきておりますけども、そういう面では、今回の場合も全く、特に鉄道の分岐化でありますので、その辺はしっかりと体制をつくっていきたいというように考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 先ほど、議会も加えてと私申し上げましたけれど、これは私、今のところ、私個人の考えでありまして、議会でそういう意思統一をしたということではありませんが、それはまた別次元の話になるかと思います。ただ私としては、議会も町長の隷下であっても、議論の中に参加して、そしていろんな意見も述べて、そういったものの集約として、それがまた議会に諮ってくるという形をとれたらなという気持ちを持っております。議会全体で統一した話ではなりませんので、それはお断りしておきます。

それから、プロジェクトチーム等については、この時点で言えないことも、はっきり言えない時点ではあるかと思っておりますけども、できるだけオール菊陽の体制をとって取り組むべき、そういう事業であるというふうに思いますので、そういう方向でひとつ町長、考えていただきたい。よろしくお願いいたします。

先ほどから、福島議員の質問にも出てましたけれども、6番目に移りますが、第5期菊陽町総合計画後期基本計画、これは、そこは全面的と書いておりますけれども、平成にして32年度、つまり来年度までがこの後期基本計画の期限ですので、先ほどの答弁もありましたように、第6期の基本計画の中にいろいろ盛り込むという答弁でありました。それはそれでいいと思いますけれども、そここのところは、見直すべきところは見直すべきだと考えるというふうにとっていただきたいと思います。今は全面的に見直すということは不可能であるし、時間の浪費であろうかというふうに思いますので。

ただ、先ほど、一番気になりますのは、福島議員の質問で、その困難性がよく分かりましたけれども、白水台地の土地利用です。これがどうしても、このJRの三里木駅分岐、空港アクセスの問題にはかかわってくると。そこをクリアしないと、せっかくの鉄道が町の発展に寄与できないような、そういうことにもなりかねないと思いますので、そこもぜひ、これは我々じゃなくて、執行権を持った役場の中でその辺についてしっかり議論をしていただいて、方向性を出してほしい。できれば、農地も大事なんですけども、先ほど言いましたように、県全体から考えたときに、白水台地、JR三里木からの鉄道の沿線をどう考えるかということは、菊陽町だけではなくて、熊本県の問題でもあると思いますので、ぜひとも部内でも検討して、我々に示唆をしていただきたいと思いますというふうに思います。と申しますのは、前に白水台地で聞いたお話が、現状のままでは農地を大事にすると言いながら、結局後継者はいない、高齢化をしていく、そうすると、現実には農地が荒れていくと。理想論で農地は大事だということを言うだけでは、かえって農地が荒れるという話を聞いたことがあります。一定程度の農地の転用、そこに新しい血を入れるというのは大変大事なことでないか。白水台地の活性化については、その辺を大変考えて、今後取り組まなければならないものではないかという点を、これは指摘するに止めておきたいと思います。

それから、三里木駅の分岐に関連して考えられることは、駅周辺の再開発です。あそこは皆さんも、なかなか難しいのは分かりますが、ミニ開発の集積、典型的な、道入ってもどっかで行きどまる。消防車も入れないというふうな、そういう状況になっております。難しい問題ですけれども、もしもこのJRの三里木駅分岐がきちんと実現をしていくならば、当然その辺も検討しなくてはいけない問題になるんじゃないか。

それから、鉄道の沿線に集客施設を配置する。野球場というのは、計画の中に入っております。第5期の総合計画の後期計画に入っております。野球場の誘致とか、あるいはアリーナなどの交流施設を誘致する。それから、もう一つは、これも不用意に言うと怒られるかもしれませんが、阿蘇くまもと空港を生鮮食品等の空輸基地にするということも、これは我々ができるわけじゃありませんけれども、提案していくというか、そういったことも大事なことになるんじゃないか。そういうことが、この事業に関連して考えられることではないかというふうに思います。その辺で、町長、何か町長の感想があれば、お聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 白水台地というのは、さっき農業委員会の局長が言いましたように、農振の農用地区域ということで、非常に農水省のところから見まして、いろいろ畑地整備もできるとということで、非常に優良な農地ということでありまして、現在は、一方では熊本空港のときに整備されました白水台地の深迫ダムから水を引いとる送水管が、40年以上たって、非常に水漏れ等がありまして、それを整備するために、これは農地集積を図ることが非常に大事だということで、そちらの方も今取り組んでおりますので、いろんな可能性を持ったところでありまして、町の基幹産業であります農業の振興も非常に大事だということでありまして、その辺の調整をどうとりながら、一方では、今度、運動公園のところに新駅もできるということでありますので、県の方もそれをつくる以上は、ただ単に空港利用者だけではなくて、今の運動公園のところをどう活性化させて、乗降客をどう増やしていくかというのが非常に大きな課題でもあるかと思います。そういう面で、いろんな可能性のあるものも、調整区域とはいえども、将来的なところ、通常10年ぐらいかかるという話でありますけれども、今回、熊本空港が民営化されたということで、大きな熊本国際空港という会社もできて、そこでいろんなターミナルの方も、今既に整備の方に入っていかれるところまで来て、青写真もできておりますけれども、そういう中でいろんなイベント広場あたりもつくるということも出てます。そういう面が出てきておりますので、いろんな情報をとりながら、そして将来の可能性といいますか、そこをどうとっていくかということは非常に大事なことでありますので、取り組んでいきたいというふうに思います。

また、県営野球場の方も、これもまた、移転等の動きがなかなかはっきりして見えておりませんけれども、これも午後の阪本議員の質問の方に入ってますので、そのときにお答えしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、先ほど申し上げましたように、この事業とも大変関連をする事業が、2－3に書いておりますけれども、菊陽空港線延伸事業の進捗状況はどうなっているかという質問になります。

皆さんも、これも御承知のことですけれども、菊陽空港線が馬場踏切のところを跨線橋で越えて、そして町道がその先できますが、その後、合志市の道路とつながって、中九州横断道路ですか、高規格道路につながると。これ、町長もいつもおっしゃってますけれども、防災関係にしても、あるいは経済関係にしても大変大事な道路であると、そのとおりだろうと思います。これ1本がどうなるかということで、また菊陽町の東部の発展といいますか、それに大きくつながっていくんではないかというふうに思ってます。ぜひ、これ進めてほしいという観点で質問をしますけれども、先ほど、福島議員が省略をされましたので、進捗状況についてお答えいただきたいと。それと、長塚地区ですか、跨線橋で越えたその先の長塚地区を、この道路が通る予定であると。その辺について、住民との話し合いが行われているということですから

ども、5月29日に第2回目が行われたというのが、町長の行政報告にも入っておりますので、その辺がどうだったのか。そういったことを含めて、今の進捗状況を聞かせていただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 菊陽空港線延伸事業の進捗状況はどうなっているかについてお答えします。

昨年12月議会の甲斐議員の一般質問で進捗状況について、予備設計業務の発注に伴い、昨年6月末に長塚区で道路延伸計画の概要及び測量立ち入りについて住民説明会を行い、現在、その際にいただいたさまざまな御意見、御要望について、整理、検討を進めておりますと御説明申し上げましたが、その後、先月5月29日に住民説明会を行ったところであります。

今後につきましては、測量範囲に含まれる方への個別説明会を行い、現地測量等の作業を進め、ルートの検討を行ってまいります。また、県施行区間があるため、連携をとりながら事業を進めていく必要があるため、本年3月14日に、調査及び工事の早期着手、整備に必要な予算の確保について要望活動を行いました。町としましても、早期の工事着手を目指して進めてまいりますので、議会の皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、答弁しましたけども、少し補足をしてお答えしたいと思います。

菊陽空港線の延伸につきましては、熊本空港とセミコンテクノパークを結ぶ経済、社会活動の重要な幹線道路として、また将来は、中九州横断道路を結ぶ広域的な防災、経済道路としても非常に重要な道路であります。この道路の整備は、長年、構想して描いていた事業を実現するものでありまして、本町の将来の発展につながるものと位置づけております。

また、セミコンテクノ周辺の通勤時間帯の広域的な交通渋滞の緩和や、原水地域の子どもの安全な通学のためにも、早急な整備が必要であると考えております。このため、今、建設課長が言いましたように、3月14日の熊本県への要望につきましては、副知事に対しまして、私と、それから合志市の荒木市長、それからセミコンテクノ協議会、これはセミコンテクノパーク内に立地しておる企業で構成されておる協議会ですが、その代表の方々2名、そして地元県議ということで、菊陽の中村県議、それから田代県議、合志市の高木県議も一緒に同行していただいて要望活動を行ったところであります。要望活動につきましては、県の施行区間の調査及び早期着手と、それに必要な予算の確保をしていただきたいというのが主な要望の内容でありましたが、そういうところでありました。そして、先日の長塚区の住民説明会には、長塚区の中をどうしても通らざるを得ないということでもありますので、私自身も参加しまして、直接、地元の町民の皆さんの声を聞いてまいったところであります。

関連企業や地域住民にとっても大変重要なことでありまして、かつ緊急な課題でもあります菊陽空港線の延伸を、一日も早く全線開通するように取り組んでまいりたいと思います。これ

にはもちろん地元の長塚区、あるいは関係するところの理解、協力が一番大事でありますけども、そういう面もきちんと地元の方々の要望を聞きながら、一日も早く実現するように取り組んでいきたいと思います。菊陽町が動くことによって、県の方の動きも出てくることは間違いないと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 余り時間ありませんけれども、この菊陽空港線延伸事業については、JRの三里木駅分岐事業と同じぐらい、菊陽町の発展の双璧をなすぐらいの事業であるというふうに私は捉えております。いろんな困難もあるかと思ひますけれども、一つ一つ丁寧に克服しながら、ぜひ前に進めていただきたいと思ひます。

それでは、あと2つ残っておりますが、1つは、今、（仮称）光の森多目的広場の一部が、2ヘクタールが防災広場になるということは既に決定しておりますけれども、あとの1ヘクタールについては、仮設住宅がありました。しかし、これについては、先ほどの町長の行政報告で、もう既に全員が退去されたということです。1の被災者に対する対策というのは、これは省略をしたいと思ひます。あと一ヘクタールの土地が残っておりますけれども、これは今後どのようにされるのか。防災広場と関連づけた事業を展開されるのか。同時に、いつも出てきますのは、防災広場の日常的な活用です。災害時じゃなくて、日常的な活用をどうするかということもよく聞かれることですので、その辺あわせてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

残りの1ヘクタールの活用については、これまで甲斐議員から質問をいただいております。昨年の9月議会では、今のところ具体的な構想があるわけではございません。仮設住宅にお住まいの方もいらっしゃいますので、そのあたりの気持ちにも配慮しながら検討を進めていく必要がある旨の答弁をさせていただいております。また、昨年の12月議会では、2ヘクタールの工事を進めながら検討する旨の御答弁をいたしました。

今回、仮設住宅にお住まいの方も全員退去され、2ヘクタールの広場の工事も着工したところでありますので、防災広場と関連づけるかも含めて、これから具体的な検討に入ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 時間がありませんので、その確認だけに止めておきたいと思ひます。また今後、いろいろ議論していきたいと考えます。

それでは最後に、これも町民の大変大きな関心事ですけれども、町民総合体育館建設事業の進捗状況、これは昨日、議員に対しては全員協議会である程度詳しい説明がなされました。ほかの議員の方も、これに対して質問が出されておりますので、私は時間の関係もありますから、一番関心のあります、前から指摘もしておりましたけれども、この場所です。どこに建設するのか。これも町としては考えてらっしゃるかもしれませんが、不用意に出しますと、いろ

んな影響が大き過ぎますので、具体的には出せないと思いますが、建設場所を決定するについて考慮すべき事項、あるいは考慮されている事項、そういったものについて、そこだけお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

まず、検討委員会について御説明申し上げますと、昨年の12月にこの検討委員会、正式名称は菊陽町総合体育館等施設整備検討委員会と申します。これを12月に設置しております。この検討委員会では、建設場所の選定、施設の規模、施設の機能及び内容に関する事項について審議をいただくということにしております。これまでに3回の検討委員会が開催されております。これまでの3回の検討事項につきましては、建設場所について審議をいただいているところでございます。考慮すべき点としましては、公平な立場に立ちまして、一番町民の方々が利用しやすい場所、あるいは利用できるようなところということで、検討をいただいたところでございます。例えば、検討委員会では、町の東部、南部、西部、北部及び中央部の5つのエリアに区分いたしまして、施設の整備手法、交通アクセス、周辺施設の状況及び相乗効果、防災機能、経済性、農地改廃の観点から、各エリアを分析、検討をいたしております。4月24日におかれまして、第3回目の検討委員会が開催されまして、建設場所の選定について意見をまとめられたところでございます。令和元年5月23日付で、まとめられた答申をいただいたところでございます。答申の内容につきまして御説明申し上げますと、菊陽町総合体育館等施設の建設場所は中央エリアとして、中央エリアに存する菊陽杉並木公園を連続して拡張できる場所とする旨の内容でございました。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） あと、この体育館につきましては、今の建設場所も中央エリアというふうに申されましたけれども、そのことが一番関心事でございました。町民が一番利用しやすいところというふうなところで考えられたようです。あと、規模をどうするのか、あるいはどういう機能をつけるのか、建設費用がどのぐらいかかるのか、そういったことがございますけれども、あと時間が5分です。ほかに質問を予定されている議員の方がいらっしゃいますので、その点については後の議員の方にお任せをしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時6分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして、一般質問を行います。

選挙後、初めての質問になります。町民の皆さんが町政の主人公をモットーに、また議員としては、町民の皆さんの声をしっかりと議会、行政に反映させていくために、今後とも取り組んでいきたいと思います。執行部の皆さんには明確な答弁をお願いいたします。

今回は、保育行政について、光の森駅の駐輪場について、町営住宅の手すり設置について、就学援助制度についての通告順に行います。

一番最初の保育行政なんですけど、今、子育て支援については、保育所と学童保育の待機児童を解消することが待ったなしの課題となっています。3月議会でも、待機児童の解消問題や保育士の待遇改善について取り上げてきました。町は民営化がかなり進んできましたけれども、現時点での待機児童、保留児童、また兄弟別々の保育所に通っている子どもさんの問題については、一刻も早い解消をと、この間も取り上げてきましたが、そのことが今どういう状況になっているのか。3月の時点では、9世帯、20名ということでしたけれども、一番新しい状況についてお尋ねをします。

また、今後、その対応をどういうふうに進めていくのかについてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今言ったつもりだったんですけど。子育て支援については、今日3つ上げています。1つは、現在の待機児童、保留児童の状況と今後の入所見込みについて。2つ目に、改定子ども・子育て支援法でどのように変わるのか。3つ目に、給食費について町が負担できないかとしています。

一番最初の子育て支援については、保育所と学童保育の待機児童を解消することが待ったなしの課題なんですけれども、3月議会でもこの問題は取り上げてきました。現時点での待機児童、保留児童、また兄弟が別々の保育所に通っている子どもさんの問題については、一刻も早い解消をと思っていますので、3月の時点では9世帯、20名だったのですが、今どういうふうになっているのか。また、子育て支援課としては、今後どういう取組をしていく予定なのか。

この点について答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

本年6月1日現在の待機児童数の数は25名で、年齢別では、ゼロ歳児1名、1歳児11名、2歳児7名、3歳児4名、4歳児1名、5歳児1名となっています。ほかに利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機している保留児童の数は、待機児童の

数25名を除くと、本年6月1日現在で108名になります。待機児童と保留児童の今後の入所見込みについては、入所希望先の受入れ態勢が整うことで、徐々に受入れは進みますが、年度途中からの申込者も多いことから、まずは待機児童の解消に取り組んでまいります。

保育所等の利用児童数の推移を見ますと、公立保育所の民営化などを進めたことにより、昨年4月の1,333名から1,464名に、約130名増やすことができました。

今回、待機児童が解消できなかった主な原因は、保育所等への申込者が増えたことによるものです。今後も、待機児童の解消に向けた取組を強化してまいります。

兄弟、姉妹が別の保育所等に通っている件については、平成31年4月から適用する入所選考基準において、兄弟、姉妹が在園児の場合の調整数を見直しました。その結果、昨年度に比べ、34世帯から9世帯、児童数で66名から20名と減少しています。この数字は、平成31年2月現在のものです。しかし、平成31年3月以降に、兄弟、姉妹が在園する保育所等に転院を希望する申込者があり、本年6月1日現在で、15世帯、31名になっています。兄弟、姉妹が在園児の場合の調整指数の見直しは、これまでも行ってきましたが、年度途中からの見直しは難しいことから、令和2年4月から適用する入所選考基準において見直しを検討します。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 申し訳ありません。25名の内訳をもう一度お願いします。ちょっと書き取れなかったのです。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） もう一度申し上げます。年齢別で言いますと、ゼロ歳児が1名です。1歳児が11名。2歳児が7名です。3歳児が4名。4歳児が1名。5歳児が1名です。よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございました。

待機児童の問題は、今25名が待機で、保留児童が108名、また私はずっとこだわっている兄弟別々のところは、6月1日では15世帯、31名と、3月議会では9世帯の20名でしたので、増えてるということで、やはりここは年度途中の調整は難しいということでしたけれども、この対応を何とかできないかというふうに思います。

それと、待機児童の一番の問題は、保育所の施設はあるのではないかというふうに思うんですけど、保育士さんの確保ができてるかどうかなと思いますが、今、保育士さんの必要数に対して何名ぐらい不足をしているのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 申し訳ございません。その辺は、資料が今手元にありませんので、明確な回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、保育士さんの確保のところは、また後で調べていただいて、分かれば、また教えていただきたいと思います。

なぜ私がそういうふうに言いますかという、やはり保育士さんの処遇改善が非常に大事だというふうに思っているからです。それで、3月議会でももちろん取り上げたんですけども、例えば保育士さんの確保を、今菊陽町の場合は民間のところの確保が中心だというふうに思いますけれども、荒尾市では、家賃補助として、最大月に2万5,000円を3年間や、奨学金の返済支援で、年20万円を3年間支給をされています。また、お隣の大津町でも、支度金と転居費用補助で最大15万円が保育士さんの待遇改善のために支給をされていますので、菊陽町でも、待機児童の改善のためには保育士さんをしっかり雇うことが一番の手だてだというふうに思いますけれども、処遇改善のための施策が必要ではないかと思いますが、今、町としてはどのように考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） すいません。その辺も、手元に資料を準備しておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 和田課長、かわられたばかりであれなんですけど、非常に優秀なので、またぜひこの辺も検討していただいて、お答えをお願いしたいと思います。

それで、2番目なんですけれども、改定子ども・子育て支援法が国会で通りまして、10月から、皆さんも御存じのように、子どもの無償化が、子育て保育の無償化がひとり歩きしてるんですけれども、非常にいい部分と、心配な、懸念をするところもありますので、どのように変わるのかということで質問をさせていただきます。

幼児教育、保育を一部無償化する改定子ども・子育て支援法が成立をしました。この無償化は、今年10月からの実施を狙う消費税10%への引き上げを財源としています。その中身は、子どもの権利を保障するためではなく、今後の無償化や保育施設の拡充を進める際にも、消費税増税が迫られかねないなど、多くの危険をはらんでいるというふうに私は考えています。改定子ども・子育て支援法で、町内の保育の質、量はどのように変わるというふうに、今考えておられるのでしょうか。

これは、10月からの支援法の成立なので、なかなかまだ10月まで数か月ありますので、具体的なところが分かりにくいかもしれないんですけれども、今、町が把握しておられる段階でどういうふうになるのかをお聞きします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、子ども・子育て支援法が改正されたことによって、制度自体がどのように変わるのかということから、まず答弁させていただきたいと思います。

改定子ども・子育て支援法の第2条では、基本理念に保護者の経済的負担の軽減が追加され、子ども・子育て支援新制度の目的に、幼児教育の無償化による少子化対策を位置づけまし

た。

まず、幼児教育無償化の対象サービスと内容について説明します。新制度に移行した幼稚園に通う児童については無償化の対象になります。一方、新制度に移行していない幼稚園に通う児童については、上限額の範囲内で無償化の対象になります。認可保育所に通う児童、認定こども園に通う児童、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育など、地域型保育事業に通う児童も無償化の対象になります。ただし、ゼロ、2歳児の認可保育所等に通う児童については、無償化の対象は住民税非課税世帯の児童のみに限られます。企業主導型保育事業に通う児童についても、認可保育所に通う児童と同様の内容で、利用料が上限額の範囲内で対象になります。保育の必要性がありながら、認可保育所や認定こども園を利用できていない児童については、幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設一時預かり事業、病児保育事業などの認可外保育施設等を利用する場合は、上限額の範囲内で無償化の対象になります。

幼児教育の無償化に伴う経費の財源は、今年度は全額国負担とされており、来年度以降は、公立保育所分については全額町負担、私立施設等の分については、国2分の1、県4分の1、町4分の1とされています。

御質問の量と質の点については、すいません、現段階では具体的な予測等は、まだ立てておりませんということになります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

10月から実施の無償化案は、今、課長の答弁にもありましたように、ゼロ歳から2歳は住民税非課税世帯のみで認可外が上限4万2,000円、3歳から5歳が原則としては全世帯なんですけれども、認可外が上限3万7,000円というふうに理解しています。問題点は、保育料が高いゼロ歳から2歳児に所得制限があること、そして無償化といいますけれども、給食費は実費で徴収があり、保育所が徴収をしなければならないので、実務が増大する。保育士さんの負担がまた増えるのではないかということ、私は懸念しています。

それから、この菊陽町は、子どもの数が本当にどんどん増えて、対応が大変なんですけれども、10月からの無償化で待機児童が増加するのではないかということ、懸念していますが、この辺は、実際始まってみないとよく分からないのでしょうか。今の時点で何か考えておられることがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、今、企業主導型の保育事業よりも、もっと、これは菊陽町は余り認可外は少ないんですけれども、緩い基準である認可外の保育施設も、5年間は経過措置がありまして補助対象となっていますけれども、これで安心・安全が保たれるか懸念をしますが、このことを何か検討されておられるかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、1点目の今後待機児童等が、利用者が増えていくのでは

ないかというところの御質問ですけども、先ほども申し上げましたとおり、具体的な、今後こういうふうになっていくというところの見通しは立てていません。ただ今年度が、子ども・子育ての支援事業計画の策定年度でありまして、昨年度実施しました子ども・子育てのニーズ調査をもとに具体的な内容が決まっていきますので、その過程の中で明らかになってくるのではないかと思います。

あと、認可外保育施設の質の面で御心配されてるということだと理解しましたけれども、基本、認可外保育施設についても県への届け出が必要というところがありまして、当然、届け出があったところについては、県と一緒に指導監査等を行っているという実態がありますので、そういう指導監査等を徹底すれば、質は保たれるのではないかというふうに考えているところではあります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

待機児童については、今後、実施計画を立てる中で検討するということと、安心・安全の面から、認可外施設については県の届け出が必要なので、指導監査などを行っていくということでした。

それで、3番目なんですけれども、これもまだ恐らくスタートしてないですし、検討できてないかなというふうに思いますけれども、給食費について町で負担できないかというふうにしています。今度の制度で無償になるのは3歳以上で、保育料の高いゼロ歳から2歳は対象外です。住民税非課税世帯はゼロ歳から2歳も対象になりますけれども、既に保育料は所得に応じて設定されていますので、生活保護世帯は無料など、低所得者ほど低くなっています。無償と言いながら、今回3歳以上の給食、特におかず、副食の費用の実費徴収が導入されるので、保護者収入が低い世帯で多子世帯であるとか、負担が増えることが懸念されています。

現段階で、秋田県では、給食費の実費負担を県が予算化をして、2019年度、8,000万円ほどだったと思いますけれども、予算化をしているというようなことも聞いていますが、町が今後、こういう給食費についても負担できないかとしています。どうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 給食費について、町が負担できないかについてお答えしたいと思います。

国において、給食費については、従来どおり、原則保護者の負担とし、無償化の対象から除外されました。ただし、生活保護世帯の児童、ひとり親世帯の児童、年収360万円未満相当世帯の児童などの副食費については免除されます。給食費を全て町で負担とした場合、令和元年5月現在の在園児数をもとに、国の給食費の単価で試算したところ、毎年、約1億円の財源が必要となります。町では今後、待機児童の解消や幼児教育の無償化など、優先順位の高い

事業により多くの財源を投入する必要がありますので、現段階では、給食費に対する町負担は考えておりません。失礼いたしました。

(16番小林久美子君「言い直さなくても大丈夫です」の声あり)

○議長(上田茂政君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 和田課長、言い直さなくても大丈夫です。

やっぱりこれから、1億円ほど必要ということなんですけれども、非常に菊陽町、子どもの数も増えてまして、無償化というのは、私たちは消費税を財源としているので、私たちは、財源は所得税とか法人税などの応分の負担で、公正な税制によって賄われる必要があるというふうに思っています。今、無償化といいますと、誰でも無償になる、給食費もそこまでまだ御存じない、そういうところまで情報が行っていないところもあるかと思います。約1億円必要ということで、今のところ考えてないということでしたけれども、10月からのスタートに当たって、また今後とも、9月議会等でもまた取り組んでいきたいというふうに思っています。

それで、新聞報道では、やはり今度の子育ての改正なんですけれども、高所得者世帯ほど恩恵が大きくて、負担軽減策としてバランスを欠くとか、あと待機児童が先じゃないかというようなことと、そのための施設整備や保育士の処遇改善にもっと財源が必要だということが今言われていますので、今後ともしっかりと提案をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、光の森駅の駐輪場についてです。

一緒にします。1番が、光の森駅の利用実態はどうかということと、光の森駅の駐輪場についてどう考えているのかというふうにしています。

現在、光の森駅は、皆さんも御存じのように、非常に利用者の方が多い状況です。今、ゆめタウンの工事中の東側に臨時の駐輪場が設けられています。私も実際行ってみますと、かなり多くの自転車が置かれていまして、本当に光の森駅が交通の結節点としての役割をかなり担っているというのがよく分かります。今年の6月、今回の6月議会の議案第25号で、ゆめタウン光の森店の立体駐車場整備工事に係る駐輪場の整備について改正案が出されていますので、これは6月の最終日に議案が出てくるかというふうに思いますけれども、町民の方から、駐輪場があちこちに変わるというか、工事に伴って変わっていますので、町としてどんなふうに整備をしていくのか、そのことをぜひ聞いてほしいという要望がありましたので、今、町の計画と今後の進め方についてお尋ねをしたいと思います。

それから、どの程度の自転車の置き場をつくる予定なのかということについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長(上田茂政君) 建設課長。

○建設課長(矢野和幸君) まず、1番の光の森駅の利用実態はどうかについてお答えいたします。

公共交通の重要な拠点であるJR豊肥本線光の森駅の平成30年度の1日平均乗降人員は約

5,400人であります。平成25年度の乗降人員約4,200人と比較しますと、5年間で、1日当たり約1,200人の増となっており、駐車場の利用者についても増加傾向にあります。

それから、質問要旨2、光の森駅の駐輪場についてどう考えているのかについてお答えします。

光の森駅の駐輪場については、駐輪場利用者の増加に伴い、朝、駐輪場が混雑することが原因で、駅周辺の歩道への駐輪も見受けられましたが、光の森駅第2駐輪場が、ゆめタウン光の森店の立体駐車場内に整備されることとなり、駐車可能な台数が、これまでの自転車約460台に対しまして、自転車590台とバイク33台の合計623台となり、163台の増加となります。また、光の森駅第2駐輪場は、収納ラックへの駐輪となるため、乱雑な駐輪が減り、歩道への危険な駐輪解消につながるであろうと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。私だんだんついていけなくて、もう一度、台数を後で正確にお願いしたいと思います。

それで、今回は、ゆめタウンが駐輪場を整備して、町の土地を貸し出しをするということも含まれているのかなというふうに思います。議案だけで見ると、そこまでよく読み取れないので、どういうふうに、私は基本的に、三里木駅なども、駐輪場を以前は質問とかしたことがありまして、駅の整備なんかは、町が今までしてきたんですけれども、今回は、そこが少し違うような気がしますので、そこも一緒にあわせて、もう一度、台数もすいません。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） まず、一番最初の御質問の台数でございますけれども、駐輪可能な台数が、これまでの自転車約460台に対しまして、自転車590台とバイク33台の合計623台となり、163台の増加となります。

続きまして、駐輪場整備を行ったが、その費用負担について、町の負担はあるのか。

（16番小林久美子君「それは言っていないけど」の声あり）

土地はどうなるのか。

（16番小林久美子君「もう一回言いましょうか」の声あり）

すいません。もう一度、質問お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、駐輪場とか、駅の駐輪場は町が整備をされるというふうに今まで理解してたんですけど、今度のゆめタウンは多少違うようなので、議案だけで見るとよく分かりませんので、町が土地を一定貸し出して、ゆめタウンが駐輪場をつくられるというふうに思いますけど、その仕組みを説明していただいて、最後は結局町が管理をするんだと思いますけど、その辺の流れを説明をお願いしたいんですけど。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

駐輪場整備の費用については、ゆめタウンの増床計画によって、もとあった駐輪場の場所に、ゆめタウンが立体駐車場をつくり、一部を駐輪場にすることから、町の負担はありません。

土地については、ゆめタウンからお借りすることになります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。土地は、町の土地をゆめタウンにお貸しするんでしょう。というふうに思いますけど、違いますか、課長さん、どうですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） 私の方から答弁させていただきます。

町の土地をイズミさんに貸し出して、立地の中に駐輪場を整備していただいて、その駐輪場を町がまた借り受けるというふうなことになります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、部長にお尋ねしますが、町で駐輪場をそれだけつくる予算と、つくっていただいて、また町が借り受けるんですかね。それだけの予算の、そっちの方が安くつくのかどうかとかというのが、そういうふうに町が判断された理由をお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） イズミさんの方が、今回、3階建ての立体駐車場をつくられるということで、町の用地がその一部にありまして、今まで駐輪場に、町の土地とイズミさんの土地を借りて駐輪場としておりました。町の土地だけでは駐輪場、台数的に台数が足りなくなりますもんですから、町の土地をイズミさんの方に貸し出して、今回、623台、163台増えるような整備をしていただいて、町の方がその駐輪場を借りると。用地の借地料と借りる、貸す方と借りる方、これが、その辺はまだ今からになりますけども、その方が安くできると、町の方は思ったところでございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） どちらにしても、結局、光の森駅を利用される方が、しっかりイズミさんがつくったにしても、そこを利用していただくような工夫等、イズミさんと、また町が検討されると思いますけれども、なかなか町民の方から見ると、それはもう町の仕事なのに、その辺の理解が、疑問を感じられた方がいらっしゃって、そういうことを取り上げました。

それと、今、工事があってますけれども、渋滞解消で、それは町民の方にも説明してあるというふうに思いますけども、やはりシンボルツリーだったり、いろんな木を伐採したりというのもありますので、そこは周辺の町民の方の理解をしっかりと得るような取組が、通告とは離れるかもしれないんですけど、その辺が町民の方に分かるような、そういうふうな対応をぜひし

ていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目に行きます。

町営住宅の手すり設置についてです。

これは、町営住宅は、今、約250軒ほどの住宅の管理をされていると思いますが、入居されている方が高齢化してきておりまして、2階以上には全て手すりが必要ではないかというふうに思います。現在、ほかの町営住宅建て替えとかもしてますから、今、手すりのない町営住宅はどこなのかということと、青葉台団地は、3階でしたかね、4階でしたかね、ありますけれども、あそこはちょっと階段は広くとってありますので、割と動きやすいかなというふうに思いますけれども、やはり足腰が不自由になってこられてる住民の方も多いので、手すりを設置してほしいという要望があります。これは一、二か月前にお伝えしているかと思いますが、検討をさせていただいたのでしょうか。そのことについてお聞きをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、青葉台団地に手すりの設置はできないかについてお答えします。

本町が管理しております町営住宅は、現在、青葉台団地を含めて、町内に9団地あります。その中で、議員御質問の手すりの設置については、青葉台団地のみが古い団地のため、未設置の状況であります。今後、管理人と入居者の方々と相談し、意向を確認した上で、設置するかしないかの判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 意向は、どういう場所でいつごろ調査していただけますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 青葉台団地は、現在、建設後30年経過しておりますので、構造的に可能なかどうか調査し、検討しないことには、はっきりとしたこととお答えすることはできません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 30年たってるというのは分かってるんですけど、あそこかなり広いので、割と手すりを設置しても、通行は大丈夫かなというふうに、実際行って思うんですけども、私、以前、随分前、二十数年前に、武蔵ヶ丘の県営団地のところに、手すりをつけてほしいという町民の方の要望がありまして、共産党の県議に取り上げていただいて、手すりを県営団地はつけた経過があるんですけども、県営団地から見ると、青葉台団地はそんなに戸数も多くないので、どういうふうに町民の方の調査をするということでしたけれども、いつぐらにいただけますかという質問なんですけど、よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） 手すりの設置については、今後、なるべく早い時期に、住宅の管理人と入居者宛てに調査を行いながら、確認してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひよろしくお願いします。

それでは、最後の就学援助制度についてお尋ねをします。

1つは、就学援助制度の一部単価の引き上げが国の方で実現しているんですけれども、町としては、いつからそれを踏襲されるのかということと、要保護児童・生徒と準要保護生徒への対応が、準要保護生徒の分が、国庫補助金が一般財源化をされたというのがありますので、どんなふうに町として対応されるのかということをお尋ねしたいと思います。

1つは、19年度の就学援助制度の一部単価の引き上げ内容なんですけれども、入学準備金の単価の引き上げが、小学校が4万600円から5万600円へ、1万円の引き上げになります。中学校が、4万7,400円から5万7,400円になる。それから、卒業アルバム代が新規に補助対象になって、小学校が1万890円、中学校が8,710円。それから、修学旅行費の単価の引き上げで、中学校が5万7,590円から6万300円にというふうに聞いていますけれども、町としての対応がどうなりますかということです。

それからもう一点は、合志市は、PTA会費とかクラブ活動費を就学援助制度として支給をしています。国の支給内容としては、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費等があり、それに新たに卒業アルバム代が加わったということなんですけれども、菊陽町としての今後の取組をお聞きします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

まず最初に、就学援助制度の一部単価引き上げの件についてお答えします。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されています。教育委員会では、この規定に基づき、菊陽町就学援助支給規則を制定し、運用いたしております。

御質問にあります国の制度である2019年度要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、先ほど議員が申し上げられましたとおり、例えば新入学児童・生徒学用品については、小学生4万600円が5万600円、中学生4万7,400円が5万7,400円と、小・中学生とも1万円の増額となるなど、単価の引き上げ予算が平成31年3月の通常国会において成立しました。

本町の就学援助制度における支給額は、国庫補助基準額に合わせて、菊陽町就学援助支給規則において定めており、現在、国庫基準額について、国からの通知を受け、規則の改正等について準備を進めているところです。

2つ目の質問で、要保護児童・生徒と準要保護生徒への対応ということですが、要保護児

童・生徒の就学援助につきましては、国から要保護児童・生徒援助費補助金として2分の1、町から2分の1の負担を合わせて全額の就学援助費を支給しています。また、準要保護児童・生徒についても、町独自に、要保護生徒と同様に就学援助を実施しているところです。

教育委員会としましては、義務教育の円滑な実施に資するよう、要保護児童・生徒及び準要保護児童・生徒の就学援助費につきましては、これまで同様、基準額に応じた対応を考えております。

あと、先ほど申し上げられましたPTA費、クラブ活動費、卒業アルバム代等につきましては、今のところ、これの補助をしているところが、県内では2市というふうに、こちらの方では確認しております。まだ、実施しているところも少ないところもありまして、町の方としては、今のところ、この分の援助費についての支給は考えておりません。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） PTA会費とクラブ活動費は合志市はやってるということで、あともう一市あるというふうに思いますけれども、アルバム代は、今度、国の引き上げの中に新たに入っている分なので、アルバム代はどんなですか。それも今からの検討でしょうか。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 今、議員が申されましたとおり、アルバム代については新規になります。今、県内の今後の支給対応状況を見て考えていきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか私の提案は、お金も関係してきますので、そんなにいろいろ言ってもお金がないというふうにおっしゃるんですけど、合志市なども、PTA会費やクラブ活動費なんか、実際今出しているわけなんです。卒業アルバムは、国の新しい新規の補助対象になっていますので、これもぜひ早目に検討していただいて、来年から一つずつでも入れていただくように要望したいというふうに思います。子どもたちがお金のことを心配しないで学校に通えるように環境整備を図るのが行政の責任だというふうに思いますので、この問題も引き続き取り上げていきますけれども、ぜひ前向きに検討していただいて、取り入れていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時52分

再開 午後2時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 皆さんこんにちは。傍聴席の皆様方、今日はありがとうございます。

今日最初の質問は、蒲島知事が表明されましたＪＲアクセス改善事業についてでございます。

まだ、正確なルートなど、不透明な状況も多い中ではございますけれども、ルート近辺に当たります白水台地の将来像はどうなっていくのか。また、それに絡ませ、県営野球場の誘致について、町はどのような考えを持っておられるのか質問いたします。

次の質問は、原水西部地区の農業政策事業についてでございます。

新町地区、馬場地区の農業用水路改修計画についてでございますけれども、この件につきましては、新町農家組合の皆様方より、おおきく土地改良区理事長宛てに要望書も提出されております。私も、この事業に関して、町がどれだけ前向きな対応をとっていただけるのか、そして私も一農業人としての思いも込めまして、質問させていただきます。

最後の質問は、防災についてでございます。

3月議会の初日に、災害時、迅速な対応ができる体制を確立するとともに、課題である消防団員の確保に努めるという後藤町長の施政方針がっております。これに対しまして、町がどのような対策を講じていかれるのか。団員不足が叫ばれる中、どのような対処方法を考えておられるのか。また、災害時、有事の際に、素早い情報を得て、的確な対応にどのように結びつけていかれるのか。これは最後のドローンの質問でございます。町が目指しておられる防災に強いまちづくりに少しでも近づいていけるような質問をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） それではまず、訂正からお願いいたします。

2番－4、将来における「町道杉並木」と書いておりますけれども、ここに「公園線」を入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。公園線でございます。

それでは、最初の質問に入ります。

熊本県の蒲島知事は、12月5日の熊本県本会議の一般質問で、熊本空港アクセス鉄道について答弁されました。その後、いろんな情報や大津町の動きも伝わってまいりました。私も2月7日の日に、県庁の交通政策課に出向きまして、話を聞いてきました。再度、5月23日において、その後の状況の変化についても聞いてまいりました。話によりますと、4月から、交通政策課の中に新たに空港アクセス整備推進室を設け、4名の方を専属で配置し、空港アクセス整備に向け、検討しているという話でございます。旅客数300万人以上の空港で、鉄軌道が未整備な空港は、熊本と鹿児島、長崎ということで、熊本空港は脆弱な空港アクセスという話でございました。直面している課題としましては、1日に空港から熊本駅へ48便のリムジンバスが運行しておりますけれども、積み残しが発生し、大量輸送に問題があるとのことでございます。そして、朝夕のラッシュ時におきましては、遅延が恒常化しているとの話でございました。

特に、強く強調されましたのは、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、空港アクセス改善が必須として、県もかなり力を入れているようでございます。菊陽町は御当地でございます。県以上に力を入れていく必要もあるのではなからうかと思えます。菊陽町には、私以上にいろんな情報が入ってきていると思えます。午前中、2人の方が質問されましたけれども、阿蘇くまもと空港アクセス改善事業の検討状況をどこまで把握されているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、甲斐議員の答弁で申し上げたとおりとなりますが、昨年12月の熊本県議会において、蒲島県知事は、J R 豊肥本線の三里木から鉄道を分岐し、空港までつなぐ案を検討する方針を示し、J R 九州と事業について協議を進める旨の発言がありました。また、今年1月には、J R 九州が三里木駅から分岐、延伸する県の案に沿って協議を進めていることを明らかにしました。そして、2月下旬には、県からJ R 豊肥本線から空港へのアクセス改善の方法として、三里木駅から分岐し、県民総合運動公園付近に設置する中間駅を経由して空港に接続するという基本的方向性について、J R 九州の同意を得たとの表明がなされました。この基本的方向性の主な内容として、まずルートに関しては、アクセス鉄道のルートは豊肥本線三里木駅から分岐すること。また、設備の整備や所有に関しては、アクセス鉄道は熊本県が中心となり設立予定の第三セクターが整備して所有し、運行はJ R 九州に委託すること。J R 九州の事業費の支出については、アクセス鉄道の開通後、J R 九州は既存路線の増益効果の一部を第三セクターに支出する。J R 九州の支出総額は整備費の3分の1を上限とすることなど同意されました。また、3月の県議会では、蒲島知事が、来年度は空港アクセス鉄道の整備に向けて本格的なスタートを切ることになります。予算と組織体制を充実させ、関係部局が一丸となって取り組んでまいりますと答弁されました。

今年度に入り、阪本議員がおっしゃるように、4月には、県の交通政策課内に空港アクセス整備推進室が設置され、事業の推進体制の構築が図られています。さらに、令和元年度当初予算に、三里木駅からの分岐を想定した調査経費約5,000万円を計上し、今年度はルート検討や需要予測などの詳細調査が進められる予定であると把握しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 状況はある程度分かりました。アクセス推進室の方が、近々菊陽町に行ってじっくりと話はしたいと言っておられました。私は、やはりこの件につきまして、県は4人ですけれども、町も1人ぐらいは専属の職員あたりをつけて、積極的に県あたりに話を聞きに行くとか、その必要もあるのではなからうかと思えます。話によりますと、一番西側のルートをとった場合は、菊陽町を通過しない可能性もあるのではなからうかというような話でもございました。これは午前中もありましたように、菊陽町にとっては歴史的な大きな事業だと思いま

す。この辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

町といたしましては、県民総合運動公園付近の中間駅設置を含めた空港アクセス鉄道の整備を見据え、総合政策課を担当部署とし、県に設置された空港アクセス推進室と連絡をとり合っております。今後も、県や関係機関と連携しながら、事業の進捗等について情報共有を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○４番（阪本俊浩君） それでは、次の質問に入ります。

J R 交通アクセス整備には、熊本県全体を考えた利益、また熊本県全域、熊本空港、熊本駅などへの移動方法の利便性、もう一つには、経済的な理由があると考えられます。そして、その先には、また新しいビジョンが既に描かれているような気もいたします。しかし、これは私の全くの想像にすぎません。

この問題の大見出しは、白水台地の将来像としております。町が、菊陽南小校区の定住促進補助金制度を策定し、100万円の補助金を支援するという制度がございます。私がお聞きしました限りでは、この５年間でこの制度を利用され、新築された方は、現在までわずか12名、リフォームまで含めても24件と、今の段階では、この制度が十分に機能しているとは思えません。

今後、効果を上げるためには、町はあらゆる面で空港アクセス改善事業との兼ね合いも含め、白水台地のまちづくりをコーディネートしていかなければならないと思います。

また、お聞きしました話では、J R 車両は地面を走るのではなく、高架をつくり、その上を走る計画だそうでございます。用地の買収や工事費に約330億円から380億円が必要だと言われております。そのうちどれだけ国からお金を引き出せるかなど、課題は多いようでございます。また、鉄道の認可も必要であり、生態系などへの影響を与えないような環境アセスメントの調査にも二、三年はかかるそうで、工事着工までには４年ぐらいはかかるような話でございました。また、新しい空港ビルが完成すると同時に、こちらも完成すればベストであるけれども、他県の例からも、完成までには10年は要するだろうという見解でございました。

新聞報道にもありましたように、７月からは、全国大手の三井不動産や地元の九州産交、九電などの企業体、熊本国際空港株式会社がビル施設等事業を開始し、空港を運営。昨年度旅客数346万人を2027年度には486万人に、2051年には622万人という試算を立てて準備しているそうでございます。来年４月からは、東側に建設中の別棟ビルで運営を開始されます。2023年春には、地元の人たちも利用できる商業エリアや、各種イベントが可能なにぎわい広場も兼ね備えた国内線、国際線を統一型の新旅客ターミナルが創造的復興のシンボルとして計画されております。それにより多くの人々が菊陽町を通過します。集まります。まだまだ時間はございま

す。しかし、何をどうするのか、将来像を今から考えておかないと、熊本県から送られてきたＪＲという列車に乗り遅れてしまいます。この計画を踏まえ、ルート近辺の今後のまちづくりをどのように考えておられますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、総合政策課に部署をつくったと言いましたけども、ここに配置しております職員は、熊本県の方から出向していただいている方が１名と、県の方に出向した経験を持つ職員を２名配置しております、その辺の連携は非常にうまく今いっておるような状況であります。

そういう状況でありますけども、本町にとって空港アクセス鉄道の三里木駅からの分岐につきましては、空港や県民総合運動公園のアクセス改善のみならず、三里木駅周辺地域や、今言われました白水地域の活性化など、期待される効果は大きいものがあると考えております。特に、将来の、今、議員の方から言われましたように、旅客客数、昨年が３４６万人ということで、これも年々伸びておる状況であります、将来は、かなり大きな数字を見とられますが、そのためには、できます三里木駅からのアクセス鉄道がどれだけ乗降客を多くすることが大事であるかと思っておりますけども、そのためには、やはり非常に期待される効果は大きいものがあると考えておりますけども、空港の利用促進や県全体の観光振興の底上げにも寄与することになる鉄道でありますので、町としては、できるだけ積極的に協力し、県や関係機関と連携をしていきたいと思っております。やはり駅が運動公園のところにできるということで、すぐ菊陽町の方も関係する部分になるかと思っておりますけども、そういう面で、その辺の土地利用というのは非常に重要になってくるかと思っております。先ほど、担当課長も答弁しましたように、今年度は県において、アクセス鉄道の整備に関するルートの検討や需要予測などの詳細調査が進められるということでありますので、その後、議員の言われるような、さまざまな手続を踏んで、この事業は進んでいくものだと思います。事業の本格的な進展はこれからの段階でありますけども、本町においては、熊本県及び関係機関との密な連携のもと、情報の共有を図りまして、事業の細部がだんだんと分かってきましたら、まずは町議会をはじめ、住民の皆様からの御意見、午前中もありましたけども、いろんな、町民の皆さんができるだけ多く参加していろんな意見を出していただくような場を持ちながら、本事業が本町の町のさらなる発展につながるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、また皆さん方とも連携をとって、しっかりと取り組む覚悟でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○４番（阪本俊浩君） よろしく願いいたします。そのためには、やはりネクストステージとあります。農政課中心に、有害鳥獣対策などは万全にして、準備していただきたいと思えます。

次でございます。

先ほどからも話がありますけれども、ＪＲのルートは、熊本県民総合運動公園を経由

し、熊本空港に至るもので、運動公園付近に中途駅を新設する計画のようでございます。この運動公園は、年間を通して大勢の方々の利用があり、近くにはパークドーム、えがお健康スタジアムも隣接しておりまして、平成29年度の利用者は、3つ合計で94万人となっております。

大きなイベントで県下から人が集まるとき、現在の交通アクセスならば、みんながマイカーを利用するのは必然のことだと思います。もしも駅の新設となれば、例えば高校総体などの大きなスポーツ大会の応援に行くにも、人吉とか八代の遠くから来られる方も、駅をおりてすぐ行ける場所なら、JRを利用されるのではないのでしょうか。しかし、やはりスポーツで集客力といえば、やはり何ととってもスポーツなら野球だと思います。サッカー、バスケットボールなども、現在はプロスポーツとなり、かなりメジャーになってきておりますけれども、野球はいまだに根強い人気を持っております。今までも、藤崎台球場の移設については何回か質問もあっております。総面積6万2,276平方メートル、最大収容人員2万4,000人の藤崎台球場は、昭和35年、1960年、熊本国体の年に完成し、来年には築60年にもなります。菊陽町なら、立地条件から考えても、面積の確保から考えても、条件は整っていると思います。人を呼び込むということは経済を潤すということにもつながります。時は今だと感じます。空港アクセス事業との絡みも考え、県営野球場の誘致に乗り出すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次の4番も一緒に、県営野球場を誘致する協議会を立ち上げて、今後検討していくような考えをお持ちでしょうか。一緒にお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 御質問にお答えします。

県営野球場については、昨年11月に行われた熊本県議会定例会において、藤崎台球場にかかわる新球場建設に係る質問がなされています。これに対し、蒲島県知事は、県営野球場の新設については、現在は熊本地震からの復旧・復興に全力を注いでいる状況にあることから、すぐに新設の可否を判断することは難しい状況であることを御理解いただきたいとしながらも、今後、熊本都市戦略会議の場を活用しながら議論していくと述べられています。このことから、現段階で県営野球場の新設については、具体的な計画までは至っていないと思われます。しかし、空港アクセス鉄道の整備計画が発表されたことで、町としましても、議員御質問の県営野球場をはじめ、さまざまな可能性が広がったものと考えております。今後、熊本県や熊本都市戦略会議の議論の行方を注視し、県営野球場の新設に向けた新たな動きがあった際には、協議会の件も含めて適切な対応を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 地震からの復興が一番ということでございますけれども、こういうJRアクセス関係もございますと、今後、県とコンタクトなどをとって、連携中枢都市圏の協定を結んでいる熊本市あたりと歩調を合わせて、一緒に誘致を目指していくべきではないかと私なり

には思っております。今、答弁もございましたので、以上でこの質問は終わらせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

それでは、南部の質問から北部の質問に切り替えたいと思います。

まずは、農業用水についてお尋ねいたします。

馬場地区を通る新町井手の改修についての質問です。

この川は、昔から使われている古い用水で、ところどころ土がえぐられて土手が崩落するような危険な箇所もございます。場所は、馬場の五軒家西部からワカサラエと地元の方が呼んでおられる堰まででございます。今年から、3年をかけて改修を計画していると土地改良区からお聞きしております。町と土地改良区の7、3事業との説明でございました。理事会でも承認を受けておりますし、町に対して600万円をお願いしているという話でございました。

3月の当初予算には計上してありませんでした。予算がなければ、工事は着工できません。また、工事のできる期間は水田シーズンの終わった11月から3月までに限られてしまいます。今後の方向性についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

新町井手は、ほとんどが土水路であり、上井手、下井手、津久礼井手等の幹線水路に次ぐ大きな水路であります。幹線水路の支線に当たるため、熊本県営事業による実施は難しいように思われます。しかし、今後も熊本県及び関係団体等の協力を仰ぎながら、国及び県補助金を活用した事業による施行を目指してまいります。

なお、今、阪本議員が申されましたように、おおきく土地改良区におきましては、今年度から3か年でワカサラエ堰の上流部約60メートルの改修を計画しているというふうに聞いております。町としましても、現地を確認しましたところ、速やかな改修が必要と判断しておりますので、菊陽町土地改良工事助成金交付規則に基づき、対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

今年は確保できるというふうに確信しております。

3年ですので、あと2年の予算もございますけども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

今申されましたように、3か年の継続事業として、土地改良区は計画しているということでございますので、町としましても、助成金交付規則に基づきまして、予算確保に努めてまいり

たいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。

次の質問でございます。

この工事区間のすぐ下に、先ほど言いましたワカサラエと呼ばれている川幅三、四メートルくらいの堰がございます。この川の水は、この堰を分岐点に、本流は馬場地区南部から旧国道57号線方面へ向かい、農地を潤します。この堰を境に、支流は馬場地区西部から新町地区の旧国道57号線北側の水田へと向かいます。問題はここからでございます。新町の皆様方は、支流であるため、水の確保に随分と苦勞をされております。水不足のときは、このワカサラエに行き、川に入り、堰板をかけたり、廃棄物の取り除き、支川に水を取り入れなければなりません。逆に、大雨や水害のときは支川に水があふれないように、本流に水が落ちるよう管理しなければなりません。非常に危険を伴う作業であり、本流に流されたならば、命の保証はないと思います。

通水してない2月に、この堰を見てきましたけれども、大木が堰にはみ出し、堰石は崩落し、廃棄物が散乱しておりました。通水するシーズンになれば、倒木の撤去や伐採などで堰の機能を管理するのが大変だなと思って、帰ってきました。このワカサラエ堰の改修と、それから下流の部分の改修計画について、どのように考えておられるのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 御質問にお答えいたします。

馬場地区の、通称ワカサラエ堰は、400年前ごろから分水堰として使用されており、この堰で2方向に分岐しております。一方は南へ流れ、流末は原水、字南受、新町区南側周辺の水田へ、一方は西側J R豊肥線枯木踏切周辺の水田を潤しております。このワカサラエ堰の改修要望につきましては、簡単な操作で水量調整ができる機能を設け、大雨の際には西側水路への流入を制限し、南側、流末は湛水防除へ排水できるよう整備していただきたいとの旨の内容であると理解しているところでございます。

ワカサラエ堰は、水量の調整機能を持つ重要な施設であります。施設の状況は議員も申されましたように、昔ながらのものであり、大雨に際しての水量調整は重労働で、大変危険を伴う作業であるということが推察できます。改修につきましては、水量配分など、繊細さが求められる上、多額の費用を要します。また、おおきく土地改良区では、分岐する下流水路の堰から、ちょうど原水団地線までの南側約100メートル、そして堰から県道新山原水線までの西側約50メートルの区間において、水路改修の構想があるというふうに聞いております。水路改修構想区域につきましては、堰を含め、国及び県補助金を活用した事業による施行を目指してまいりたいと思います。なお、民有宅地等に侵食が確認され、早急な対応が必要と認められる箇所につきましては、先ほど、質問がありました上流部の改修とあわせまして、一体的、計画的に実施できますよう、土地改良区と協議検討をしたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 予算の問題、それから事業の内容により、国、県からの補助金はどうなるのか。または、町の単独事業になるのか、課題も多いかとは思いますが。土地改良区の試算によれば、最低でも6,000万円以上は必要だろうという見解でございました。これにつきまして、今後の方針として、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

今、議員が申されました今後の改修計画につきましては、今年度、令和2年度の団体へ農業農村整備事業の採択を要望してまいります。内容としましては、水路改修約210メートル、そして堰の改修を含めた総事業費、概算で約6,000万円、工期は令和2年度から2年間を目指して、採択の要望を出す予定でございます。

また、採択された場合の事業負担割合は、国が50%、県が14%、町が21%、受益者15%というふうなところで現在考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） あのような古い用水は、今余りありませんので、どうか前向きに対応していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

このワカサラエから新町方面に向かう支川は、個人所有の宅地と牛舎の間を流れております。本流からの水の取り入れ口で水圧がかかり、水の流れが一番早い場所で長さは30メートルくらいはあります。長年利用され続けている水路ですので、水圧が敷地の泥を削りとり、地面の下が空洞化しております。ところどころには穴があき、陥没しているところもあります。熊本地震の後には、約3メートルぐらいは改修工事が行ってありました。家族の方々も、屋敷の土が川に陥没しないか心配されております。また、この家の方以上に心配されておるのが、新町の農家の皆さん方です。ワカサラエに行くには、この方の土地を通らなければ行けません。地面が陥没していて危なくて、通してもらうのも気の毒との話でございました。ワカサラエにつきましては、おおきく土地改良区後藤三雄理事長宛てに、当時の新町農家組合長相馬ノリュキ様を代表として要望書が提出されております。その現況の中で、堰に行く道が陥没しており、危険であると書いてあります。要望としては、堰に行くための道の確保、水路の整備、そして水門等の設置の検討という要望書の内容でございます。この水路問題を、今後どう考えていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） お答えいたします。

議員が今御質問されました馬場地区の現地を確認させていただきました。堰から西側へ向かう水路は、堰を起点に上流から直角に分岐しておりまして、接する民有宅地は流水により侵食されております。このため、上流部の、先ほどの一番最初の上流部の改修工事とあわせて一体

的に計画的に水路改修をできるよう、事業化に向けて、土地改良区とともに協議検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○４番（阪本俊浩君） 個人の土地が陥没しておりますので、どうか前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

新町農家組合から、先ほどの件は、おおきく土地改良区理事長宛てでございましたけれども、新町北受地区基盤整備事業につきましては、後藤町長宛てに要望書が提出されております。内容は、新町北受地区基盤整備事業は新町地区の悲願であり、早期の実施なくしては地区農業の存在にかかわる重要な案件でございます。ぜひとも早期の着手を実現したく、ここに連署をもって要望いたしますという内容でございます。この件にかかわっておられます中心人物の方が私の家に来られましたので、図書館から東の方に道路の延伸計画が持ち上がるかもしれませんよという話はしました。第５期菊陽町総合計画の中にもこう記してあります。菊陽北小学校区開発のコンセプトとして、道路整備及び道路環境の改善、町道杉並木公園線の延伸と書かれてあります。町の方針を早く鮮明にすることが、農家の皆様方に対する誠意だと思います。もしも、この基盤整備予定地を道路が横切れば、農地の環境はどう変わるのか。また、農業以外の土地利用を考えたとき、土地の利用法や評価はどう変わっていくのか。

私が、もしもこの地区の地主であれば、このような問題を解決しなければ、基盤整備にはふみきれません。基盤整備事業にすれば、農政からすれば、将来を見据えた非常に重要な案件でございます。いずれにしても難しい問題ではございますけれども、方向性だけは出していただかないと、前には進めないと思います。将来における町道杉並木公園線の延伸計画と周辺整備や開発、この地域の基盤整備の兼ね合いについて、将来像をどのように考えておられますでしょうか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

町道杉並木公園線の延伸につきましては、セミコンテクノパーク周辺での交通渋滞の緩和や柳水、入道水、古閑原及び馬場地区と光の森地区とを結ぶアクセス幹線道路として計画するものでありますが、道路規格やルート等に関しましては、原水駅周辺まちづくり基本調査の構想を踏まえたものとする必要もあると思われれます。新町北受地区の基盤整備につきましては、先般、新町地区農家組合長様を代表とされまして、新町北受地区基盤整備事業に係る要望書が提出されたところであります。基盤整備事業への取組につきましては、農地中間管理機構への長期貸し付けなど、ハードルが高い要件があり、さらに全ての受益者から事業同意を得る必要があります。今後、受益者を対象として事業の詳細を説明し、意向を確認してまいります。

一方、町としましては、基盤整備事業のほかに、町道杉並木公園線延伸計画を含めた原水駅周辺まちづくり基本調査に基づく開発構想がありますので、関係課とともに、地元関係者を対

象とした事業説明を行いたいと思っております。それを踏まえまして、その後、地権者の意向を集約した上で、新町北受地区の土地利用計画の方向性を判断する必要があると、現時点では考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 非常に難しい問題でございます。やはり地権者の皆様方、地元の方々と十分に協議をして、これも一遍決めたら終わりですので、じっくりと話し合っていたきたいと思えます。

以上で2番目の質問は終わります。

最後は防災でございます。

昨年の12月議会の総務常任委員会で、1人の議員さんから、消防団幹部の人たちとの話し合いの場が持てないかという提案がございました。消防団長と協議しまして、今年の1月25日に、消防団の団長、副団長の三役と、私ども、当時の総務常任委員会のメンバー、委員5人で、役場の職員はノータッチという形で話し合いをしました。議員の方からもいろんな質問が出されました。消防団からは、消防団に入団していれば、出初め式で2日、操法大会などは、毎夜2週間の訓練など、年間を通じて何日も消防の行事や訓練で出動しているという話です。有事の際はもちろんのことでございます。入団していなければ、家族とのレジャーや自分の休暇にも充てられるなど、いろんな意見や要望が出されました。

まず最初の質問でございます。

訓練とか行事などの打ち合わせとは別に、団員の意識調査とか待遇改善を主とした会議は行っておられますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

消防団員に対する意識調査はこれまで行っておりませんが、団員の意識の把握や待遇改善については、副分団長以上会議の中で常々話題に上っているところでございます。

議員御質問の件につきましては、必要性を感じておりますので、消防団幹部と相談しながら、団員の思いなどを聞く機会を設けたり、待遇改善などについても会議の中でテーマとして取り上げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 消防団員が嫌々ながら来るじゃなくて、やっぱり行くと、気持ちの問題もございますので、しっかりと調査して頑張っていたきたいと思えます。

次の質問でございます。

話し合いで一番多く出たのは、やはり団員不足の問題でございます。これは町長の施政方針でもっております。議員が心配しているのもそこであり、三役が困っているのもその問題です。菊陽町の西部地区に、自主防災組織ならともかく、消防の分団とか班をつくるのは、やはり経験者もおられませんし、消防倉庫の用地とかも必要になってくるので、やはりこれは難し

い問題であると思います。菊陽町には、現在26の班がございます。その中でも、私たちの地区の近くでは、下原とか、上津久礼なら宮の上、馬場地区だったら駅前などの近隣の地区をターゲットに、消防団への加入を働きかけてはいかがでしょうか。近くであれば、親戚とか分家、知人も多いと思います。現在は、各班の班長を中心に団員の勧誘をしておりますが、なかなか入団していただけないという話でございます。一例ですけれども、これは2月23日の熊日新聞で大きく取り上げてありました。宇城地区では、消防団員は地域のヒーローと銘打って、ポスターをつくり、入団を呼びかけております。今年の広報きくようでは、半ページを使い、自衛官の募集を呼びかけてありました。自衛官も大切でございますけれども、地元の消防団員募集はそれ以上に重要な問題だと思います。広報きくようなどでもっと大きく取扱い、あらゆる方面からも啓発活動を行い、各班ではなく、町が主体となって、一人でも多い団員確保を目指していくべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、本町の消防団の現状について説明をさせていただきます。

団員数ですが、条例定数の460人に対し、本年4月1日現在で402人となっております。団員数の推移ですが、30年前の平成元年は443人でした。10年前の平成21年には412人となり、ここ10年間は400人をわずかに超える状況で横ばいとなっております。

次に、団員の職業は、会社員、団体職員、公務員などが332人で、自営業などが70人となっております。そのうち女性団員が21人であり、団員の全体の平均年齢は33.7歳となっております。

また、本町においては、平成3年に女性、平成5年に町内勤務の方、その後、大学生が入団できるように要件の緩和を行ってきております。

現在の団員確保のための取組としましては、主に地域を把握している各消防班による新入団員の勧誘が中心で、そのほかに、町の広報紙やホームページ等による新入団員募集、各自治会の公民館等に消防団員の募集ポスターの掲示をしていただいたりしております。また、2月に開催しました町の総合防災訓練の会場でも団員募集のチラシを配布したところであります。

今後も、町民の皆さんへ、消防団の必要性について積極的に啓発活動を行い、消防団への加入について理解してもらえるような取組を進めてまいります。また、消防団のない行政区に住んでいる皆さんにも、近くの消防班に加入してもらうような啓発も行っていきたいと思っております。

また、全ての消防団活動には参加せず、特定の活動や時間の許す範囲での活動をする機能別消防団員などの検討も行っているところでございます。

消防団は、町民の生命、財産を守るという非常に重要な責務を持ち、団員の皆さんには、仕事をしながら、日ごろから献身的に消防団活動を行っていただいております。町では、消防団員の確保は非常に重要な課題と認識しておりますので、先進事例を参考にするなどして、団員

確保について積極的な取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○４番（阪本俊浩君） 460名ですかね。

（総務課長板楠健次君「定員は460です」の声あり）

以前よりか、随分増えてきたということですね。

（総務課長板楠健次君「減ってきてます」の声あり）

減ってきましたか。分かりました。

一人でも、有事の際は多いにこしたことはございませんので、頑張っていたきたいと思います。

団員確保をしなければならないのは当然のことでございますけども、しかし昔ほど、こういう表現が適当かなんか分かりませんが、団員の式典や訓練への参加率がよくないように私は思います。団員報酬、出動手当、退職金など、金銭の絡みもございます。恐らく、年間を通じて毎回参加している団員と、ほとんど参加しない団員の差はかなり大きいと思います。特に、出動手当は、班ではなく、そのときに出勤した個人に支払うべきものだと思っております。また、退職金も、県内統一の金額であるという話でございますけども、金額的にもかなり大きいものになります。ほとんど出席のない団員には、私は支払う必要はないんじゃないだろうかと感じております。その意味でも、個人個人の出勤などは毎回チェックしておられますでしょうか。また、出動手当、退職金についての町の考えも一緒にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

消防団員の式典や訓練などの参加人数については、各班からその都度、参加人員の報告をしていただいております。また、火災などの際も、その都度、各班から出勤人数を報告していただいております。年度末に1年分の各行事、訓練、災害の出勤簿を提出していただいておりますので、そこで出勤者の確認を行っております。出動手当の支払いについては、年度当初に各個人から班に支払うとの委任状をとって、前期と後期に分けて各班の口座にまとめて振り込んでおります。各班に支払いました出動手当の処理については各班にお任せをしております。もし、個人への支払いがよければ、班にまとめて支払ったものを、出勤状況に応じて各班から個人へ支払うこともできるかとは思っています。

次に、退職報償金についてですが、熊本市町村総合事務組合で事務の共同処理を行っており、同組合条例に基づき、勤続年数、階級に応じて支給をしております。議員が言われるとおり、団員によって行事への参加や出勤状況もさまざまであり、いつも参加している団員、時々参加している団員、ほとんど参加していない団員など、差があるところですが、退職金の額はその差を加味はしておりません。このようなこともありまして、消防団活動実態がない団員は退職していただくよう勧めまして、年度末をもって退職されたところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。やはり、いつもあいつは来んとか、いろいろ話がありよります。やはりその点は、不平不満が出ないように、今後もチェックはしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問でございます。

私も、消防団員として活動していた時代、いろんな災害を目にしてきました。火災、水害、台風、地震など、いずれの場合も目に見える範囲であれば、対応もできるでしょうし、対策も練れると思います。しかし、逆に、見えないところであれば、何の対応もできませんし、対策の一つも練れないと思います。想像で動いたり、考えたりするしかないと思います。災害の様子がよくテレビ中継で出てきますけれども、横からの映像よりも、やはり上空からの映像の方が災害の様子をより鮮明に写し出しているように思います。ヘリコプターはともかく、災害時の空からの情報収集や緊急時の対策に小型のドローンでもあれば、非常に役立ち、正確な情報を伝えてくれるのではないだろうかと思います。正確な情報があれば、的確な対応もできます。被害も最小限に抑えることができると思います。今や情報化の時代です。町にドローンの1台があってもおかしくない時代ではないでしょうか。

また、子どもたちの通学路の安全対策や防犯、各種調査などにも活用できると思います。災害時のいち早い情報収集や対策にドローンの活用を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

平成28年熊本地震において、無人航空機、通称ドローンによる行方不明者の捜索が行われ、平成29年の九州北部豪雨では、道路閉塞状況や流木の状況確認が行われました。また、平成28年の糸魚川市で発生した大規模火災でも、被害状況確認にドローンが活用され、全国の消防本部で導入するところが増えてきております。

ドローンの消防、防災分野での活用としましては、建物火災や山林火災の発生時において、その状況の確認や、消防署員、消防団員の活動状況の把握、また救助活動では、要救助者の捜索などの活用が考えられます。このように、ドローンは、消防、防災分野において有効に活用することができると考えられます。

今後は、先進地などの情報収集を行うとともに、菊池広域連合消防本部ともドローンの導入について協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 上空からのより早い正確な情報は、やはり一秒を争う有事の際には絶大な効力を発揮すると思います。特に、指揮系統に鮮明な映像や情報を提供することによって、指揮者は、それをもとに的確な指示が送れます。すなわちそれは、団員や現場の方々の安全にも

つながります。情報があって指示は出され、人は動きます。どうか、ドローンの活用を、今後考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時58分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和元年6月10日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和元年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和元年6月10日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君
3 番 大久保 輝 君
5 番 西 本 友 春 君
7 番 佐々木 理美子 君
9 番 布 田 悟 君
11番 坂 本 秀 則 君
13番 佐 藤 竜 巳 君
15番 岩 下 和 高 君
17番 北 山 正 樹 君

2 番 矢 野 厚 子 君
4 番 阪 本 俊 浩 君
6 番 那 須 眞理子 君
8 番 中 岡 敏 博 君
10番 福 島 知 雄 君
12番 渡 邊 裕 之 君
14番 甲 斐 榮 治 君
16番 小 林 久美子 君
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君
書 記 山 川 真喜子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 上 川 幸 俊 君
総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君
健康保険部長 服 部 誠 也 君
土 木 部 長 小 野 秀 幸 君
総務課長兼選挙
管理委員会書記長
総務部次長兼
財 政 課 長 板 楠 健 次 君
人権教育・啓発課長 西 本 一 浩 君
福 祉 課 長 村 上 健 司 君
町 民 課 長 吉 本 雅 和 君
健康・保険課長 富 田 久美子 君
経済部次長兼
農 政 課 長 東 桂一郎 君
古 賀 直 之 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
教 育 部 長 吉 永 公 紀 君
福祉生活部長 阪 本 章 三 君
経 済 部 長 士 野 公 典 君
会計管理者兼
会 計 課 長 酒 井 章 彦 君
総 務 部 付
総合政策担当課長 矢 野 博 則 君
税 務 課 長 内 藤 優 誠 君
東部町民センター所長 西 本 俊 子 君
子育て支援課長 和 田 征 君
光の森町民センター所長 渡 辺 博 和 君
介護保険課長 宮 川 照 之 君
経済部次長兼
商工振興課長 川 上 一 弘 君

| | |
|-----------|-------|
| 建設課長 | 矢野和幸君 |
| 下水道課長 | 丸山直樹君 |
| 総務課総務法制係長 | 小泉秀和君 |
| 施設整備課長 | 山川和徳君 |
| 図書館長 | 川端慎一君 |

| | |
|-------------------|-------|
| 都市計画課長 | 井芹渡君 |
| 環境生活課長 | 相馬仙助君 |
| 学務課長 | 矢野信哉君 |
| 生涯学習課長兼
中央公民館長 | 梅原浩司君 |
| 農業委員会事務局長 | 鍋島二郎君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 皆様おはようございます。大久保輝でございます。

月曜日の朝というお忙しい時間にもかかわらず傍聴にお越しの皆様、誠にありがとうございます。

先般執行されました菊陽町議会議員選挙におきまして2期目の当選をさせていただきました。初心を忘れず、皆様の声をしっかりと届けてまいるように頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の質問事項につきましては、選挙時、あるいはその前後に町民の皆様からいただいた声をもとに質問をさせていただきます。

今回の一般質問の内容は、1番目、交通体系の充実について、2つ目、交通安全対策について、3つ目、総合体育館の建設について、4つ目、防犯対策について、5つ目、有料広告について、以上の5項目を質問させていただきます。

今定例会初日の町長からの行政報告、あるいはその後の全員協議会で幾つかの項目はもう回答のような形でお聞きしているところもございますけれども、そういったことも含めて質問をさせていただければというふうに思います。

それでは、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まず、1番目です。交通体系の充実についてということで御質問をさせていただきます。

県道住吉熊本線の渋滞について、私も光の森に居住している者でございます、その近隣に及ぶわけですが、その交通量は近年ますます増加しているように感じているところがあります。住民の方々からも渋滞の緩和、それこそ解消はできないのかという声をよくお聞きするところがあります。そういう中、町長は今定例会初日の行政報告で、菊陽空港延伸線に関する要望書の提出についてお話をされておりましたけれども、広報きくよう5月号では、2月22日に熊本県に対して県道住吉熊本線の渋滞緩和に向けての改良に関する要望書を提出されたということが書かれておりました。慢性的な渋滞の緩和に向けて具体的検討を求めた要望書を提出したということでございますけれども、町としてはどのような改善を望むのかということ

でお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの大久保議員の御質問にお答えいたします。

県道住吉熊本線は、周辺地域の重要な幹線かつ地域の生活道路となっておりまして、菊池・熊本北部方面、阿蘇・熊本市街地、両方向への通過車両が多く、特に朝夕や休日は多くの車が集中し、慢性的な交通渋滞が発生している状況であります。

また、商業施設が集中し、交通量は年々増加傾向にありまして、県道住吉熊本線を中心として、この地域の慢性的交通渋滞は喫緊の課題となっていることから、今大久保議員が言われたように、今年の2月22日に熊本県知事宛てに、改良について必要な予算措置を図ること、早急に具体的な検討を進めることについて要望活動を行った次第であります。

さて、町としてはどのような改良を望むかということでもありますけれども、この路線の交通渋滞を解消するためには、道路の4車線化や右折レーンの延長、交差点改良が望ましいと考えております。このことについては、非常に金がかかったり、直接道路に接しておられるところの協力も必要でありますけれども、そういう状況の中で、今後については県から道路の再整備には多くの課題がありますので、状況を把握して菊陽町と一緒に検討していきたいというような回答がっておりますので、機会あるごとに要望はしておりますけれども、町として県と一緒に検討していきたいということで考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。

それでは、町として渋滞解消への取組はこれまでどのようなことを行ってきたのかと、あと、また今後どのようなことを行っていく考えなのかというところで、2番目の項目について御質問させていただきます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 町としての渋滞解消への取組はどのようなことを行っているのか、また今後行っていくのかについてお答えします。

まず、渋滞解消への取組についてですが、ゆめタウン光の森店の増床計画に伴い、ゆめタウンを運営するイズミや警察及び地域住民の皆様と渋滞緩和に向けた協議を重ねてまいりました。その後、協議が調い、株式会社イズミから道路法第24条の規定により道路改良の計画が出されましたので、町はそれを承認しました。これを受け、本年3月から株式会社イズミによりゆめタウン周辺の町道の改良工事が本年6月完了に向けて進められております。

また、今後どのようなことを行っていくのかについては、町長が先ほど申し上げましたとおり、県道住吉熊本線の改良を含め、交通渋滞緩和に向け、さまざまな工夫を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） それこそ今ちょうど工事が行われているところかというふうに思います。町としても渋滞の緩和に向けて取り組んでいただいているんだらうなというふうに感じているところでございましたけれども、なかなか道路に関することは一朝一夕にいかないところもあるかというふうに思いますけども、今まで道路関係も渋滞を解消するに当たっての町としては全体的には調査とかそういったことは行われてきたんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 町として調査を行ってきたかということでございますけれども、調査の方は行ってはおりません。今後、どのような対策をとることが可能なのか、調査を含め、県と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 県の方への要望も提出され、また今後も県と一緒に渋滞の解消に向けて取り組んでいかれるということを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の交通安全対策についてというところでございます。

今年3月の定例会、町長の施政方針において、高齢者の運転免許証の自主返納についての支援を行っていくということがございました。つい先日も高齢者による重大事故の報道がされておりましたし、このところよく報道で取り上げられているように感じております。そのような中で、高齢者の方が自主的に運転免許証の返納をしたいと考えたとしても、やはり地方では車がないとなかなかふだんの生活にも困ることも多くあるのではないかというふうに思います。そのような方々へどのような支援を行っていくのかということで通告をしていたところでございましたけども、先日の行政報告で、運転経歴証明書の交付に対してその申請料の補助と、そしてタクシー券の交付を行う予定ということでお聞きをしたところでございます。

具体的に、このタクシー券の交付ということはどの程度のことを想定しているのかということでお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。お答えします。

交通事故の発生状況は全国的に減少傾向にあり、発生件数、死者数とも減少してはおります。しかしながら、高齢者による悲惨な交通事故が全国各地で発生し、連日報道されているところでございます。

町では、高齢者の交通事故対策として、今年度から免許証の自主返納を進めることとしまして、現在支援制度の具体的な手続などを関係機関と協議しているところでございます。

具体的には、まず免許証を返納された方が申請すれば交付を受けられる、先ほど言われた運転経歴証明書の取得に対する支援であります。65歳以上の方は、この運転経歴証明書があれば路線バス等の運賃が半額になるなど特典が受けることができます。証明書の交付申請には手数料1,100円が必要であり、町ではこの手数料を補助する予定でございます。

それから、今お尋ねありましたもう一点の方ですけれども、免許証を返納された際、この支援についてはタクシー券の交付を予定をしております。金額につきましては3万円分程度を今検討しているところでございます。早急に関係機関との協議を終え、できるだけ早く支援の実施ができるよう進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まだ予定というところですが、3万円程度という結構な金額だなというふうに感想を持ったところでございますけれども、2項目めの質問に移らせていただきます。

運転免許証の自主返納が進めば、あるいは進めていくためには、タクシー券ということを行行政報告で初めて聞いたもんですから、その手前では私、乗り合いタクシーの要望が増えるのではないかというふうに考えておましてこのように通告していたところでございました。タクシー券の交付予定ということで、こちらある程度対応もできるところもあるのかというふうに思いますけれども、乗り合いタクシーの導入についても、こちら初日の行政報告で町長が乗り合いタクシーの導入や巡回バス運行の見直しについて述べられており、それによりますと来年1月を目途に新しい公共交通システムを構築し、試験運行を開始する予定ということでございました。2項目めの質問についてもある程度回答をいただいているところではございますけれども、これ免許証の自主返納される方だけでなく、民間路線バスが通らなくなった地域のあたりの方々においては、特に乗り合いタクシーなどの要望の声もお聞きするところであります。現時点でどのような計画になっているのかということでお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

交通弱者に対する菊陽町の公共交通のあり方については、昨年交通弱者対策懇話会を設置し、幅広く町民の皆様の御意見や御要望などを取りまとめた懇話会提言を提出していただきました。その提言書には、既存の巡回バスの利用性向上に加え、乗り合いタクシーの導入が盛り込まれており、今年度新たに設置した学識経験者をはじめ、バス、タクシー、JRなどの交通事業者、区長会、社会福祉協議会などで構成される交通弱者対策協議会において、乗り合いタクシーの運用についても議論を行っているところでありまして、町議会からも議員に御参加いただいているところでございます。

今後、協議会において巡回バスの運用見直しも含め、具体的な施策の選択や路線、運行方法等について議論を進め、9月ごろまでに公共交通体系の見直し案を取りまとめる予定としております。その後、タクシー事業者やバス事業者と運行方法及び料金体系などの調整を進め、さらに菊陽町地域公共交通会議における協議を調える必要があります。国への事業認可や路線の変更に係る認可などの所定の手続きを経て、議員がおっしゃいましたとおり、令和2年1月から

の試験運行を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 先ほどの65歳以上で運転経歴証明書の交付を受けるとバスの減額があったりということもお聞きしましたが、そもそもバスが通ってないところはこの恩恵も受けられないわけですので、早急に乗り合いタクシーの導入についても充実していくことを期待しているところでございます。ということで次の質問に移らせていただきます。

次に、総合体育館の建設について御質問させていただきます。

1 項目めの建設場所の選定は現在どのような状況かということで、こちら質問をさせていただいておりましたが、こちらでも定例会初日の全員協議会でしっかりと説明をいただきました。また、金曜日の甲斐議員の一般質問に対する回答では、中央エリア、具体的には菊陽杉並木公園に連続する場所に決定するというところでございました。1 項目めの質問事項についても、これはある程度もうそういったところで回答をいただいているところでございますので、2 項目めの質問に移らせていただきます。

敷地の面積、建物の規模、施設の概要の検討状況ということでお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） お答えさせていただきます。

町では、平成25年度におきまして菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想を策定しております。この構想では、まず1 番としまして町民のニーズを踏まえた施設の必要性、2 番目としまして周辺自治体の類似施設の設置状況、3 番目としまして具体的な施設の整備計画がまとめられております。

整備計画の中では、大まかに体育館内施設の種類や規模が示されておりまして、この構想をベースに検討委員会において検討いただくよう諮問しているところでございます。

検討委員会では、類似施設の視察や専門知識を有する者からの意見などを参考とされまして、施設の機能や規模等について審議され、答申されるものと思っているところでございます。

また、敷地の面積でございますけれども、この場合、杉並木公園の拡張面積であろうと思います。現在、先に策定されました基本構想をベースに、同時に利用される人数を想定しまして、必要な駐車台数をカバーできる駐車場や防災施設等を考慮しまして必要面積を試算する作業を行っているところでございます。現時点では試算中ではございますけれども、拡張規模を約2万平方メートルから3万平方メートルと予測しているところでございます。体育館の総面積につきましては、平成25年度に策定しました菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想をベースに検討いただくよう検討委員会に諮問しておりまして、検討委員会からの答申を待つて確定していきたいと考えております。

また、ベースとなります基本構想では、メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルー

ム、会議室等の機能を有し、総面積規模は約7,000平方メートルから8,000平方メートルと示されております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 7,000から8,000平方メートルということでございましたけど、余りちょっとその数字だけを聞いてもぴんとこないところでございますけれども、例えばアリーナの観客席はどれぐらいのところでお考えなのかというところをお聞きできますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） まず、アリーナの席でございますけども、まず、こういった分につきましては検討委員会の中で検討されると思いますけども、ちなみに類似施設をここで紹介させていただきたいと思います。

大津町の観客席が158席、合志市が、これ複合施設になっておりますけど、大体1,000です。菊池市が992席、益城町が計画されてますのが約1,000です。山鹿市が1,660、玉名市が1,085席となっております。

今後、こういった類似施設の規模等々も参考にしながら、検討委員会の中で審議されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 類似施設の中でも客席も結構小さきまざまであろうかというふうに思いますが、将来的にさまざまなイベントなどの呼び込みとかは考えているのかどうかという、ここも検討委員会というところになるのかもしれませんけども、町としてどのようなお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） まず、検討委員会の中で第2回の検討委員会におきまして、総合体育館は町民の健康増進とコミュニケーションを図る拠点施設とすること、住民福祉の視点に立った運営とすること等の意見がっております。町民の利用を優先する施設の運営が好ましいと考えているところでございまして、バスケット等の公式戦などの誘致、こういったところにつきましては体育館の規模にかかわることでございますので、検討委員会の中で審議されるというふうに思っているところでございます。

一応、こういった部分の施設につきましては、規模が決定した後、もちろん誘致できればそれにこしたことはないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） では、3項目めに参ります。

場所の選定や建物の計画に当たって町民からの意見をどのように聞きながら進めているのか

というところでございます。

町としては総合体育館建設の場所選定に関しては、中央エリア、菊陽杉並木公園の隣接になるというところでもう方向性を決定されて、その測量や設計、地質調査委託料、委託料契約2億円が今定例会の一般会計補正予算に上がっているというところかというふうに思います。この場所の決定に至るプロセスでどのように町民の皆様の声を聞いてきたのかというところでお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） お答えします。

平成25年度に菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想を策定しておりますが、この構想は菊陽町のスポーツ振興の施策、生涯スポーツマスタープラン及びこれらの策定基礎となったアンケート調査やアンケート調査をもとに作成された町民のスポーツに関する調査結果報告を基礎資料として策定されております。

また、菊陽町総合体育館等施設整備検討委員会は、菊陽町商工会会長、菊陽町区長会会長、菊陽町地域女性の会会長やスポーツ関係団体等の代表者など、町民を代表される方々に委員をお願いしております。町民のスポーツに関する調査結果及び検討委員会による審議を経て計画するものでありますので、その点民意をはかっているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 3回のこれまで検討委員会が行われて、そこでも答申があっているというところかというふうに思いますけれども、それこそ今事業が進んでおります（仮称）光の森多目的広場を防災広場とする際には、町民の皆様からのアンケートをとったりというところもございました。今回このような形での意見の収集などというものはないのかというところをお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） アンケート調査につきましては、菊陽町スポーツ振興施策、生涯マスタープラン等の作成の基礎となるため調査を実施しているところでございます。アンケート調査につきましては、今現在手持ち資料がございませんので、後ほど確認し、御報告させていただきたいと存じます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すみません。アンケートの内容については通告をしておりませんので、こちらはまた後ほどお聞かせいただければというふうに思うところでございます。

4項目めの質問に移らせていただきます。

今回この総合体育館を計画進めていくに当たりまして、こちらに隣接して野球場や、あるいはサッカー場、テニスコートなどを併設できないかという声が私結構多くお聞きしているところ

ろでございます。こちらについて検討は可能でしょうかということでお尋ねをさせていただきたいわけなんですけども、先ほどから近隣の類似施設、視察等も行ってもらっしやるということで、私も今回この質問をするに当たって、菊池市、それから大津町、あと山鹿市等を見て回りました。どちらも総合体育館を建設されて、隣接にテニスコートであったり、あるいはグラウンド、山鹿市においては野球場も結構立派なものがあるなというふうに感じていたところでございます。これ同時にするというのはなかなか難しいかというふうに思いますけども、将来的にこういったところまでの拡張ができるのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

総合体育館の建設につきましては、施設を求める地域住民の声が高まる中、平成19年菊陽町議会におきまして菊陽町総合体育館建設に関する請願が採択されるなど、町民の高いニーズを背景に、平成23年度に策定しました第5期菊陽町総合計画前期基本計画から重点施策として位置づけているところでございます。

総合体育館は、多くの町民の皆様が待ち望まれている施設でございます。また、バレー、バスケット、バドミントン等、多種多様な競技が可能な上、災害時における避難所等の防災機能、情報発信やコミュニティ機能など、その汎用性は高く、利活用は多岐にわたっております。こういったことから大きな需要が見込まれますことから、総合体育館の建設を優先して計画するものでございます。

御質問がありました野球場、サッカー場、テニスコート等につきましては、検討委員会答申の中で将来の可能性を考慮した建設エリアの選定とすると示されておきまして、答申に沿って将来の併設の可能性も考慮しながら公園拡張区域の特定に向けた作業を行っているところでございます。

まずは、総合体育館の建設を一刻も早く完了したいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まずは、総合体育館の建設を急ぐというところであろうかというふうに思いますが、先ほども基本構想策定の中でも町民のニーズを踏まえた施設の必要性和、それから周辺自治体の類似施設の設置状況を見ながら検討していくということでございましたんで、そういったところを考えましても、総合体育館の後にはそういった野球場、サッカー場、テニスコート等の併設もぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

では、4番の質問に移らせていただきます。

防犯対策についてというところでございます。

防犯カメラについて、こちらについては私も町民の方から設置を推進してほしいというよう

な声もお聞きしたりすることございますけども、今年3月の、こちら3月の定例会で町長の施政方針において防犯対策の新たな取組として防犯カメラの設置を進めていくと、大津地区防犯協会連合会の防犯カメラ設置の補助事業を支援するとともに、町独自でも防犯カメラの設置を進めていくということでございました。この支援事業とは、そして町独自の防犯カメラ設置とはどのようなことを計画をしているのかということでお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

防犯カメラの設置推進につきましては、本年度から取組を始めたところです。

まず、防犯カメラ設置の補助事業ですが、これは昨年10月に菊陽町、大津町、西原村、大津警察署、それから大津地区防犯協会連合会が防犯カメラの設置促進についての協定を締結いたしました。この協定に基づき、大津地区防犯協会連合会が防犯カメラを設置する管内の団体へ設置の経費に対し補助金を交付するものでございます。対象となる経費は、カメラ、モニターやその他設置工事などに要する経費で、ただし公道等を撮影するものであることや、財産の管理を目的で撮影するものでないことなどの補助要件がございます。

なお、補助申請ができるのは区自治体、事業者、学校等で、補助金の上限は50万円、本年度の本町管内の補助は10か所程度を予定しております。7月ごろには申請の募集ができるよう関係機関と協議をしているところでございます。

次に、町独自の防犯カメラの設置につきましてですが、本年度はJRの光の森、三里木、原水の3駅の出入り口付近に2台ずつの設置を計画しております。

設置場所については、警察にも相談をいたしまして、駅は不特定多数の人が行き来し、犯罪の抑止には大きな効果があることや、あわせて犯罪が発生した場合の捜査にも有効であることから、駅への設置を計画したところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すみません。補助事業のところで、防犯カメラの設置団体、区でしたかね。いわゆる自治会とかということになるのではないかというふうに思いますが、そうすると設置した後の防犯カメラの管理というのもこれも自治会なりで行うということになるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 設置後の管理につきましてはその設置者ということになりますので、自治会等で設置された場合は自治会等が管理していくということになります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 誰が管理するのかというところでどうということではないんですけども、この防犯カメラ全体のことに關して申し上げますと、防犯カメラの設置によるプライバシーの確保ということに關しては、こちら問題ないのか、そこについてどのようなお考えなのか

をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーに配慮した運用と管理が求められます。

今回の大津地区防犯協会連合会の補助事業では、プライバシーに配慮した防犯カメラの運用について、熊本県が定めております防犯カメラに関する運用指針に基づいた管理運用規定を定めることを条件としております。

また、町独自に設置する場合も、この防犯カメラに関する運用指針に基づく適正な管理運用を行い、プライバシーの保護には十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） プライバシーの確保には十分に留意した運営を努めていただきたいというところでございますけども、しかし、防犯カメラが設置されることで、今課長おっしゃったように、さまざまな犯罪の抑止力にも当然なり得るかというふうに思います。人通りが多いところだけでなく、人けの少ないところも含めて、さまざまな場所、防犯カメラの設置、これ自治会なりが考えるところもあるでしょうし、あるいは町が設置するところもあるでしょうけども、そういったところも踏まえて抑止力となり得るようなところに設置の方お願いしたいというふうに思います。

では、5番目の質問に移らせていただきます。

有料広告についてというところでございます。

こちら、周辺の自治体では、その自治体のホームページやあるいは窓口で渡される封筒へ民間の企業の広告掲載がされているところはよく見かけるところでございます。菊陽町においてもこのようなことができないのかということをお尋ねしようと思ったところ、菊陽町においては広告掲載に関する要綱がないということで、そのため現状においては町のホームページや封筒であったり民間企業の広告掲載ができないというふうにお聞きしております。周辺自治体でも、こちら有料広告については取り組んでいるところ、間々あるというふうに思いますので、本町でも取り組めないのかというふうに思っているところでございます。今後、広告掲載に関する要綱の設置を検討できないかということをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

町のホームページを生かした広告事業については、これまでも検討を行っていますが、今年1月のリニューアルに際しても改めて検討を行いました。

現在、バナー広告の掲載を行っておりませんが、新しいホームページの機能の一つとして、バナー広告の掲載が可能となる改修を行っており、今後、募集や掲載を行っていくこととして

おります。募集や掲載に当たりましては、掲載要綱や掲載基準を策定する必要がありますので、策定に向けて進めていくこととしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 前向きに進められているというところで捉えてよろしいのかというふうに思いますが、特に町内の企業が少しでもPR行っていけるように、早急な要綱の設置をお願いできればというふうに思うところでございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。

今回の一般質問事項は、町民の皆さんの声と現場に行き、目を見て、聞いたことを質問させていただきます。

最初に空港線の延伸について、2番目に子育て支援総合センターの建設について、3番目に総合体育館の建設について、4番目に菊陽町の今後の農業（つくり手）について、最後に集落内開発についてを質問します。

質問は質問者席にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 1番目の空港線の延伸についてです。

この空港線延伸については、平成19年度に期成会が設立され、約13年かかってやっと計画ができたことに対し、関係各位の皆さんに心より感謝申し上げます。

さて、空港線延伸について5月29日に長塚団地の皆さんに説明会を開催され、私も参加させていただきました。住民の皆さんの立場から質問させていただきます。

最初に、町の工事区間については住民などの関係者の話し合いの状況はどうなっているのかを質問させていただきます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 町の工事区間については、住民などの関係者との話し合いの状況はどうなっているかについてお答えします。

町の工事区間については、昨年6月末に長塚区において道路延伸計画の概要及び測量立ち入

りについて住民説明会を行ったところであります。その後、その際にいただいたさまざまな御意見、御要望について、現在取り組んでいる予備設計業務の中で整理、検討を行い、再度、先月5月29日に住民説明会を行ったところであります。

今後につきましては、測量範囲に含まれる方への個別説明を実施し、現地測量等の作業を進め、ルートの検討を行う予定であります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） その点に対して、第1回目の住民の方からルート変更はできないかということで、5案だったですかね、ルート変更の案があったと思いますけども、その中でいろんな説明がありました。住民からの声もいろんな声であって、いろんな質問があったと思いますけども、最後にルートはここを通りたいということの説明がありましたけども、その説明の中で、住民がやっぱり不安なのは、2番も一緒にかかりますので2番にもかけてですけども、用地買収の問題とか、また住民が一番不安がっているのは、やはりどこをどうやって通って、どういうふうな補償をするのか。例えば、家のローン、そして移転先、ここにも書いてありますが、2番目に移転先の場所が確保できているのか、また改築したいという方もおられたし、いろんな方々の費用が重なってくると思います。その問題が一番の問題点となっていますけれども、町の考えはどうお考えなされるか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、工事区間の用地買収や関係者の移転先などの目途がついているかについてお答えします。

先ほどの答弁で御説明しましたとおり、今後、現地測量等の作業を進めてまいります。現段階ではルートが決定しておりませんので、具体的なお話はできません。今後は、用地買収や関係者の移転先などについてはできる限り住民の方々の御要望をお聞きしながら、一人一人誠意を持って丁寧な対応をさせていただきたいと考えておりますし、あわせて地区の環境面等にも配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） その点はよろしくをお願いします。

しかし、やっぱり今言ったような不安は住民はかなりあります。町長としてのお考えはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今担当課長が答えましたように、今の時点、今度測量に入って、県の方の測量関係ではすり合わせも必要にはなってくるところでありますけども、菊陽空港線の延伸の当然その道路のそこに入るところの方々につきましては、一人一人それぞれ事情があるということで、特に安心感というか、そういうものがどうなるかということで、私もこの前の説明

会の中でそうとったところでありますけども、中には対象になって移転するにしても、やはり長塚区の中でいろんな近隣の隣近所のつき合いもできた中で住み続けたいと言われる方もおられるであろうし、もう別の場所にという方もおられるかもしれませんが、新しいルートが大体決まってきて、立ち退きは工事が始まる時点でやりますので、その間に長塚区のところに住みたいと言われる方は、ルートはどこを通るかというところも見きわめながら、移転されるような場所の準備、当然それについては補償費の中できちんと土地代、建物代もやっていきますので、そういうところで可能になると思います。

そして、ローン等も組んでおられる方がおられるかと、そういう話も聞きました。そういうことについては補償費の中で建物の費用というのは十分見ていきますので、二重ローンになりはしないかと御心配されておる方もおられるということでありましたけども、そういうことはないということであります。

そして、地域の環境にも十分注意していただきたいということも聞いておりますので、その辺は具体化する中できちんと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 今町長の答弁の中に、環境の中でとおっしゃいました。そこで、これはルートの中での考えですけども、説明の中でボックスを数十メートルかなということを設置したいというお考えがありました。私は経費、いろんな面から見て、ボックスよりも、町長、やはり先ほど町長もおっしゃったように、住民のアンケート調査の中で移転先の場所を確定した方が安いんじゃないだろうかという問題も考えましたので、その点は町長どうお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 具体的な事例としては、菊陽空港線のすぐ役場の横の大堀木地区、津留地区のところを、ああいう感じの道路になるというふうに私は思っているところでありますけども、ただ地元の方とされましてはできるだけ寸断しないようにということがあっておりまして、担当課の方でいわゆる掘削式でやっていく方と、それからボックスカルバートを入れる方式についていろいろ検討させておりまして、費用の面については実施設計やってみないと分からないんですけども、そんなに、補助対象になるかどうかというところもありますけども、特にボックスカルバート方式でいった場合には、上の部分を立ち退かれたところを公園とか広場としても使えるんじゃないかというところで、建設課の方では今いろいろ検討しているような状況でありますので、できるだけ地元の大事な住宅地の中を貫通するわけでありまして、その辺は十分地域の今住んでおられる方々の要望には十分応えていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） ぜひ町長が出向いて、早期にやっぱりこういうのは解決した方がいいと思いますので、ぜひ町長よろしくお願い申し上げます。

次に、3番目に空港線の全線開通の時期はいつなのかと書いてますけども、これは先ほどからルートが決まらないといつごろになるかということは決定できないと思いますけども、町長の考えとして、町長の任期3年ちょっとありますけども、その中で解決したいという思いはありますか、お尋ね申し上げます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ議員が冒頭で言われましたように、最初、第1期目の就任したときの19年8月9日に熊本県に対しまして、地域住民及び特にセミコンテクノパークに立地しておられる企業の方々、そのとき署名運動もありまして、8,279名の署名が集まったということで、その署名を持って県道新山原水線の道路改良整備促進について要望をしたところであります。この中には、原水地区出身の当時の議員さん方も入っておられまして、佐藤議員も委員として入っておられて要望活動にも同行していただいたところであります。

町としましては、それからもう十数年たったところでありますけども、平成29年2月に熊本県、それから合志市、菊陽町で協定を結んでそれぞれの役割分担を協定でできておりまして、合志市の方におかれましては、もう既にセミコンテクノパークの方からの道路の計画があつて、具体的に進んでおりましたので、もうすぐでき上がるような状況になっております。

町としましても、できるだけ町のところをしっかりと進めていく、そういうところは当然県の方も一緒に動いてもらわないといけないし、特に県が担当してもらう分については豊肥線を高架で超えるというJRとの協議等も入ってきますので、県の方に早く動いていただくためにも、町が担当する分についてはしっかりと取り組みながら連携していくことが大事であると思っておりますので、いつというのはなかなか明言できませんけども、とにかく全力で取り組んでいきますので、議員の皆様方の御理解と御協力、一緒に動いてもらわなければならない場面がかなりあると思います。どうかよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） ぜひ町長よろしくお願いします。私たちも一生懸命動いてまいりますので、この点はよろしくお願い申し上げます。次に移ります。

次は、子育て支援総合センター建設についてです。

この件は、町長の4期目の政策の一つとして公約されています。ずばり、町長に建設の考えはあるのか、あれば、いつ予定なのかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 総合子育て支援センターの建設につきましては、これまでの私の施政方針において皆様に、町立として残ったなかよし園、みどり園については、保育士を通しての機能に加えて、特別な配慮が必要な家庭の子どもたちへも対応できて、出産前から保健、育児、教育の相談を受けられる機能を持った総合子育て支援センターの整備をすると、建設の意思について申し上げたところであります。この考えについては変わりはなく、今後もこの総合

子育て支援センターの建設に向けて、引き続き取り組んでまいります。

建設の時期についてはということですが、平成30年12月議会の一般質問で、このときは西本議員の方からの答弁にも答えておりましたとおり、菊陽町立保育所運営検討委員会において具体的な検討を進め、令和元年度中に、本年度中ですね、検討委員会からの答申を受け、なるべく早く整備していきたいということでありまして、検討委員会の方も既に立ち上がりまして検討が始まっておりますので、そういう中できちんと検討委員会の答申を待って、できるだけ早く整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 菊陽町立保育所の運営検討委員会の中では、31年1月と5月の2回ほど検討委員会があるとお聞きしましたが、町長のお考えになるとつくりたいという思いがあるという思いですけども、またつくるならば、町長、私もいろんな勉強をさせていただきまして、センターの中の機能にやはり病児・病後及び障がい者や虐待の相談室とか、いろんな機能を含めたセンター性を入れてほしいという思いがあります。ぜひ町長、できるだけ早期にこういったセンターをつくっていただきますようお願いしたいと思っておりますけども、その点はどうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の時点でも、これはそういう虐待とかもありますし、今非常に発達障がい児も増えているような状況でありまして、この件については今の時点でも福祉課、子育て支援課、それから教育委員会の方と連携をとってやっておりますけども、そういうものがぜひ確立したものにするためにはやっぱりセンターの建設までというところで考えているところでありますので、議会の皆様の御理解もよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） ぜひこれも町長よろしくお願い申し上げて、次に移ります。

3番目の総合体育館の建設についてですが、先ほど大久保議員から質問がありました。このことは説明がありましたので、少し内容的には同じになるかもしれませんが、私は違う方からの観点で質問させていただきたいと思っております。

6月6日の日に教育委員会施設整備課から案件の説明があり、ほぼほぼ先ほど申された中央エリアの案が決定と考えておられるという思いであります。しかし、私としては、東部エリアで久保田台地、下原の東ですかね、そこの中で協議はあったのかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） お答えします。

検討委員会の中で、久保田地区を含む東部エリアにつきましても検討されております。

検討委員会答申では、中央エリアに存する杉並木公園及び隣接地は、町の中央に位置し、交通アクセスがよく、既存の菊陽杉並木公園を拡張することでインフラ整備を含めた想定事業費を抑えることができる上、災害時の大規模避難所としての活用が可能となります。また、温

泉、食事、農産物直売所機能を備えました総合交流ターミナル「さんふれあ」との施設間の連携によりまして相乗効果も十分に期待できるというふうな意見があつとります。この中で久保田台地、これ5つのエリアに分けて協議がされておりまして、その中できちんとしたところで議論がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） この間の説明によると、総合的な面積に応じて早く取り組むところが中央エリアですかね、そういう話と聞こえましたけども、町長、やはり私たちが見ると、ちょっと東の方が、全体的な菊陽町を見ると東の方ですね、あっちがちょっと手薄じゃないだろうかという思いがあります。当初、町長が政策の一つに掲げておられました総合体育館の中で、ひとり歩きをしりました。それは久保田台地を開発してほしいという人がいっぱいおられました。そこで町長、もうその件が中央エリアと決まるような内容であれば、久保田台地の考えですよね、町長の考えとしては何か案はありますか、お尋ね申し上げます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 久保田台地につきましては、非常にいろんな意味で、菊陽バイパスからそう離れてないところにありますし、市街化区域から調整区域に入っておりますけども、非常に可能性を持った場所だというふうに見ております。今後いろんなものが考えられますけども、一つは農地ということで、農振法のどうそこをクリアしていくかということもあります。そういうところはありますけども、非常に可能性を持った土地であるということで、今後のいろんな町の中でも、企業の関係からいろんな問い合わせ等がっておりますけども、そういうことをクリアできれば可能性もありますし、さらにまた将来に向けた中での町が取組事業の中での場所として大事な土地でありますので、十分いろんな可能性も考えながら、何が一番適しとるかというようなこと、それが農地法あるいは都市計画法等をクリアできるかということも視野に入れながら、大事な場所でありますので、地元の方々の御意見も聞きながらいろんな可能性については大事な場所として考えておりますので、今の状態はそういうところで、具体的には言えませんが、あそこは圃場整備もしてないところでもありますので、そういう可能性はあると思います。現時点ではそういうところではありますが、今後久保田台地については大事な場所、そして非常に可能性のある場所だということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 町長よろしく申し上げます。

あそこも柳南橋から今湛水防除のところで行きどまりになっています。あの道を利用してでも、何かのやっぱりいろんな、企業や、先ほど町長がおっしゃったような何かの考えがあるというお考えですので、ぜひ町長、そういう面ではやはり東側の方も発展するようなお考えでよろしくお願い申し上げます。

次に、この間の説明によると、体育館の予算関係ということは国の補助金をもとにやるというお話がありました。そこで、この間のお話の中にも出ましたが、P F I とか P P P とかという問題は考えていないという考えでしたけども、私も今の場所というとは総合的に見ると管理しやすい場所に本当は体育館が建つのではないかと、一人としての考えはあります。しかし、先ほども言ったように、久保田台地も大事にしてほしいという考えも持ってました。

そこで、蒸し返すようですけども、P P P と P F I の取り入れと国の補助金や町の一般財源を費用した合計の計算してどちらの方が安くできるのか。また、どうやってそれを選んだのかをお尋ね申し上げます。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） まず、P F I、これ民間資本を活用する方法でございます。どちらが安価に建つかというと、なかなかこれ難しい問題でございまして、まず、P F I と補助金、通常の補助金等に分けたときに議論がなされております。その結果について御説明申し上げますと、まず P F I 方式につきましては、民間資本を活用するため建設費用は抑制できます。町の出し分が抑制できるということですね。収益性を重視した管理運営に資する余り、集客率の高いイベント等を多く企画する傾向があり、このため住民の利用が制限されたり、住民福祉の低下が懸念されるといった意見がございます。

一方、国の補助事業につきましては、収益事業にとらわれず、町民の施設利用、住民福祉の確実性が高いことから、施設は町民の健康増進とコミュニケーションを図る拠点施設とすることが好ましく、公共性が担保される国庫補助金と、この場合におきましては社会資本整備総合交付金ということで活用したいと考えておりますので、こちらの方がいいというふうな意見で集約されております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） すみません、課長、ぶり返したようですみませんでしたけども、やっぱり私も議員ですので、そういった費用面の削減やいろんなことは考えてます。しかし、やっぱりその立地条件においてやはり必要な分のお金は使うことは大事だと思っていますので、その辺を考えながら前向きに進んで、早目に実行していただきたいと思います。

3番目に、完成時期はいつなのかということですけども、今の話によると、町長もいつなのかわかりませんが、私はお願いしたいのは、町長の任期の中で落成式でもしたらどうだろうか、そのくらいやっぱりはまってどんどん前に進めていってほしいという考えがありますので、町長どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ぜひそういうような思いはありますので、今全力でいろいろやっております。6月の時期でありますけども、補正予算等もお願いしておりますので、議員各位の御理解とそれから御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） お答えします。

大久保議員さんのときにも回答させていただきましたけども、ちょっと経緯から御説明させていただきます。

総合体育館の建設につきましては、施設を求める地域住民の声が高まる中、平成19年、菊陽町議会におきまして菊陽町総合体育館建設に関する請願が採択されたところでございます。町民の高いニーズを背景としまして、平成23年に策定しました菊陽町総合計画から重点施策に位置づけ、平成25年度に菊陽町総合スポーツ施設整備基本構想を策定したところでございます。この構想に策定をしたところが具体的に類似施設の視察や研修などを行ってきております、これまでに。しかしながら、平成28年に発生しました熊本地震におきまして作業は一旦休止状態というふうになっております。これも御承知のとおりであります。このような経緯から延びに延びている建設計画を一日も早く現実のものとし、町民の皆様の大きな期待に応えたいというふうに考えているところでございます。最も早く建設できる工程を設定しまして、今現在進めているところでございます。

総合体育館は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用して整備したいと考えておりまして、本年11月の事業要望書提出に向けて急ピッチで作業を進めているところでございます。着工につきましては、一応2年後ということで目標を掲げまして進めております。できるだけ早い時期に完成できるよう努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） ぜひどんどんと進めていただきたいと思います。

先ほど大久保議員の中から観客席の問題が出ましたけども、私も大津の体育館を見ると、あれが約8,000ぐらいですかね、8,000平米ぐらいでしょう。

（「5,500です」の声あり）

あれは5,500かな。やっぱ8,000あると集客がかなり多く入ろうとすると、この間課長がおっしゃったように、住民の体力づくりのためにあそこを建てたいという思いがありますけども、運営上、やはりいろんな形をとって、例えばスポーツのスポンサーをつけてみたりとか、中でプロとかバスケットとかいろんなやつを引き入れてその中に計画させて運営上が楽になるような考え方も入れてほしいと要望しておきます。

次に移ります。

4番目です。菊陽町の今後の農業（つくり手）についてです。

農業従事者の高齢化や後継者不足が問題となっているが、農業への新規就農者のために古民家を使用する制度を導入する考えはないかに移ります。

町長が空家等対策計画書にこう述べられております。暮らしやすく安全で安心な町を基本理

念として定め、空き家等の発生予防、活用、解消の３つの基本的な方針を掲げ、地域住民、事業者、関係機関等が連携し、空き家等の対策に取り組むと書いておられます。その空き家対策の一つとして、農業への新規就農者のために古民家を利用し、リフォームのための補助金制度を導入する考えはないか、町長にお尋ね申し上げます。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 御質問にお答えいたします。

農業従事者の高齢化や後継者不足は、本町に限らず全国的に大きな課題であると認識しております。高齢化や後継者不足が進むことにより、国内の食料は安全・安心な食料の確保が困難となり、輸入に頼らざるを得ない状況となります。また、耕作放棄地の増加につながるなど、環境保全に及ぼす影響も懸念するところです。

このような状況を踏まえ、町では平成24年度に、今後の農業を持続させるため、菊陽町人・農地プランを策定し、このプランに位置づけられた経営規模拡大や農地集積により効率的な経営を行い地域の中心となって営農を行う中心経営体は現在203経営体あり、45歳未満の農業者は47名おられます。しかし、本町農業者の年齢層は60歳から70歳代が大半を占めており、今後５年後、10年後を見据えた場合、さらなる中心経営体や新規就農者への農地の集積、集約が必要であると考えております。

なお、本町における新規就農者は、ここ数年、毎年３名程度の方が親元や非農家から新規参入されております。今後、新規就農者の経営技術を向上させるため、今まで本町の農業を牽引してこられました知識及び技術を有する農業者に技術確立につながる支援をお願いしたいと考えております。

そこで、議員お尋ねの町外から転入される新規就農者のために空き家となっている古民家を使用する制度の導入につきましては、先ほど紹介がありました本年３月に策定しました菊陽町空き家等対策計画に基づき、今後予定しております空き家バンクの制度構築の中で関係課等と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○１３番（佐藤竜巳君） ぜひ進めていただきたいと思うとともに、先ほど私が申したように、リフォームとかいろんな考えですね、それに対しての、町長、補助金等はお考えありますか、お尋ね申し上げます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員御提案のこのリフォーム等に対する支援策につきましては、ただいま申し上げておりました本年３月に策定しました菊陽町空き家等対策計画に基づく空き家等の利活用に対する支援の中で、空き家となっている古民家を含めて、リフォーム等に対する新たな支援策というのは検討したいと思うところではあります。ただ、現実的に見てみますと、空き家等がありまして、私もぜひ貸していただきたいという方がおられまして、持ち主の方に連絡を

とってみましたら、空き家状態であるようだけでも、中には仏壇とかあって、そして遠く離れておるけども、盆正月には帰って先祖の供養もしたいし、そういう意味で予定しとるからということで、なかなか人に貸すというところまでは踏ん切れないという方がおられました。そういうところでもありますけども、実際上は本当に空き家となって、後の利用がないという方もおられるかもしれませんので、空き家バンクの中でどういうものが出てくるか分かりませんが、持ち主と、そして利用したいという人がうまくマッチングすれば、そういうことも可能になるかと思しますので、そういう場合の支援策については今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） この問題は、やっぱり先ほど課長が言ったみたいに、全国でいろんな問題が起きてきていると思います。ちなみに、南小国では空き家対策を活用した未来づくり拠点MOGというのを5月にもうオープンしています。私たちもそれに対して、私も農業をしていますので、思い切った策がいろんな考えを持っていますので、ぜひ町長と一緒にそういった人たちを取り入れながら、先ほど言った耕作放棄地やいろんな形をとって解消したいと思いますので、ぜひ町長よろしくお願い申し上げて、次に移ります。

菊陽町の特産品、ニンジンその他の作物の販売ルートの拡大と補助金の導入を考えていないかに移ります。

今まで私の知ったところでは、町長のときにニンジンを利用した焼酎、「酔紅」だったですね、あれがつくられたと思いますけども、現在は今つくられていませんかね。その点を含めて、今までやってきた功績をちょっとお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

御質問の特産物の販売ルート、それから補助金導入ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、お答えいたします。

現在、本町の特産物の販売ルートにつきましては、JA共同販売、各市場及び大規模農家による契約販売が主なルートとなっております。基幹作物でありますニンジンにおいては、大規模農家の契約販売が本町全出荷量の過半を占めており、残り半数弱がJAの共販等となっております。本町のニンジン、スイートコーンは県内第1位の生産量を誇り、主に広島、岡山、大阪方面に出荷している状況でございます。市場における販売単価は販売時期の流通量が大きく影響するため、出荷量が多いほど市場の取引において優位に交渉ができるというふうに思われます。

販売ルートの支援としては、JAと連携してJA共販の出荷量増加を図り、販売ルートのさらなる拡大及び市場単価の上昇につながる支援を行う必要があるというふうに考えております。

一方、大規模農家におきましては、市場や契約販売により既に販売ルートを確保され、安定

した価格で販売されていると思われますが、町としては今後も菊陽町農作物の知名度を上げ、販路を拡大するための取組は必要であると考えております。

このため、平成30年度から本町の農産物認知度向上対策として、大阪梅田食堂街での展示販売や大阪府豊中市農業祭においてニンジン販売を行い、菊陽町農産物のPRに努めております。

また、有限会社さんふれあ社長を会長としまして、菊陽町地産地消推進協議会と尚絅大学が連携して、ニンジンの用途を拡大するために、現在ジュースやカレーなどの加工品開発に取り組んでおります。

販路拡大に向けたこのような対策を行っておる状況でございます。議員が御質問されました「酔紅」はもう現在製造中止となっておりますが、今回地産地消協議会の中でリキュール類を開発しようということで取り組んでおりましたが、こちらについてもなかなか製造単価等の高騰があり、現在頓挫している状況でございます。アルコール類の販売につきましては、今後また検討の必要があるのかなというふうに考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 大阪に対しても色々しながら拡大しているという、私も実は農業をしています。組合をつくって一生懸命働いていますけども、やはり販売ルートを拡大するためには、個人で行ってもやっぱり人の、契約をどうやって理解していただいて、それをとっていただくかということで、一生懸命働いていますけども、なかなかやっぱり難しいです。それには、町が参加いただいて、組合組織のあるところに対して町も支援いただいて拡大すると、つくっている組合がニンジンの農家に対して、そこで集約して集客して出荷できると。大いに販売ルートができるんじゃないかなと考えているわけですけども、その点に対して町長、個人的にはできませんけども、そういった法人とか組合組織、いろんな方々に対するルートの拡大を町も一緒になって取り組む、そしてともに一緒に勉強会をする立場をつくってほしいと思いますけども、町長、どういうお考えを持っていますか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 担当課長が答えましたように、もう既に自分たちで農家の方が会社組織までつくって、人も雇い入れて、流通関係の方もうまく契約栽培というような、やはり農産物は値段が上がったり下がったり非常に市場で動く場合がありますので、そういうことをされている方もおられますけども、一方ではそこまで至らないような、個人で従来どおりの栽培の仕方ということで、こちらの方々は農協の方の販売の方に任せながら、そして収入補助については今年の1月から始まっております市場価格低下に対応した農業共済が運営する農業経営収入保険制度の加入促進、そういうものを図る必要があるんじゃないかと思っておりますし、またいろいろ行政が動くことでいろんな、個人等の組織が持ってもなかなか軌道に乗ってないようなところについては、一緒にいろんな、どういった方法ができるかというようなことについては

十分取り組みながら支援策の方もあれば考えていきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） この点に対しては、予算関係取るためにはいろんな税金を投入せないのですぐにはできないと思います、それは理解してます。ぜひそういった面でいろんな農家の思いを町長も受けとめていただいて、ぜひそういう制度をつくっていただきたいと要望して、次に移ります。

最後に、5番目に、集落内開発についてです。

面積が5,000平米以下の開発に対する雨水処理規定の基準の見直しをする考えはないかに移らせていただきます。

これまで住民の皆さんからいろんな開発に対しての苦情や相談はなかったかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 1番の面積5,000平米以下の開発に対する雨水処理規定の基準を見直す考えはないかでお答えいたします。

集落内開発制度は、平成19年度に熊本県が条例を制定し、平成20年度より運用を開始した制度であります。この制度により、本町ではこれまでに約800棟の住宅や小規模店舗が建築されており、市街化調整区域の活性化に寄与していると思います。

御質問の雨水処理の基準につきましては、開発許可権者である熊本県の基準では開発区域面積が5,000平米以上については原則として調整池を設けなければならない、5,000平米未満については流末に水路等がない場合には地下浸透ますを設けることと定められています。しかしながら、町では開発行為によって将来予想されるトラブルを未然に防ぐため、周辺環境への配慮や良好な市街地を形成する目的として、県の開発許可基準よりさらに厳しくした内部規定を制定して開発指導に当たってきたところであります。

具体的には、5,000平米未満の雨水処理の基準は、県の許可基準では開発面積1,000平米当たり、内径900ミリの地下浸透ますを1か所設置することになっていますが、町の指導基準では内径を1,500ミリに大きくするなどの指導を行っております。

近年ゲリラ豪雨等による災害も起こっており、周辺住民の災害に対する不安もお聞きしているところです。現在、地下浸透ますのほとんどが町に帰属される道路に設置され、その後の維持管理は町が行うことになりますので、公共施設管理者として現地調査や地域の実情等を十分に踏まえながら、周辺住民が安心して暮らせるように適正な開発指導を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） ぜひそういう指導をしていただきたいと思います。

課長、ちょっと尋ねますけども、5,000平米以下、例えば東部センターの西側になりますか

ね、開発を行っていますよね。聞くによると、あそこが1社で7,000平米を購入していると、その中の5,000平米を今開発しているというお話は聞いてますけども、そういった場合、1の会社が7,000平米を買ったときにはそれ以上のかくら7,000と認めて調整池は一つでもやっぱりつくるべきじゃなかろうかという私の単純な考えですけども、課長どう思われますか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 議員のお尋ねにつきまして、一体開発の取扱いの件だと思います。一体開発につきましては、開発計画、施工時期、所有権等の形態、開発行為を行う者などの7つの判断要因があります。この件につきましてはポイント制によりまして、許可権者であります熊本県が判断することとなっておりますので、御理解ください。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 都市計画法第32条と第29条に基づいての話だと思うんですけども、県が許可すれば町も自然と認めにやいかんということですよ。しかし、やはり熊本市のように、政令都市のように厳しくやっぱり考えていかなん部分は、先ほど課長が申されたように、やはりあとは管理は町に委託されると思います。やっぱり私も住民の方々から雨水に対しての不安、今は開発されるところが盛り土をして高くなる、隣のところはそのまま、既存のところは下がってしまって、そこがやっぱり水がたまるという不安があってるんです。これは現実と思います。私の選挙中にもいろんな方々から電話をいただき、課長の方にちょっとお尋ねした件があります。

それは、ちょっと話は飛びますけども、今のセントラル病院の中で敷地が大きく、その水が川に来やせんのかという問題があって、課長にお尋ねしたら、そこの中では調整池の中で全部処理するというお考えをお聞きしました。しかし、そういったことが住民の皆さんは説明——そういう大きなところは説明会があったかもしれませんがね、やっぱりミニ開発の場所でもその地域の区長さんや近隣の住民の方には説明をして、先ほど菊陽町はちっちゃい、例えば900を1,500にしたりとかという努力をされてますよね。やっぱり今地方としては、大雨が降るとその機能は余り僕はしてないと思います。そういったところから、やっぱり町は、県は町の状況は分からないと思います。だから、やっぱり担当が勉強しながら県とともに、こういう状況ですよ、こういう場所はこうなりますからということで、ぜひそういった理解を求めながら県にもお願いしていただきたいという思いが私にあるんです。そこで町長、やっぱりそういう県や熊本市に対して職員を勉強にやって、出向させる考えはないでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の件につきましては、熊本市がいわゆる5,000平方メートル以下の分についてどのような基準を持っとるかということは、熊本市は政令都市でもありますので独自にできるのか、やはり都市計画法にそれに従ったところでなければならないと思いますけども、この件については熊本市のことも勉強をさせながら、そして市街化調整区域があります合

志市、それから益城町、嘉島町、菊陽町は市街化調整区域活性化連絡協議会というのをつくってありまして、その中で集落内開発制度についてもそういったところで取りまとめて県の方に要望した中ででき上がった制度でもあるというふうに認識しておりますので、今の件につきましても調整区域連絡協議会の中では毎年総会があっておりますので、それぞれの担当課長が幹事ということになってます。そこで、今の件につきましては次の総会があるときに、こういう問題について1市3町がまとまった連絡協議会の中から要望を出して県の方に出していくことが大事であると思いますので、そういう提案も必要ではないかと考えておりますので、担当課の方でしっかり勉強させて、その上で提案できるような、現実的に基準面積以下で出てくるようなものも一体的なものということで認められれば、結果的にはそこをきちんとやってないと周辺の住民の方々にいろんな影響が出てきますので、そういうことも踏まえまして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 今回は、5つ問の質問をさせていただきました。町長は町の首長としてリーダーシップをとりながら住民と話し合い、そして連携して、理解しながら、職員との協議しながら速やかに進めていってほしいと思います。期待していますので、どうかよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩をします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時37分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。傍聴の方は昼の貴重な時間に参加していただきまして本当にありがとうございます。

議員番号5番、公明党の西本友春です。

本年は、令和元年で新しい年号のスタートでもあります。今期4年間も皆様が菊陽町に住んでよかったと言っていただけのためにも、さまざまなことを提案させていただきます。

今回は、3月の一般質問を取り下げた関係上、質問内容の変更及び新たな質問もあり、7項目の質問となり、執行部には申し訳ありませんが、できるだけ簡素で明確な答弁をお願いいたします。

質問は質問者席にてさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、情報発信についてですが、1番目の項目は午前中の大久保議員の質問でバナー広告に向けて取り組む考えが分かりましたので結構ですが、バナー広告の方法は、自治体で受け付けするものと、バナー広告を受け付けする会社で行う方法が主となっていますが、何をどこまで検討したのか、またホームページを作成した業者にバナー広告のことを尋ねたのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

ホームページのリニューアルの際に、周辺の市、町や事業者などに聞き取り調査をいたしました。実施するとした場合、議員がおっしゃる方法があります。いずれの方法にもメリットやデメリットが考えられるため、菊陽町が実施するに当たってはどちらの方がよいか、しっかりと整理する必要があると考えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） それでは、先ほどもおっしゃったように、今後取り組むということで、その中での検討事項とはなるとは思いますが、私としては業者に委託した方がいいかなというふうには思っておりますので、そのこともつけ加えさせていただいておきます。

きくよう安心メールは、町民の皆様の携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、防災・防犯情報などさまざまな情報を迅速かつ正確にお知らせするシステムとホームページに掲載をされていますが、きくよう安心メールの登録者数は何名となっているのか、また現在までどのような情報を提供したのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

今議員が申されたとおり、きくよう安心メールは、町民の携帯電話やパソコンのメール機能を活用して町からさまざまな情報を迅速かつ正確にお知らせするシステムでございます。

特に、町民にとって非常に重要となる災害や防犯関係の情報を入手することができるため、登録を推進しているところでございます。

きくよう安心メールへの登録者数ですが、今年1月31日から運用を始め、現時点で1,188名となっております。登録者数は着実に増加している状況です。

配信は2月4日から開始し、これまでに提供した内容は、防災・防犯関係では、地域公民館を狙った盗難事件について、J－A L E R T全国一斉情報伝達訓練について、町総合防災訓練の開催について、春の全国火災予防運動について、おれおれ詐欺についてなどであります。

また、防災・防犯以外では、町議会の日程について、献血のお知らせ、行方不明者の情報についてなどを配信しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） きくよう安心メールということで、私自身もこれは登録をして、内容等は防災無線で案内したようなことをこれで配信していることは理解をしておるところではありますが、町の多くの町民の方に情報を提供する必要がありますが、先ほど1,188名というこの回答をいただきましたが、もっともっと登録者を増やす必要があると思いますが、その対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

今回導入しましたきくよう安心メールを多くの町民の皆さんに登録していただけるよう、2月末に啓発チラシを町内の全世帯へ配布したところです。

また、1月に全戸配布しました熊本地震記録誌の最後のページに掲載しておりますし、2月24日に菊陽西小学校で行いました町の総合防災訓練の際にもチラシの配布も行ったところでございます。さらには、町民センターなどの町の施設にもチラシを置いて周知を図っております。

今後も、多くの町民の皆さんに登録していただけるよう、広報きくようへ掲載したり、多くの町民が参加するイベントなどの機会を捉えて周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） いろんな機会を捉えて広報をするということなんですが、実はこのきくよう安心メールにはグループ設定とかそういうのができると、それは理解してるんですが、私も防災士という立場から防災士連絡協議会の中でこの安心メールの利活用ということで提案はさせていただいておりますが、各自治体のところでは、区長さんがこの安心メールを使って自分の自治体の中のグループ設定をして情報発信とかをされているところもあります。そういう部分でいきますと、今課長がおっしゃられたそういういろんな訓練とか、それとは別に、いわゆるそういう諸団体に対してもっとこういう形できくよう安心メールが利活用できますよということで、そういうことも周知をしていけば、もっともっとこのきくよう安心メールが普及していくと思いますが、そういう取組について提案をいたしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

今議員が申されましたとおり、このきくよう安心メールにはグループメールの機能もありますので、そういった機能を十分に活用していただくように、各団体長にも周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ぜひ取組をよろしくお願いしておきます。

それでは、生活便利帳について質問をいたします。

熊本県下では現在20市町村、全国で860市町村が作成している暮らしの便利帳は、民間が広告を行うことで無料で作成ができるもので、合志市は昨年の6月から、大津町は今年の6月から発刊され始めました。菊陽町で作成している生活便利帳を民間で作成している暮らしの便利帳に変更することを提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

町では、主に新しく町民となる転入世帯向けに配布するため、町のさまざまな情報を掲載した菊陽町生活便利帳を作成しており、平成30年度には1,500部を印刷し、またこの冊子は町のホームページでも公開しているところです。

議員御提案の暮らしの便利帳につきましては、民間事業者が町内外の企業や商工事業者から広告料を集め、印刷費や事業費の人件費を賄うことにより、町の財政負担なしに生活情報誌の作成が可能になるというスキームのもとに実施されるものです。

このような事業の実施は、町としても転入世帯のみでなく全ての世帯へ配布が可能となることなど、一定の住民サービスに資するものと考えており、これまでも情報収集を行いつつ事業実施のタイミングなどについて検討してきたところです。

なお、本町では平成27年7月に別の民間事業者と協定を結び、菊陽町総合防災マップをほぼ同様の事業スキームで作成し、全戸配布したところです。

このような事業については検討に当たり考慮すべき点として、通常継続して広告料を確保し、更新していく必要があることから、複数実施することで町内商工事業者の皆様の負担となってしまうことを心配する声もあり、慎重に検討を行ってきた経緯があります。

また、平成28年には熊本地震に見舞われたこともあり、事業化までに至らなかったものです。

改めて、議員御提案の暮らしの便利帳については、住民サービスの向上、町内商工事業者の皆様への負担の転嫁とならないか、また町の負担の軽減など、総合的に判断した上で、望ましい実施時期や作成スケジュールについて具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほど30年度に500冊を印刷をされたと、新しい方向けにということでしたが、大体お幾らで、それと暮らしの便利帳についても、いろんな部分でリニューアルが必要なきがあるかと思いますが、リニューアルの周期というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、1,500冊の費用でございますけれども、63万1,800円を支出しております。

それから、リニューアルについてでございますが、本町では全面的なリニューアルということとは行ってはおりませんけれども、毎年作成をいたしますので、毎年最新のものに更新しているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） この暮らしの便利帳は、大体3年か4年でリニューアルをすると担当者から私は聞いてます。というのが、今課長がお答えになった転入者、新しい人はそれでいいんでしょうけど、古い人は古い情報のまんまという形にはなるかと思いますが、暮らしの便利帳は印刷された写真を専用アプリで読み込むことで画面上に約2メガバイト程度の動画などを表示させることができ、3こまで提供が可能とのこと。馬場楠の獅子舞や菊陽武蔵剣豪太鼓などの菊陽町の情報発信も提供可能となり、今検討するというところでございましたが、いち早い切替えを再度提案いたしますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

導入する際は、どのような機能が備わっているのかも見ながら検討を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 何度も言いますが、今回63万円の支出ということで、それと商業者の負担にならないかということ含めて慎重に検討されるところではありますが、ほかの行政区においてはそういうのも検討して、先ほども言いましたが860市町村、全国ですね、暮らしの便利帳の担当者にお伺いしましたら、今年度で900から1,000の自治体を目指してますということでございましたので、菊陽町も乗り遅れのないようにということと、やはり町の財政負担軽減のためにも早期導入を要請をしておきます。

続きまして、LGBTについてでございます。

昨年の12月の一般質問において、LGBTの質問において、今後は国、熊本県、近隣自治体の動向を踏まえ、性的マイノリティーに対する行政に求められる対応や支援のあり方について先進事例を参考に関係部署と検討が必要であると考えております、また今後予定しております町人権教育啓発基本計画及び町男女共同参画計画の見直しにおいても、LGBTなどの性的マイノリティーをめぐる対応を検討してまいりますとの回答でございました。町におけるLGBT理解へ向けた研修等の取組はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） お答えいたします。

本町におけるLGBTなどのセクシュアルマイノリティーに対する理解に向けた研修等の取組は、現在担当課において熊本県、近隣自治体、各種団体等が主催するLGBTに関する研修会に参加し、LGBTに関する基本的知識及び行政に求められる対応や支援のあり方について認識を深めているところです。

また、今後予定しております町人権教育啓発基本計画等の見直しにおいても、行政に求められる対応や支援のあり方について調査検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） LGBTなどのセクシュアルマイノリティーにとっても住みやすい熊本にするために活動するグループ、くまにじさんが講師として、昨年11月に天草市、菊池市、本年の1月29日に山鹿市80名、大津町100名の職員が参加して、「LGBTの基本的知識と、特に自治体がすべきこと・できること」とのタイトルで研修を行っております。

菊陽町における職員研修はいつごろ行う考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） 質問にお答えいたします。

近年、全国の自治体においてLGBTなどのセクシュアルマイノリティーに対する理解に向けた行政の取組が加速していると認識しております。本町においても新たな人権課題の一つとして捉えておりますので、行政職員としてLGBTに関する基本的知識を身につけ、行政に求められる対応や支援のあり方を検討するため、年内に職員研修を実施してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 年内に職員さん向けに研修ということで、ぜひ早目の研修をしていただき、いつでもLGBTの方に対する対応ができるような形をとっていただきたいというふうに思っております。

大津町の3月の広報紙には、輝く人権として、LGBTについて2分の1ページで記事が掲載されて周知活動を行っています。菊陽町においても、研修以外にも町民の方にLGBTに対する理解をしていただくための周知活動をするべきだと提案しておきます。

また、多様性を受け入れる先進自治体をアピールするためにも、パートナーシップ制度について積極的に進めていくべきと提案しましたが、今後は、国、熊本県、近隣自治体の動向を踏まえ、対応を検討することでしたが、熊本市、府中市、堺市、横須賀市など全国9自治体で同性パートナーシップ証明制度が一斉にスタートし、全国で20自治体となりました。すみません、これは今年の4月からですね。宮崎市が6月から導入する予定で、茨城県、港区、さいたま市、名古屋市、滋賀県の大津市、長崎市、浦添市なども導入予定であります。また、町では群馬県の大泉町も導入しております。大泉町は平成30年12月末現在、人口4万1,785人、菊陽町は1月末現在4万2,000人、ほぼ同一規模の人口です。パートナーシップ制度導入に向け

た動きを加速すべきと提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） お答えいたします。

県内におけるパートナーシップ制度の導入自治体は、御承知のように、熊本市が本年4月1日から導入しております。本町の導入に向けた取組としましては、熊本市の制度導入後の状況を注視しながら、国の法整備への動向を踏まえた上で検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 国の動向、法整備と言われましたけど、これは自治体でできることだというふうに私は認識をしております。

大津町では、町長自らがプロジェクトチームをつくり、指示し、各種申請や申込書に対し、多様性に対応すべき性別記載の見直しを行っています。また、6月8日の一般質問においてもパートナーシップ制度導入に向けて制度の検討と町民に対する周知活動も含めて行っていくとの回答がありました。また、合志市でもパートナーシップ制度導入に向けて前向きに検討すると一般質問に対しての回答があったと聞いております。

近隣自治体も動いています。再度お伺いしますが、パートナーシップ制度導入時期について、いつごろを目指して考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） 質問にお答えいたします。

本町におきましては、既に本年4月に実施された県議会議員選挙、町議会議員選挙の投票入場券について性別記載方法の見直しを行っております。今後は、その他の各種申請、届け出等における性別記載の有無に関する調査等を全庁的に実施するため、見直し等の検討を進めているところです。

パートナーシップ制度導入につきましては、繰り返しになりますが、どのような環境整備が必要なのか、熊本市の導入後の状況、国、県、他の自治体の動向を踏まえた上で検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） パートナーシップ制度導入についても積極的に進めていただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、地域おこし協力隊についてでございます。

平成30年6月の一般質問において、地域おこし協力隊の検討と今後の取組について質問を行った際に、隊員を募集するに当たっては空き家対策や地域づくりなどの業務を担っていただくことなどが考えられますが、その業務内容をしっかりと精査し、制度の活用に向けて取り組ん

でいくこととしておりますと回答をいただきましたが、地域おこし協力隊の検討はどこまで進んでいるのか、また今年度は地域おこし協力隊の募集をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

昨年6月議会の一般質問でも答弁したように、地域おこし協力隊は、単に地域の人手不足や財源不足の解消を目的として受入れを行っている自治体も数多く見受けられ、そのことが要因で自治体の期待と隊員の希望に相違が生じ、委嘱期間よりも早く退員するケースが全国的に見受けられるので、制度の趣旨を十分に踏まえ、地域の将来像を見据えながら、何の目的でどのような地域おこし活動が必要なのかを町と活動の拠点となる地域が十分に協議し、お互いが共通認識を持つことが重要であると答弁したところです。

年々人口が増加している本町では、地域おこし協力隊の制度を活用するに当たって、人口が減少している地区や高齢化が進んでいる地区などに隊員を呼び込むことで、起業や就農するなどして新しい感性や刺激を持ち込み、仕事をつくり出し、人が流入し、住みよい町をつくる社会経済の好循環を生み出す効果が期待されますが、地区住民が将来地区のあるべき姿をどのように考え、どのようなことを期待するかなど、隊員の必要性の是非について地域全体が共通認識を持つことが重要です。

募集に当たり、活動内容はもとより、その任期満了時以降の隊員の生活面のことも考えておく必要がありますが、今後、地域おこし協力隊の活用について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 少し若干私の考え方と行政の地域おこし協力隊に対する考え方のところに少し誤差があるんじゃないかなというのが、先ほどから回答をお伺いいたしますと、地区住民とか地域の発展、もちろん地域おこし協力隊だからそれも構わないんですけども、私が今まで阿蘇、菊池市、合志、大津町、菊池郡市、お伺いするところによりますと、いわゆる地域よりまちおこしという観点からの地域おこし協力隊の要請を行っているというのが実情だと。それに対して国からの指導とかは一切ないんで、例えば、1日目の福島議員の質問に対して課長からは、観光に対して地域おこし協力隊の検討をというふうな回答もいただいております。ということは、町全体のまちおこしということの一つの考え方だというふうに私も思っております。

隣の天津町では、町歩き、フットパス、サイクリングを通した観光の活性化、2点目としては観光体験プランの創生及び運営、3点目としてはスポーツコミッションの3つの事業に対し、本年4月8日から4月22日まで募集を行い、5月で3つの事業全てが決定し、6月から活動を始めたと同っております。

再度質問いたしますが、このように、やはり町全体のことを考えてしっかりと地域おこし協

力——前回の回答でも空き家対策でもというふうに回答もいただいておりますが、今回矢野課長初めてだから若干まだ大変とは思いますが、私としてはしっかり検討していただいて、今年度遅くても別に、年度当初という決まりはございませんので、やはり検討していただいて、秋口ぐらいから、この菊陽町も職員さん不足とかも若干ありますんで、しっかりとこの地域おこし協力隊を検討していただいて、秋口からでも募集をしたらどうかと提案いたしますが、課長の考え方をお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

大津町の例をおっしゃられましたけれども、本町においても町や地域に合った地域おこし協力隊の活用を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） しっかりと、これは総合政策課だけではございません、各ほかの課のことにも通じると思いますんで、自分たちの行政の中で地域おこし協力隊が使えるんじゃないかということを各課が検討していただいて、早目のこういう募集にもチャレンジしていただきたいというふうなことを提案して、次の質問に移らせていただきます。

投票率の向上施策についてでございます。

菊陽町の町議会選挙は、前回49.36%に対し、今回は46.01%とマイナス3.35%となっております。このままでいけば、減少になかなか歯止めがききません。

光の森町民センターにおける期日前投票が4日間となったが、投票数はどれだけ伸びたのか、また全体の期日前に対しては何%となっているのか、また投票率の低い20代の向上施策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） それでは、お答えをいたします。

光の森町民センターにおける期日前投票の期間は、御存じのとおり4月7日の県議会議員選挙から1日間を4日間にいたしました。お尋ねの期日前投票の投票者数の伸びですが、まず県議選では平成27年の前回は期日前投票所は役場の1か所のみで、期日前投票者数は1,638人で、投票者数全体の12.0%でした。今回は、役場が2,712人、光の森町民センターが1,029人で、合計で3,741人の期日前投票がありました。前回の県議選と比べて、合計で2,103人の増加でありました。また、全期日前投票者全体のうち、役場での投票が72.5%、光の森町民センターでの投票が27.5%となっております。

次に、町議選ですが、平成27年の前回の町議選も期日前投票所は役場の1か所のみでした。期日前投票者数は2,812人で、投票者数全体の19.2%でした。今回は、役場が2,652人、光の森町民センターが1,542人で、合計で4,194人の期日前投票がありました。前回の町議選と比べて、合計で1,382人の増加でありました。また、期日前投票者数全体のうち、役場での投票が

63.2%、光の森町民センターでの投票が36.8%となっております。

また、光の森町民センターにおいて期日前投票を始めて以降の同センターにおける期日前投票者数の状況ですが、平成28年の参議院選挙では460人で、期日前全体の11.1%、平成29年の衆議院選挙では1,258人で、全体の20.3%、平成30年の町長選挙では2,393人で、全体の30.2%、そして4日間となった今回の県議選では1,029人で、全体の27.5%、今回の町議選では1,542人で、全体の36.8%となっております。ただし、期日前投票者数は増加傾向にはありますが、全体の投票率は県議選、町議選とも低下している状況にあります。

次に、投票率の低い20歳代の対策についてですが、投票率の低下については全国的に課題となっているところでございます。選挙の種類にもよりますが、全国的に低下傾向にあり、特に20歳代をはじめとする若い世代の投票率の低さは顕著であります。

選挙の投票率を上げるためには、有権者が政治や選挙について興味や関心を持っていただき、選挙に対する意識を向上させることが非常に重要ではないかと思えます。

現在、本町の選挙管理委員会が行っている取組を紹介しますと、まず若い世代に対しては、前回の衆議院選挙から選挙権のある18歳、19歳の全員へ啓発はがきを送付しています。また、包括協定を結んでいる県内の大学に期日前投票立会人募集チラシの掲示依頼を行っております。さらには、成人式において選挙啓発パンフレットの配布も行っているところでございます。そのほかに、啓発グッズを配布するなど、明るい選挙推進協議会と一緒に啓発活動を実施し、投票の呼びかけを行っております。また、防災行政無線の投票の呼びかけを増やしたりしている状況でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 10代にははがきを送っているということ、低い20代にもぜひまたそういう何らかの施策をしっかりとお願いしときます。

平成28年6月に改正された公職選挙法で、選挙年齢18歳以上への引き下げとともに、期日前投票所だけでなく投票日当日も共通投票所として商業施設内に設置が可能となりました。菊陽町には大型のショッピングセンターゆめタウンやイオン菊陽店等があります。ゆめタウンへの選挙当日の投票所設置を提案いたしましたが、現在のところ考えていないとの回答でしたが、別府市では前回の衆議院選挙においてゆめタウン別府において10月14日から21日までの期日前投票を実施し、利用者の皆様からは好評いただいたと別府市の選挙管理委員会の回答をいただいております。

また、イオン株式会社は地域暮らしに根差し、地域社会に貢献することを基本理念に掲げており、2007年の秋田県議会議員選挙での投票所施設を皮切りに、2017年の衆議院選挙においてイオンは全国58か所のイオン店舗に投票所が設置されました。熊本県では、イオン八代に設置されました。隣の大津町でも今回の統一地方選挙においてイオン大津店で4月2日から4月3日の2日間で、これ県議選ですね、午前9時から午後7時まで実施をされました。

ゆめタウン光の森及びイオン等の商業施設での期日前投票所及び共通投票所の設置についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） お答えいたします。

期日前投票については、前回平成28年の県知事選挙までは役場1か所を期日前投票所として、加えて前回平成28年の参議院選挙から光の森町民センターを2か所目の期日前投票所として投票日の前日1日のみを開設をしておりましたが、西部地域の利便性を向上させるため、今回の県議選、町議選から光の森町民センターでの開設日数を4日間といたしました。

ゆめタウン光の森やイオンでの投票所の設置についてということですが、今回の県議選、町議選から2か所目の期日前投票所である光の森町民センターでの日数を増やしたところであり、現時点では新たな期日前投票所を設置することは考えておりません。

商業施設における期日前投票所や共通投票所の開設については、多くの投票者が見込めるかどうか非常に重要であると思っております。その商業施設の顧客における町民の割合やほかの投票所との距離なども踏まえて検討する必要があると思っております。

また、課題としましては、投票事務のオンラインシステムの構築、投票箱、投票用紙の管理や立会人、事務従事者等の人的体制の確立などがあります。

ということでございまして、今議員が申された他市町村での例ということで、今言われてましたとおり、大津町で先の県議選で2日間設けられておりまして、投票者数については1日目が178人、2日目が174人ということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 大津町にも聞いたということでございます。町としても検討を進めていく中で、どのようなことができるかということをおっしゃってましたので、しっかり熊本県下でそういうところ、イオン八代とかありますんで、八代とか大津のやり方、システムのつくり方をしっかりまた勉強していただいて、どうしても投票率が悪い、若い世代は買い物に行ったりしますんで、やはりそういう商業施設でのしっかり共通投票所設置、期日前ができるようなことにも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

投票率向上施策として移動投票車の運行をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） お答えします。

まず、移動投票車について説明をさせていただきます。

この移動投票車は、投票所まで距離が離れ、交通手段がなかったり、高齢者が多い集落などを時間を決めてワゴン車等を使って回り、期日前投票をしていただくものです。投票自体は車内で行われます。自動車とはいえ、もちろん投票所ですので、投票管理者、投票立会人、投票

事務従事者の人的体制、また投票箱や記載台なども必要になります。この移動投票車は平成28年の参議院議員選挙において島根県の浜田市が初めて導入しました。この浜田市では投票所の統合により廃止された地区を移動投票車が回るもので、いずれの開設場所も有権者数は30人以下であった投票所の地区であります。

また、熊本県内では八代市が先の県議選で導入を予定しておりましたが、無投票となったため実施はされませんでした。この八代市の場合は、山間部の4地区で、いずれも有権者数が30人以下で、投票所が統合された地区での実施を予定されていたものです。

導入している自治体は、投票所から離れ、有権者が少なく、移動手段が厳しい小さな地区などでの実施であり、本町のような町ではこの移動投票車の必要は感じておりませんので、現在のところ導入は考えておりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私がなぜこのことを言ったかという、私自身の選挙活動の中で、投票後の話ですけど、やはり高齢者のところの、ある地域は、行くなって行ってたけど、やっぱり当日どうしても距離があって行けなかったというお声を頂戴したもんですから、やはりそういう、確かに菊陽町はそんな広いところではございませんが、高齢者で足の不自由な方とか、やはり投票所まで遠いという方の場合、どうしても投票に行かないというケースがあるということを知ったもんですから、そこを救うためにもこういうことが必要ではないかということで提案をしておきます。

点字投票または代理投票する方の投票所における当日の受付や投票方法はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、点字投票についてですが、受付において点字投票の申し出がありましたら、点字投票用の投票用紙をお渡しし、記載台へ案内し、持参されている点字器が投票所で準備している点字器を使って投票用紙に点字を打っていただきます。その後は、事務従事者が投票箱まで案内し、投票をしていただくことになります。

代理投票の場合は、投票管理者が指名した2名の事務従事者が補助者として投票される方について記載台へ案内し、投票したい候補者をお聞きし、補助者の1人がお聞きした候補者名を投票用紙に記入し、もう一人の補助者が投票者の言われた候補者名と投票用紙に書いた候補者名とが同じであることを確認し、その旨を投票者に伝えて、そして投票箱に入れていただくことになります。この際、投票者が発言した候補者名がほかの投票者に分からないように配慮する必要があります。役場における期日前投票の場合は、その配慮のために、投票者の混みぐあいにもよりますが、可能であればドアを閉めて、他の投票者がいない状況で代理投票をしていただいています。ほかの方には少しお待ちいただくこともあります。

また、選挙日当日の投票所では入り口を閉めることはできませんので、投票される方の声がほかの人に聞こえないように配慮しながら代理投票をしていただいております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今詳しく投票方法、それとそういう方々への配慮のことについてお伺いをしましたけども、その中で投票する相手の名前を読み上げて確認を行うために、投票している間は次の人は待たされるという状態で、これはそれ以降の人に対して申し訳ない気分でいっぱいになったとある方がおっしゃっていたので、そのようなことを感じさせないような対処方法などについて検討を今後しっかりと行って、今でも気は使っていただいておりますけれども、そういう方もいらっしゃるということで、その検討もしっかり行っていただきたい。

それから、期日前投票を行った方から、いつもだったら代筆席で記入を行っていたと、今回は代筆席があるにもかかわらず一般席で、きちんと言ったんですけども投票をすることになったということで、担当の方々もかわったりするんで、しっかりとそういうところで代筆の対応方法をしっかりと選管の中で徹底を図っていただきたいと、これは要請をしておきます。

それから、投票率向上の一環とは思いますが、菊池市では期日前の投票率及び当日の投票率と選挙結果の速報、これをホームページで提供しています。この前の大津町の一般質問でも、大津町でできないかということで、大津町の選管の方では今後のものについては菊池市と同様の提供をいたしますということを言われておりました。菊陽町でもホームページでの周知、こういう提案をいたしますので、今後検討結果を確認していきたいと思いますので、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、交通弱者対策と乗り合いタクシーについてお伺いをいたします。

交通弱者対策と乗り合いタクシーの運行は、喫緊の課題だと私は考えております。今回の質問に先立ちまして、交通弱者対策検討委員会での検討事項について私なりの考え方を整理して2枚の資料として担当課の方には12月中旬ごろに提供いたしました。その考え方を根底に質問をさせていただきますが、菊陽町交通弱者対策協議会が開催されておりますが、交通弱者対策としてどのような方を対象と考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策担当課長。

○総務部付総合政策担当課長（矢野博則君） お答えいたします。

御質問の交通弱者対策についての対象者については、平成29年12月議会の一般質問において西本議員の御質問にお答えしたとおり、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人、特に公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人としています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 交通弱者対策ということで、対象者はそのような形で考えているということです。高齢者の免許返納者、買い物難民、巡回バスのバス停まで歩いていくことのできない交通弱者の対策として、多くの町民の皆様から乗り合いタクシーの早期運行を希望する声を選挙期間中も多く頂戴をいたしました。

今年度の施政方針では、公共交通の見直しについては、交通弱者対策協議会を設置し、令和2年1月を目指して巡回バスの再編とあわせて、利用の少ない路線については乗り合いタクシーの導入を検討するとのことでしたが、町長の選挙の公約には、巡回バスの見直しはしますが、早急な対応として乗り合いタクシーを運行しますと掲げてありますが、それとの整合性をどのように考えているのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 昨年度開催しました交通弱者対策懇話会からの提言を受けて、今年度は具体的な路線や走らせ方を検討する交通弱者対策協議会を設置して、その中で議論を進めているところであります。

巡回バスの見直しに先行して、早急な対応をするよう担当の指示はしておりましたが、この乗り合いタクシーの運行につきましては、手続が巡回バスの手続と余り変わらないことから、巡回バスの見直しも時期を合わせて、これ早めるように、巡回バスの見直しもあわせて令和2年1月からとし、3か月前倒しで実施することとしたところであります。

これからも菊陽町のよりよい公共交通体系の見直し、実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いします。

また、詳細な答弁が必要であれば担当課長から答えさせたいと思いますが、時間は大丈夫ですかね。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 時間まで気にしていただきましてありがとうございます。

確かに、町長がおっしゃるように前倒ししていることは私も理解しているつもりです。先ほども言いましたように、公約というのもありましたが、より多くの方から、高齢の方からやはり早期導入を望む声が非常に強いということで、これは町長も感じて3か月前倒しということで、なかなか巡回バスの見直しもそう簡単に1年ぐらいでできるという部分ではないということとは私は理解しておりますので、できるだけ早い、町民の方が望んでらっしゃるということで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

続いて、防災対策についてなんです、現在国が進めている防災行政無線戸別受信機の低価格化が実現したときに、防災士への無償配備をどのように考えているのか、簡潔にお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

防災無線の戸別受信機につきましては、議員が言われましたように、国が量産化、低廉化を進めており、総務省が設置した防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会において、昨年３月に報告書がまとめられ、戸別受信機の標準的なモデルやその仕様書が示されております。これにより今後戸別受信機の低価格化が期待されると思いますが、今のところ価格がどの程度安くなるかは分かりません。

お尋ねの低価格化が実現したときの防災士への戸別受信機の無償配備については、戸別受信機を設置している場所にいなければ放送を聞くことができないことや、防災無線の放送内容は現在きくよう安心メールで配信しておりますので、登録していただければ防災無線の内容を受け取ることができます。このようなことから、戸別受信機の低価格化がされた場合については、今のところ防災士の方への無償配備することは考えてはおりません。

なお、今後の戸別受信機の価格については注視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○５番（西本友春君） 町は今後防災のことを進めていく中では、やはりしっかり防災士の協力を得ていかななくてはいけないということで、防災士の方々の意識を高めるためにも私はこの無償配備は提案をしているところでございますので、そこをしっかりと理解していただきたいというふうに思います。

災害時などに水を使わず、そのまま飲める乳幼児用液体ミルクの試飲会が４月２４日、阿蘇市の道の駅阿蘇で行われ、市内母子７組が参加して、地震のときに子育て中だった友人は断水で苦労していた、阿蘇は災害が多い地域で、常温であげられるのは心強いと熊日の記事に掲載されていました。

政府は新たな災害時に必要な物資と位置づけ、全国の自治体に備蓄を促す方針を固め、内閣府が２０１９年度に改定する男女共同参画の視点から防災、復興の取組指針に、乳幼児が早急に必要な物資の代表例として現行の粉ミルク用品や離乳食用品に加え、液体ミルクを指針に明記することで自治体がつくる防災計画に反映してもらいたい、十分な備蓄につなげる方針となっているとなっておりますが、災害時における必要な物資として液体ミルクの備蓄をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

まず、液体ミルクについて少し説明をさせていただきます。

乳児用液体ミルクは、母乳が不足した場合など、母乳の代替品として使用することができるもので、乳児の発育に必要な栄養条件を満たすよう特別に製造された食品です。粉ミルクとの違いですが、栄養組成は同じでありながら、温め不要で、そのまま授乳できます。お湯が不要であるため、災害時や外出時に、母親が服薬等で授乳できないときなどの使用が考えられま

す。この乳児用液体ミルクについては、国が国内で製造販売するための安全基準や表示許可基準を検討してきましたが、昨年厚労省の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品添加物等の規格基準などが改正施行され、事業者がこれらの基準に適合した乳児用液体ミルクを国内で製造販売できるようになりました。

本年３月に江崎グリコが紙パック入りで賞味期限６か月のものを、また４月に明治がスチール缶入りで賞味期限１年のものを発売したところです。

お尋ねのこの液体ミルクの備蓄についてであります。国内で製造販売されて間もないため、まだ広く使われてはおりません。広く普及しましたら、災害時だけでなく、外出時や母親の体調が悪いときなどの使用も考えられますので、町で備蓄するというよりも、各家庭での備蓄を推進することも考えられるのではないかと思います。今のところは、液体ミルクの一般家庭における普及の状況を見てまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○５番（西本友春君） 備蓄する気はない。ただ、災害はいつ起きるか分からない。私は備蓄しなくても常備して、先ほどありました子育て総合支援センターやいろんなところで町がいわゆる粉ミルクとかそういうを提供しているところがあると思いますが、やはり備蓄じゃなくても常備してその都度提供、福祉関係等含めて提供している場所はあるというふうに思っておりますので、そういうところでの運用含めて少しずつ大津町は常備をしていくという一般質問ではそういう回答でございましたが、しっかり大津町の取組も聞いていただいて、液体ミルク、全国的に普及がしてないと言いますけど、非常にこれ逆に言うと、もう普及して、国も認めてやっている事業でございますので、しっかりとそこは取り組んでいただきたいというふうなことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後１時５８分

再開 午後２時９分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に続き会議を開きます。

布田悟君。

○９番（布田 悟君） 一般質問２日目、最終の質問者であります。にもかかわりませず、このように大勢の傍聴をいただきましてありがとうございます。

まず、私の質問の中で配付資料ということで傍聴席の方々にも２枚の資料が渡っていると思いますので、御確認をお願いいたします。１つはカラー刷りで、１つは白黒であります。あり

ますでしょうか。

まずもって、令和の時代に入りまして、4月、5月、2か月目に入っております。先の天皇陛下、明仁上皇、それから美智子上皇后様におかれましては、30年間にわたり国民の安寧、そして国土の安全、国民と一緒にこの30年間を歩んでこられました。自分の気力、体力の限界を国民の負担に思わせることなく譲位をするというお気持ちで、新しく徳仁天皇、それから雅子皇后様に譲位をされました。お二人、国事行為をはじめといたしまして、日本国のため、日本国民のための諸活動をスタートされておられます。お二人御健康で象徴天皇としてのお務めをつつがなく果たされますことを御祈念いたしまして、今日の一般質問に移りたいと思います。

菊陽町は、菊陽町の総合計画の中で、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」をスローガンに、4つの主たる施策を実現に向け取り組んでおられます。

まず、「人を大切にすまち」ということで、教育、文化、健康、福祉、この観点からこの施策の充実に取り組む。また、「暮らしやすく安全で安心なまち」、自然環境、生活環境、防災、消防、防犯を柱とした施策に取り組んでおられます。菊陽町町民が日々健康に生きがいを持って生活をしていただく、そのための具体的な即効的な取組が必要であると考えます。本日はそのような観点から4項目につき質問をいたします。

質問は質問席の方からさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） まず、質問の1番目でありますけれど、菊陽町にはシルバー人材センターという一般社団法人がございます。ちょっと確認をいたします。公益社団法人です。シルバー人材センターのその人事と運営について菊陽町もかわりを持っていると思いますので、その点についてまず御質問をいたします。

菊陽町といたしましては、以下、シルバー人材センターと、シルバーと申します。シルバーに対して年間640万円強の補助金を出しております。シルバー人材センターの運営に必要な補助金でありますので、当然そのシルバー人材センターの中の執行部を中心とする人事、それからそのシルバー人材センターを運営する点におきまして何がしかのかわりを持ってもしかるべきだと思いますけれど、どのように現在かわっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） お答えします。

菊陽町シルバー人材センターについては、熊本県の認可を受けた公益社団法人として、社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に活動されています。

町は、菊陽町シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、高齢者等の就業機会の確保と

提供に努め、もって高齢者等の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図るための運営に要する経費に対し補助金を交付しております。

シルバー人材センターと町とのかかわりにつきましては、町が財政的援助をする団体であることから、予算及び事業計画の作成及び変更、決算報告及び事業報告等について指導監督を行っているところであります。また、運営面において活動中に事故等が発生した場合等は報告を求め、指導助言を行っています。このほか、年4回ほど開催されます理事会には健康保険部長がオブザーバーとして出席し、助言等を行っています。

次に、人事、運営についてかかわりを持ってしかるべきであると思うとの御意見ですが、地方自治法第157条で、町長は区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるとあり、同条第2項で、必要があるときは公共団体に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ、及び実地について事務を視察することができるとありますが、公共的団体の内部組織関係、例えば役員の決定や職員の処遇にかかわることまでは含みません。また、地方自治法第199条第7項では、町長が監査委員に要求すれば地方公共団体が補助金等を交付している団体に対し、当該財政的援助に係るものを監査することができると、地方自治法第221条第2項では、町長は予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた者に対してその状況を調査し、または報告を徴することができるとありますが、人事、運営といった財政的援助以外の部分については、行政が団体に対し命令や取り消し処分を行うことはできません。しかしながら、シルバー人材センターにはさまざまな活動を通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進してもらい、ひいては介護予防の一翼を担ってもらいたいと考えていますので、今後もシルバー人材センターの発展に寄与できるようかかわってまいりたいと思います。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 今菊陽町、町長ですけれど、町長をはじめとして菊陽町がシルバーセンターに人事の面では介入ができないというそういった規定があるということでありましたけれど、公益社団法人化されてから七、八年がたつと思いますけれど、それ以前の人事面について、先ほどはオブザーバーとしては出席していると、町の幹部の方が出席しているということでもありますけれど、公益社団法人化以前はどのようなになっておりましたでしょうか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 菊陽町シルバー人材センターの変遷ということでちょっと説明させていただきます。

平成7年にシルバー人材センターは設立されております。そのときの理事長が元助役、副町長の五野正明さんです。そのときの事務局長が酒井立身さんですね。平成11年に酒井道治さんという方にかわれて、平成16年に、それまで社会福祉協議会の中の組織だったんですけども、そこから独立しております。平成17年、独立した後の事務局長として現在の理事長でもあ

ります河野正明さんが事務局長になられております。そして、その後に理事長は副町長のかわりによって松永正秋さんが平成19年だけされて、平成20年が社団法人菊陽町シルバー人材センターが設立されて、その年に理事長は山口さんということで、そちらの団体の方が上がられます。そして、平成23年に公益社団法人菊陽町シルバー人材センターということでかわられて、平成25年に坂本國男さんが理事長になられてます。平成27年から事務局長だった河野さんが理事長に上がり、現在の前に勝山さんが事務局長になられて、本年度には事務局長に役場OBの実取さんがなられているということになるみたいです。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 菊陽町も以前は助役さん、副町長がシルバーセンターの中の執行部の中に入っていたということでありまして、公益社団法人化されてからは入っていないということでもありますよね。

なぜ私がこのようなことを質問するかといいますと、やはり六百数十万円の町の浄財を拠出しているわけでありまして、それが人事の運営に充てられているわけでありまして、シルバー人材センターといいますのは、先の答弁にもありましたように、高齢者の雇用の安定ということ、それからシルバー人材センターと聞きますと我々町民は、一般の業者さんもおられるわけでありまして、なぜかやっぱりバックに菊陽町がついてると、何らかの形で公の監視の目がきいているということで安心感を持って仕事も頼まれるわけですね。料金体系もはっきりしておりますので、町民にとっても特に利用しやすく、安心して仕事を頼めるという組織でもあります。

そのような町民にとりまして非常に関心も高く、安心して仕事も頼める組織でありますので、その中における、シルバーセンターの中で働いている従業員の皆さん、そしてセンターを構成している会員の皆さん、そしてそこを利用する町民の皆さん、やはり中の組織が、人事が透明であって、何らのトラブルも引きずっていないというそういった職場、執行部の環境というのが私は要求されるものと思っております。

これが民間の企業、法人でありますならば、その経営者、トップは、まずは自分のところの利益を優先に、半ば公益も考えるでありましょうけれど、主に自分のところの企業、事業所の利益を優先に考え、人事面でも強権を使うわけでありまして、使わなければならないと、そういう場面もあります。しかしながら、シルバーセンターはそうではありません。半ば公の組織であります。公益社団法人という、公益という頭もついております。でありますから、私はそこにどういった今シルバーの中で問題が起きているのか、町民のためにこのシルバーセンターがこのまうまく活用されていかれるのか、安心して仕事も頼め、そして新しい事業の展開に結びついていけるのかといった観点からの監視、目配りも必要だと思います。公益社団法人化しているシルバーセンターの中でも、町もしくは市、市町村の執行部、幹部からその役員に入っているところはあると思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 近隣の自治体の状況なんですが、菊池地域で言いますと、大津町と菊池市が理事長は副町長、副市長さんがされて、理事に担当部長が入られるということです。合志市については、うちと同じように今は役所からの人間はおりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） シルバーの中の執行部と事務局の方、そして会員のスムーズな連携というのが、シルバー人材が委託を受け、請け負っておる仕事、非常に危険を伴うものでもあります。現在は、農業に関する仕事も要請があつてると聞いております。そのような技術、そしてまたその技術を展開する上での危険を回避するような気配り、それからいろんな研修、そういったものも必要だと思います。

働いている人がまずはそこで安全に仕事もできる、そしてなおかつシルバーの運営について一番現場を知っている職員の方々の声というものをその執行部が、理事長を筆頭とする執行部が真摯に取り上げ、そしてそれを人事についてはもちろんでありますけれど、請け負った仕事の展開につなげていくということが一番重要な点であろうかと思います。

現在の菊陽町シルバー人材センターにおきましては、そのようなシルバーセンターが理想とする目標、理念というものが実行できない、そのような環境にあるというふうに聞いております。そこで働いている一職員の方が犠牲となってこの問題がクローズアップされているわけがありますけれど、1人の人の犠牲でもってこれがこれで終わりというふうになっていったら、これは先ほどから申し上げているとおり、菊陽町の町民の方々、そしてそこで構成するシルバーの会員の方々にとりましては非常に不安な状態で仕事をやっていく、それから仕事を依頼するというふうな形になりますので、今後のシルバー人材センターの運営につきましても非常に懸念される材料が残るものと思います。

今問題となっているのは、いわゆる雇い止めにも当たるケースではないかと思っております。この人事を覆すには内部組織であります理事会、そしてその上部構造であります総会におきまして、その人事の交代がなければこのままの体制でまた進んでいるというふうなことになりますので、シルバーセンターだけにそれを押しつけるのではなく、菊陽町当局といたしましても何らかの形で今後はこのシルバーセンターの運営、特に人事面におきましてもその監視ができますような処置をとっていただきたいと思いますけれども、この点におきまして後藤町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） シルバー人材センターにつきましては、法人化されるまでは町の方がシルバー人材センターの代表にいろいろなところとつたところでもありますけれども、公益社団法人になった後は、いわゆるその中で運営されておきまして、特に定款に基づいた中でいろいろ代表者あたりもいろいろ選考するといえますか、理事者の中から公選するような形になっておるかと思

います。そういう意味で、町の方にも理事の方にぜひなっていただきたいというようなことが要請があればそこに入って発言もできるかと思えますけども、ただ法的な中では、先ほど担当課長が申しあげましたように、いろんな補助金を出しているものの使い方とかいろんな面で言えますけど、人事の方には私の方からもそういういろいろ口出しはできんかてなことを聞いたことがありますけども、その辺はもう無理ということでありそうですような状況であります。

また、近々総会もあって、そういうシルバー人材センターの体制も固まっていくかのように聞いておりますけども、今申しあげましたように今回事務局長の方につくのが役場の職員OBであって、その辺しっかりと勉強した人が入っていくようになっておりますので、そこでいろいろうまく流れていけばいいなというふうには思っております。

ただ、法的な中で介入はできませんけども、事情を聞いて、その辺がどうか、とにかくシルバー人材センターで長年仕事に携わってこられました方々が第二の人生としての取組をされているようなシルバー人材センターであるし、ボランティア精神等もやっておられますし、また一方では非常に退職後、年金等も思うように出ないということで働かないことには生活も大変厳しいところもあるというような方で、仕事としてそこに入っているいろいろ頑張っておられる方もおられますので、その辺がきちっとできるような体制の方になってもらいたいと思うところでもありますけども、要は理事会とか総会とかの中で、会員の方々とかその職にそういうことがいろいろできられる方、定款の中でも位置づけてありますので、そういうところでしっかり皆さんの意思疎通をして、本当に安心して会員の方々が仕事ができるようなふうになってほしいとは願っております。

相談があればいろいろできますけども、こちらからそこに介入していくことはできないということは、法律上の縛りがあるということは踏まえなければならないというふうに考えているところです。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 法律上、規定上、定款上のそういった規制を受ける点もございすけれど、菊陽町における高齢者の方々の一つの働き場所の一つでもあるし、公益的な組織でもありますので、ぜひ今起きている、雇い止めにも当たるような問題が今後起こらないような、内部での改革も必要だと思いますけれど、菊陽町、そして菊陽町行政当局も町民のために監視をしているんだぞと、いい意味で監視をしているんだぞという気概を持って、いろいろハードルはあると思いますが、取り組んでいただきたいというふうに要望いたしまして、この問題の質問を終わります。

続きまして、特定外来動植物の駆除についてということで、今日資料で配付しております「みんなで駆除しようオオキンケイギク」というこの問題につきまして質問いたします。

この防止法に基づきます町の駆除対策への取組ということでお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（相馬仙助君） お答えいたします。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物に指定されているのは、動物、植物及び昆虫など、平成30年4月1日現在、全148種になります。この特定外来生物の情報が国及び県から発出された際は、広報きくようなどに情報を掲載し、住民への周知を行っております。平成25年には全国の約半数の都道府県で発見されたセアカゴケグモなどについて、県内ではまだ確認されていない段階から注意喚起と、発見した際の情報提供のお願いを広報きくように掲載しております。今後につきましても、今まで同様に広報紙等を活用し、情報提供の御協力及び注意喚起等の周知活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 今日配付しております特定外来動植物の一つでありますオオキンケイギク、私もこれ町民の方からこういった駆除しなければならない花といいますか植物がはびこっているということで、まず菊陽町の担当課に相談をしたところ、その一部は刈り取ってもらったということでありました。まず、ここが一番顕著にあらわれている場所といいますのが、菊陽町役場の西部の方にありますひばりヶ丘公園、貯水池があります。貯水池は外から子どもたちとかが入れないように安全柵を張りめぐらせておるわけではありますが、そこにこのオオキンケイギクがはびこっている。私はこれ気づいてはおったんですけど、きれいな花だなぐらいしか思っておりませんでした。ところが、これが日本の在来種を淘汰していく非常な繁殖力を持っているということで、これは国を挙げて今これを駆除しなさいという通達が県、市町村自治体にも出ているようであります。

これ輸入されて土木工事ののり面にこれを土砂崩れ防止のために植えた、それから河川敷なんかにもこれを植えたということでもありますけれど、人為的にもたらされたものでありますけれど、これが今大迷惑な状態になってきているということで、早目に菊陽町といたしましても、まずはキンケイギクがはびこっている場所、先ほど言いましたひばりヶ丘にある貯水池、ここの駆除、それから、三里木地区の西の方にも貯水池がありまして、そこもこれがはびこっているようであります。貯水池にはこういった種子が流れ込んで、そこにこういうふうにして増えていくということがあるようですので、そういったところにこれが目立っているということでもあります。また、町道とか県道にも見受けられます。

この問題を受けまして、お話を聞いたときに、すぐ私も町内、それから旧57号線を熊本市の方に行ってみたんですけど、境ノ松を過ぎて東バイパスが光の森の方に陸橋で行っております、それを過ぎた線路際ですね、右側、そこにびっしりと100メートルぐらいに渡ってこれが生えておりました。ところが、1週間ぐらいたちました、二、三日前ですけど、行きましたら、きれいにもうとってありました。熊本市ですね。もう一本残らずとってありましたので、熊本市は動いたなと、そういうふうに感じております。

ぜひとも、まずこれは町が管理しているところは町の責任もありますけれど、町民の方々にもこれを周知徹底していただきまして、その地域、気づいたら抜くというような作業を町民も

一緒になってやるということが必要でありますので、その辺のところを広報をまたしていただければと思っております。今回はこういった、これはインターネットからとったんですけど、カラー刷りですので黄な色が分かりますけど、広報では白黒だったということでなかなか緊張感も湧かなかったと思いますので、ぜひその辺のところをお願いをいたします。

ということで、駆除実施をしておるか、このオオキンケイギクについて、この点をお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（相馬仙助君） お答えいたします。

まず、オオキンケイギクについてですけれども、環境省のホームページによりますと、強靱でよく生育し、黄色の花を咲かせることから、かつては工事の際ののり面緑化等に利用されたり、苗が販売されたりしておりました。しかし、余りに強く、一旦定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物に指定され、栽培、譲渡、販売、輸出入が原則禁止されております。

町内におきましてもオオキンケイギクの生育を一部の場所を確認している状況であり、広報6月号にてオオキンケイギクの駆除について、住民及び事業者の皆様にご協力をお願いしているところであります。

また、町の施設につきましては、石坂雨水調整池、宮の上雨水調整池など駆除を一部完了している箇所もありますが、まずは町有地以外を含め実態の把握に努め、施設管理者と協議を行い、対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 3番目の質問に入ります。

改正健康増進法の全面施行への取組についてということで、令和元年、今年の7月1日に一部施行とされておりますけれど、地方公共の団体、市町村がとるべき措置というものが上がっておりますけれど、その措置というものと実施に向けての進捗状況をお聞きいたします。これ進捗状況となっています、進捗状況をお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問の改正健康増進法の受動喫煙防止対策が7月1日から一部施行されることにより、本町がとるべき措置と進捗状況についてお答えします。

初めに、本町がとるべき措置についてお答えします。

望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められました。

基本的な考え方は、1つ目に、望まない受動喫煙をなくすこと。2つ目に、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すること。そして3つ目に、施設の類型、場所ごとに対策を実施することであります。

改正健康増進法では、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等が利用する施設及び行政機関の庁舎を第一種施設としています。この第一種施設に分類される教育機関、医療機関、児童福祉施設、行政機関は、本年7月1日から原則敷地内禁煙になります。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置することができます。

屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置とは、1つ目に、喫煙をすることができる場所が区画されていること。2つ目に、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。3つ目に、第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置することであります。

なお、第一種施設以外の全ての施設は第二種施設に分類され、令和2年4月1日から原則屋内禁煙になります。屋内での喫煙を認める場合には、喫煙専用施設等の設置が必要になります。

以上のように、本町がとるべき措置として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を促進するよう努めることとなります。

次に、実施に向けての進捗状況についてお答えします。

6月3日の定例課長等会議において改正健康増進法、受動喫煙防止対策についての周知を行っております。各施設の状況であります。教育機関である小・中学校は敷地内禁煙になっております。また、児童福祉施設である保育所も敷地内禁煙となっております。役場庁舎におきましては、以前から屋内禁煙とし、来庁者への配慮から、本庁舎北側に屋外喫煙場所を設置しているところであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 時代は変わりまして、たばこの煙というのは忌み嫌われる存在になってきているわけでありまして、これはもちろん人間の健康にはかえられない問題でありますので、菊陽町といたしましても健康増進の面から健康増進日本一の町を目指すぐらいの気構えを持って取り組み、7月1日からでありますけれども、内容的にも先行して取り組んでいただくような措置をお願いしたいと思っております。

そのような中で、県との連携を図る必要があるところもあるのではないかと思いますけれども、こういったところがありましたらお答えをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 御質問の県との連携を図る必要があるが、どのように考えているかについてお答えいたします。

改正健康増進法第25条の2で、関係者の協力として、国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等管理する者、その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされています。

状況としましては、県から制度の円滑な施行に向け幅広く制度を周知することを目的にパンフレットが作成され、各施設等に配布されております。

また、国による制度説明が去る5月28日に都道府県に対し行われ、本日、県庁において市町村に対する制度説明が行われているところであります。

今後も、県と相互に連携を図りながら、施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換や啓発活動の実施の協力等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 県の施設関係、それから市町村の施設関係、不特定多数の人が出入りするようなところはこの7月1日からこの法律が施行され、条件つきではありますけれど、完全禁煙というふうな措置をとるということになります。

そこで、総合交流ターミナル「さんふれあ」の、私これ以前から気になってたんですけど、奥の銭湯の待合所の中に喫煙所があります。これはかなり10年以上前にできたと思いますけど、分煙対策ということで。これ私も風呂入りに時々行っておりますけれど、喫煙者の方は非常に少ない状況です。しかしながら、やはり喫煙されている方はいるということで、どうも敏感になっておりますので、その煙がどうもすき間から漏れてきているような感じです。においも確かにいたしますので。「さんふれあ」につきましては菊陽町は筆頭株主でありますので、ここはどうでしょうか、町長、株主総会にも出席しておられますので、筆頭株主として、先んじて全面禁煙、屋内禁煙にすることはできないでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この「さんふれあ」については、これは私も記憶がありますけども、布田議員さんずっと前から言っておられますので記憶があるところでありますが、こういう法律の改正もあったところでありますので、特にここは子どもさんから高齢者の方々まで来ておられるということでありますので、次の取締役会等には出して、ほかの取締役もおられますので、そこで合意形成を図りながら制度に乗った対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） 4番のテロ等対策訓練についてということでお聞きいたします。

今日配付しております資料、あんちょこの的にちょっと引っ張り出したんですけど、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律というのがあります。いわゆる通称といいますか、簡略して国民保護法と呼ばれております。いわゆる国民保護法に基づき、外国と言っておりますけれど、想定されるのは、一番、隣の国でもありますけれど朝鮮半島の北の方の

北朝鮮であります。それから、中国も脅威の一つではないかと思っております。ロシアは北海道に一番近いところでもありますし、これスクランブル発進というのがあります。公海上から、また日本の領空場に入ってくるおそれがあるとか、来たときには自衛隊の戦闘機が那覇の自衛隊の基地、それから三沢だったと思いますけれど、青森の、そこからスクランブル発進をいたします。昨年2018年度だけでも999回の出撃をしております。スクランブル発進をしております。その中の6割が中国ということであるようです。そのような1日に3回近くのスクランブル緊急発進をしているような状況でもあります。これが自衛隊のそういった抑止を発揮されないならば、そのパイロットが操縦中に心身の状態がおかしくなり、そのまま日本の領土に突っ込んでくる、攻撃を加えるという可能性も非常に高いわけであります。

それから、北朝鮮はスカッドミサイル等準備しておりまして、それは日本海を越えて九州であれば福岡は7分、熊本も10分かからない時間でそのミサイルが到達するというふうに計算されております。

今日質問の中でもJ-A L E R T、緊急事態のときに携帯電話とかが鳴るJ-A L E R Tです、あれが鳴るまでに3分半かかるそうです。まず、これ北朝鮮を想定しますが、北朝鮮からミサイルが日本の領土目がけて発射されたというときに、まず韓国に駐留する米軍、もしくはイージス艦が日本海におればイージス艦がそれを感知いたしまして、それを日本の、これは自衛隊か内閣が分かりませんが、そこらに連絡すると、そしてそこで初めてJ-A L E R Tが鳴ると。そこまで3分半。一般国民が知るのは発射されてから3分半ですから、福岡だとして7分、あと3分半しか逃げたり、自分を守る措置をとる時間はないわけであります。その3分半の中に自分を守るというのは、それぞれの人の生きる意欲、身を守るそれまでの備えであります。そういったことが今はもう起きないということはこれは言えませんので、そういった万が一と、万が一のことはないですね、もうかなりの確率で高くなってきておりますそのような状態に備えて、防災避難訓練を菊陽町が主導して実施すべきであると思いますが、いかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第3条第2項において、国民の保護に係る地方公共団体等の責務が規定されておりまして、地方公共団体は国があらかじめ定める国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有するとされています。

また、同法の第35条では、市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないとされています。これらに基づき本町では、平成19年に菊陽町国民保護計画を作成しているところです。

お尋ねの外国からの武力攻撃やテロを想定した防災避難訓練等を町主導で実施すべきではな

いかとのことについてですが、国民保護法の第42条において訓練についての規定があり、指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画、または他の指定行政機関の長と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うように努めなければならないとされており、国の各省庁などは訓練の実施の努力義務がありますが、市町村については訓練の実施についての努力義務についての規定はございません。しかしながら、市町村が作成する国民の保護に関する計画に定める事項の一つに、国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項とあります。これに基づき、本町の国民保護計画にも、町における訓練の実施を記載しており、町は近隣市町村、県、国等、関係機関と共同するなどして国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るとしています。

本町では、これまで外国からの武力攻撃やテロを想定した町単独での訓練は実施しておりません。国では、毎年都道府県や市町村との共同による実動訓練、図上訓練を実施しており、熊本県内でもこれまで実動訓練が2回、図上訓練が3回実施されております。平成29年8月に上天草の住民が参加した実動訓練では、X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があるという想定で国からの情報伝達を受け、県と市町村、県警、各消防本部、指定地方公共機関との情報伝達訓練と2地区の住民の屋内避難等の訓練が実施されております。この訓練には本町も情報伝達訓練に参加しております。

また、本年2月には国際的なスポーツイベントの開催期間中、熊本市内で大規模な爆発事案や化学材散布事案が発生し、多数の死傷者が出て、その後、爆発物が発見され、緊急対処事態と認定されるという想定で図上訓練が実施されています。この訓練には、内閣府、消防庁、厚労省、国交省、防衛省などの国の機関と県、県警、熊本市、その他多くの関係団体が参加して実施され、本町も情報伝達訓練に参加しております。

この2つの訓練とも、国、県、市町村等の共同による訓練でありまして、こういったミサイルやテロを想定した訓練は、国や県との情報伝達や連携が非常に重要であり、町主導での実施は難しい状況であります。

町でできます武力攻撃やテロに対する訓練については、他の自治体の例を参考に検討してまいりたいと思いますが、まず広報きくよう等でミサイル発射などの情報がJ－ALERTで流れた場合にどういった行動をとるべきかなどを町民へお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○9番（布田 悟君） ぜひそのような町民向けの啓発措置をとっていただきたいと思います。

昔も今も変わってないと思います。今言ったような武力攻撃とかテロ等につきまして、まず瞬時に身を守るというのは、一番いいのはヘルメットでありますけど、ヘルメットを備えておく、それから防毒マスク、実際私の知り合い、熊本市内の人ですけど、ヘルメットと防毒マス

クは備えられております。そこまでいかなくても、とにかくそういったJ－ALERTが鳴ったときは身を守るすべを常に自分で得ておく、備えておくというのが必要だと思います。自分の身は自分で守るというのが根本でありますので、そういった啓発措置はとっていただきたいと思いますし、できますならば、やはり菊陽町が主導してやっていただきたいと思います。自然災害のときに備えての避難訓練はありましたけれど、ぜひこういうテロとか不意の武力攻撃は一瞬にしてその地域の人命を奪うものでありますので、ぜひとも、熊本県内におきまして上天草市はやっております。ぜひ菊陽町も続いて、先行してこういったことをやる自治体ということを示していただきたいと思います。

以上で私の準備しておりました質問は終わります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時4分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

令和元年6月11日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和元年6月12日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和元年6月17日（月）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和元年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和元年6月17日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 議案第23号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第25号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第26号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第27号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第28号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第29号 町道路線の認定について

日程第8 議案第30号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第9 同意第3号 菊陽町固定資産評価員の選任について

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第11 議員派遣について

日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞理子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 布 田 悟 君

10番 福 島 知 雄 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久美子 君

17番 北 山 正 樹 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真喜子 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |           |                                    |           |
|----------------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 町 長            | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                              | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長          | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長                            | 吉 永 公 紀 君 |
| 総 務 部 長        | 阪 本 浩 徳 君 | 福祉生活部長                             | 阪 本 章 三 君 |
| 健康保険部長         | 服 部 誠 也 君 | 経 済 部 長                            | 士 野 公 典 君 |
| 土 木 部 長        | 小 野 秀 幸 君 | 会計管理者兼<br>会計課長<br>総務部付<br>総合政策担当課長 | 酒 井 章 彦 君 |
| 総 務 課 長        | 板 楠 健 次 君 | 税 務 課 長                            | 矢 野 博 則 君 |
| 総務部次長兼<br>財政課長 | 西 本 一 浩 君 | 東部町民センター所長                         | 内 藤 優 誠 君 |
| 人権教育・啓発課長      | 村 上 健 司 君 | 子育て支援課長                            | 西 本 俊 子 君 |
| 福 祉 課 長        | 吉 本 雅 和 君 | 光の森町民センター所長                        | 和 田 征 君   |
| 町 民 課 長        | 富 田 久美子 君 | 介護保険課長                             | 渡 辺 博 和 君 |
| 健康・保険課長        | 東 桂一郎 君   | 経済部次長兼<br>農政課長                     | 宮 川 照 之 君 |
| 経済部次長兼<br>農政課長 | 古 賀 直 之 君 | 商工振興課長                             | 川 上 一 弘 君 |
| 建 設 課 長        | 矢 野 和 幸 君 | 都市計画課長                             | 井 芹 渡 君   |
| 下 水 道 課 長      | 丸 山 直 樹 君 | 環境生活課長                             | 相 馬 仙 助 君 |
| 総務課総務法制係長      | 小 泉 秀 和 君 | 学 務 課 長                            | 矢 野 信 哉 君 |
| 施設整備課長         | 山 川 和 徳 君 | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長                  | 梅 原 浩 司 君 |
| 図 書 館 長        | 川 端 慎 一 君 | 農業委員会事務局長                          | 鍋 島 二 郎 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第23号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第23号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

議案第23号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、お手元の議案を2枚おめくりください。

改正内容は、放課後児童支援員の研修を実施できる者に指定都市の長を追加すること、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加することの2点です。

まず1点目の指定都市の長の追加は、本条例第10条第3項中、「都道府県知事」の次に、「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加える改正です。指定都市の長が行う研修を修了した場合の効果は、当該指定都市以外の全国の市町村にも及びます。指定都市の長が行う研修を修了した者が本町の放課後児童健全育成事業に従事する場合に、放課後児童支援員として雇用するため本条例を改正するものです。

2点目の専門職大学の前期課程を修了した者の追加は、本条例第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に、「当該学科又は当該課程を修めて、同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む」を加える改正です。同項第5号において、放課後児童支援員の資格要件の一つとして大学を卒業した者と規定しております。専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学卒業者と同等の扱いになりますが、卒業した者には当たりません。当該修了者が本町の放課後児童健全育成事業に従事する場合に、放課後児童支援員として雇用するため本条例を改正するものです。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第24号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（吉本雅和君） 議案第24号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容は、これまでは年3%であった災害援護資金の据置期間経過後の貸付利率を、保証人ありの場合は0%、保証人なしの場合は1.5%とし、あわせて償還の方法を、これまでは年賦償還であったものに半年賦償還と月賦償還を加えるものであります。

3枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、新旧対照表の1ページから3ページ中ほどまでの改正は字句の修正等に伴うもので、説明は省略いたします。

次に、3ページ下の方の第14条の改正は、改正前の災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%とするを、第1項で、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができるとし、第2項で、本資金の据置期間経過後の利子について、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子であります。据置期間経過後は年1.5%とするとし、第3項で、本資金の貸し付けに伴う保証人は連帯して債務を負担するものとし、保証債務の範囲に違約金を包含するものとするを改めております。

次に、1枚めくっていただき、4ページの第15条の改正は、改正前の災害援護資金は年賦償還とするを、改正後は、年賦償還の次に半年賦償還または月賦償還を加えるものです。

最初から2枚目の改正文を御覧ください。

下から4行目の附則で、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第25号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第25号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第25号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由であります。ゆめタウン光の森店の立体駐車場建設に伴います光の森駅前の第2駐輪場の一体的な整備により駐輪場位置が変更になるため、条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容について申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

新旧対照表であります。左側、現行の光の森駅第2駐輪場の位置地番を修正し、改正後案では、菊陽町光の森7丁目46番地1の一部、46番地2の一部、46番地3の一部、46番地4の一部、46番地5の一部に駐輪場位置を改正するものであります。

2ページの位置図を御覧ください。

ゆめタウン光の森店立体駐車場 1 階の黄色で着色した部分が駐輪スペースであります。ゆめタウン光の森店の立体駐車場建設に伴い、光の森駅前の第 2 駐輪場の一体的な整備が行われ、駐輪場位置の条例を改正するものであります。

この駐輪場の一体整備により、より多くの駐輪台数が確保できることになります。これまで光の森駅第 2 駐輪場は、整備前が自転車約 460 台の駐輪台数であったのに対しまして、整備後は自転車 590 台とバイク 33 台の合計 623 台が駐車可能となり、駅周辺の歩道部駐輪の解消と、屋内になるため利便性の向上にもつながります。

それでは、議案書の 1 枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例はゆめタウン光の森店増床部分の店舗のオープンに合わせ、令和元年 6 月 27 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16 番（小林久美子君） 議案第 25 号で、実際、ゆめタウンの駐車場はかなり工事が進んでいるんですけど、この議案は、その工事との関係では早目にしておかないといけないとか、そういう問題がないのかどうかを一つ、お尋ねしたい思います。

それからあと、光の森駅とこの立体駐車場や今後の計画等がどういうふうになってるのか、その点についても分かればお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 光の森駅前の第 2 駐輪場ですけれども、これまで乱雑に駐輪されていたのが、整備後はラック式になることから、きれいに並べて駐輪されるようになります。また、これまでは屋外ということで、雨にぬれたり、ゲリラ豪雨や集中豪雨の際にはけがを負う危険性がありましたが、整備後はそういったリスクの減少が期待でき、利用される方々に非常にメリットがあると思っております。

新しい立体駐車場の構造につきましては、1 階が駐輪場と駐車場、2 階と 3 階及び屋上が駐車場となっており、店舗側にとりましても有益な土地利用となることが考えられることから、早期の工事着手、完了を期するところであります。

今後の計画につきましては、株式会社イズミと十分な協議を行いまして、その後、そういうことになっていくかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16 番（小林久美子君） 私は、別に駐輪場は、この前一般質問でもしましたので、460 台が 623 台ですか、そういうふう増加したり、屋外だったものが屋内になるとか、そういうこと

じゃなくて、もう既に3階建て立体駐車場がイズミにできてるわけで、その後、この土地の、こういうふうになりますという、今日議決をするわけなんですけど、特に反対とかではなくて、その時期というのはこれでいいのかどうかというのと、それから全体としてイズミといろんなところで共存共栄をしていくというのが町のスタンスだというふうに思いますけれども、今までの光の森駅に立体駐車場ができて、いろんな交通渋滞のための道路が広まったりということで、そちらの方を優先すると、今までなかったものができるので、圧迫感をやや感じるようなところも、町民の方からはそういうお話もお聞きますので、今後この駅と立体駐車場の関係とかで、今計画を考えられておられることがあるのかどうか、この2点についてお尋ねをしているんですが、よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えいたします。

先ほど建設課長の方からも説明がありましたけれども、6月27日のゆめタウンのオープンに合わせて、駐輪場もあわせて運用するところなんですけれども、その前倒しもできないかという話もありましたけれども、ゆめタウンのオープンに合わせて立体駐車場、そちらの方も6月27日がオープンということで、今急ピッチで工事を進めているところであります。ですので、なかなか前倒して駐輪場をオープンすることもできませんし、27日にオープン開始ということで、これはゆめタウンさん側で決定事項でありますので、それに合わせて条例を施行するというところでございます。

それから、2番目の質問でございますけれども、いろいろ圧迫感があるとか、住民からそういうふうな心配事があるというふうに質問がありましたけれども、その辺についても、ゆめタウンさんから駐輪場をつくっていただいて、町と契約して運用をするんですけれども、そういった心配事については、十分現地を確認しながら、もしもそういうことがあれば、ゆめタウンさんと協議を行いながら、いろいろ対策を打っていきたいというふうに思います。

それから、駐輪場は、やっぱり台数が増えますから、今まで煩雑だったものが、ラックもつくもんですから整然と整理ができるというふうに思っております。ゆめタウンさんからは、契約して管理会社も現場で管理業務に当たっておりますので、そちらの方とも協議を行いながら最善の運用に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 運用の問題ではなくて、この駐輪場の、こういう条例を改正するのは、もう既に建ってる中で土地がかわるわけですね、町の土地が。それでも別に大きな条例が、その時期に、今日議決されるということで問題がないんですかという質問。

建つ前にそういう条例をつくらなくてもいいのかどうか。極端に言えば、そういうことをお聞きしたいのと、あと光の森駅から立体駐車場にまたつなぐとか、そういうのもあるんでしょうか、今後の計画。すいません、何か説明があったかもしれないんですけども。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） 今回、この条例をかけたのは、運用開始が6月27日を予定しておりますので、それから後の条例の改定ではなくて、その運用の前に議会にかける必要がありますので、今日になった次第でございます。

それからあと、自由通路ですか、自由通路が駅まで延びる可能性があるか……

（16番小林久美子君「いや。今の立体駐車場に伴う何かほかの計画って、もう既にあるのかないのか」の声あり）

今回の駐輪場については、もう整備はこれで完了なんですけれども、立体駐車場に伴う計画については、いろいろ以前も一般質問にもありましたけれども、駅と、例えば今のイズミさんがつくってらっしゃる立体駐車場、そちらを結ぶという構想も、以前、一般質問でありましたけれども、そういったものも含めてゆめタウンさんと協議をしたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第26号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第26号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第26号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由で説明がありましたように、新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、急を要するものが生じたので補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に3億714万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億5,009万2,000円と定めるものです。

2ページをお開きください。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の5商工費国庫補助金は、本年10月に消費税率の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的としたプレミアム付商品券事業に対する事業費補助金を1,450万円、事務費補助金を438万1,000円、それぞれ増額しています。

次に、款の18県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、幼児教育無償化の実施の円滑化及びシステム改修等に伴う事業のため子ども・子育て支援事業費補助金を644万4,000円、津久礼井手改修完了に伴う補助として経営体育成支援事業交付金を531万3,000円、それぞれ計上しています。

下の9ページを御覧ください。

目の9災害復旧費県補助金は、すまいの再建支援事業のため300万円を増額しています。

10ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、1,000万円増額し、計を7億6,000万円とし、目の13総合スポーツ施設整備基金繰入金は、総合体育館建設のため2億円計上しています。

次に、款の23諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を250万円計上し、プレミアム付商品券の販売収入を5,800万円増額しています。

下の11ページを御覧ください。

3の歳出になります。増額する主なものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費は、コミュニティ助成事業補助金を1地区250万円計上しております。これは自治会のコミュニティ活動に対するもので、内容は三里木区の放送施設の整備となります。財源は、全て財団法人自治総合センターの助成金です。

13ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、平成28年熊本地震により被災された仮設住宅入居者のすまいの再建支援を公営住宅への入居まで拡大されたことにより、公営住宅入居助成金復興基金を300万円計上しています。

次に、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、14ページにかけて幼児教育無償化の実施の円滑化及びシステム改修等に伴う事業のため644万4,000円計上しています。

15ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、中心経営体農地集積事業負担金を708万4,000円計上しています。

16ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、プレミアム付商品券事業に対する事業費を7,688万1,000円増額しています。

下の17ページを御覧ください。

款の10教育費、項の6保健体育費、目の5総合スポーツ施設整備費は、18ページにかけて総合体育館建設のため、節区分の13委託料、説明欄、設計委託料1億7,260万1,000円、地質調査委託料1,967万9,000円など2億213万2,000円増額しています。

19ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため88万2,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第27号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第27号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第27号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、総合スポーツ施設整備のための用地取得を土地取得特別会計において先行取得し、その後に一般会計において当該用地を購入する計画であり、そのため土地取得特別会計

の補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に2億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,088万9,000円と定めるものです。

次に、第2条で地方債を計上しているところです。

2ページをお開きください。

2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の地方債は、総合スポーツ施設用地取得のための公共用地先行取得事業を2億990万円計上しています。

5ページからは補正予算に関する説明書になります。

8ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、10万円増額し、計を97万7,000円としています。

次に、款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、総合スポーツ施設用地取得のため2億990万円を新規に計上しています。

下の9ページを御覧ください。

次は、3の歳出です。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は2億1,000万円計上しており、内容は総合スポーツ施設用地取得のための土地購入費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第28号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第28号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第28号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に85万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億667万9,000円と定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

歳入は国庫支出金と繰入金の増額です。

下の3ページで歳出は総務費の増額です。

次に、8ページを御覧ください。

歳入については、款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4事業補助金を42万9,000円増額、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2その他一般会計繰入金を43万円増額しています。

次に、下の9ページを御覧ください。

歳出については、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を85万9,000円増額していますが、これは本年10月1日施行予定の消費税引き上げに伴う介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る費用となります。

なお、財源につきましては、半額を国からの補助金、残りの半額を一般会計からの繰入金で賄うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第29号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第29号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第29号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

①の路線は、古閑原2号線であります。場所は、古閑原区の東側になります。また、②の路線は、古閑原3号線であります。場所は、町営古閑原団地の西側になりまして、いずれも民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。

③の路線は、原水駅前6号線であります。場所は町営光団地西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

3 ページを御覧ください。

④の路線は、馬場2号線であります。場所は馬場区南西部に位置しておりまして、1 ページ、2 ページと同様に民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 1点お尋ねをいたします。

この民間事業者が開発した住宅の部分ですけれども、住宅の建設に伴ってですが、都市計画法に基づいていけば、町の方に事前審査の説明に来てると思いますが、そのときに町はどのような指導をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 道路の件でございますけれども、議員御承知のとおり、32条協議によりまして協議を行っているんですけれども、町としましては、県の開発指針と同じように

しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 県に言われたからそのとおりにするというような感じで聞こえるんですけども、菊陽町の主体性というところで、この件については僕も何回も質疑なりさせていただいてるので、僕の気持ちはもうお分かりいただいていると思いますが、都市計画法の第1条は、要するに、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするというのが都市計画法の第1条、目的です。ですから、都市計画法からすれば、細かいミニ開発のようなものが起きたときに、後でその地区を大きく開発をしようとするときに開発ができなくなる。だから寄与するというのが都市計画法の基本的な考え方です。

菊陽町の中には、行きどまり道路とか、隣接しているところで隣に行くのにもぐるっと回り道をしなければいけないという道路がたくさんありますので、県にそう言われたからそう答えたというのは、ちょっと町の考え方としてはいかがなものかと思いますが、後藤町長、この辺についてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） すいません、私の方からちょっと補足したいと思いますが、北山議員いつも言ってらっしゃいますよね、通り抜け道路が望ましいと。ということで、町の方もそれが一番だと思っておる次第でございます。

ですので、いろいろ32条協議が上がってくるときには、まず開発業者と、行きどまりでなくて、行きどまりの場合の図面についてなんですけれども、なるべく通り抜けはできないかということで検討をお願いしている、それが一番だろうと思っております。その中で、なかなか用地買収が難しいとか、どうしてもそういう制約がある場合は、行きどまりということでやむを得ないというふうな見解でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） それでは、議案第29号町道路線の認定について、改めて反対の立場で討論をさせていただきます。

今、土木部長のお話も伺って、多少安心をしたところがございます。ただ、この町道とか道路については、一回つくってしまうと時間を超えて大きく影響が残るという施設であって、や

はりこういう取扱いにはもう少し注意をする必要があると、僕はそう思っております。

一般的な健康保険法であるとか、町のその他の条例とか、そういったことについては過去のことというのは余り問題になりませんが、道路というのは、一回つくってしまいますと、そこに30年、40年、50年と大きな影響が残っていく、こういうことが、申し訳ないんですけど、熊本市の方に行っても、道がぐるぐるぐるぐる回って、どこに行くんだろうと思って走っていくと、突然行きどまりになってしまうというのもありますし、私の住宅のすぐそばも、軽自動車も離合できないという道路で、町の人たちが、何でこんな道路になってしまうのかという不満を漏らす人たちはたくさんいます。

したがって、その開発業者の皆さん方の規模によって大きな開発ができる、できない、そういう能力はもちろんあるかと思うんですけども、町の方としては、行きどまりは、絶対といえますか、つくらないんだと。そして、その行きどまりというのは、再三申し上げているとおり、もし何らかの災害があったり火事があったりしたときに避難できなくなる。救急、大型車が道路に入ってこれなくなる、そういう問題があるので、今回は6メートル道路がほとんどですけれども、問題ないと思われるかもしれませんが、将来に向かって禍根を残しては絶対いけないと思いますので、さらに行政の皆さん方の奮起を期待するという意味を込めて、今回は反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第30号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第30号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第30号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを説明いたします。

提案理由ですが、地方自治法第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議

会の議決を求めるものでございます。

内容について説明をいたします。

2枚めくっていただきたいと思います。

参考資料として、熊本県市町村総合事務組合の規約の新旧対照表をおつけしております。別表第2は組合の共同処理する事務で、第3条第10号に関する事務は交通災害見舞金に関する事務ですが、左側の現行の2行目の合志市がこの交通災害見舞金に関する事務から脱退するため、合志市を削除するものでございます。

1枚目にお戻りいただきたいと思います。

附則の第1項で、この規約は令和元年9月1日から施行するとしております。また、附則の第2項で経過措置を設けておりまして、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 同意第3号 菊陽町固定資産評価員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第9、同意第3号菊陽町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、同意第3号菊陽町固定資産評価員の選任について説明いたします。

町の固定資産評価員につきましては、町の税務課長を充てるべく、昨年12月に当時の酒井章彦税務課長を固定資産評価員に御承認いただきましたが、本年4月1日に会計管理者兼会計課長として異動いたしました。

固定資産評価員は充て職ではございませんが、町としましては税務課長を固定資産評価員に充てたいと思っております。また、現固定資産評価員の酒井章彦会計管理者から本年6月末をもって固定資産評価員を辞したいとの願いが出されまして、6月30日をもつての辞職を承認したところでございます。

このため、現税務課長であります内藤優誠氏を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

内藤優誠氏は、住所が菊陽町花立3丁目1番8号で、生年月日が昭和43年11月24日の満50歳でございます。経歴につきましては、平成2年4月に菊陽町に採用され、29年目になります。さまざまな部署を経験しまして、現在は3度目の税務課でございまして、税務課長の要職にありまして、町長が行います固定資産の価格決定の補助をする者として適任でございまして、ぜひ御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（上田茂政君） 日程第10、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

現委員であります春野宗敏様が令和元年9月30日をもって任期満了になります。春野様は、現在、平成28年10月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で人格及び識見とも高く、再任の候補者として推薦するものです。

春野様の略歴につきましては、配付しております関連資料を御確認いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、春野宗敏君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は春野宗敏君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第11 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員などの変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和元年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時1分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 大久保 輝

菊陽町議会議員 阪 本 俊 浩

菊 陽 町 議 会 会 議 録
令和元年第2回6月定例会

令和元年6月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 上 田 茂 政

編集人 菊陽町議会事務局長 高 木 定 伸

印 刷 株式会社 きょうせい九州支社

電 話 (092) 831-0700 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電 話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919